

奥州信夫郡福島
 小菊山
 奥州伊達郡川俣
 同州列田郡白石
 奥州宇田郡中村
 天鷲山
 根笹派
 奥州白川郡花輪宿
 高海山
 奥州名取郡増田
 同州栗原郡金成
 同州稗貫郡花輪
 根笹派
 奥州岩城郡植田村
 大白山
 奥州遠田郡米岡
 同州西岩井郡山ノ目
 羽州山形
 以上十二ヶ寺組合
 越後國中ノ原

奇竹派
 京大佛本池田町
 筑前國博多
 勢州河内郡打越白子
 鈴法山
 水戸八ヶ寺
 常州水戸小生瀬村
 佛后山
 水戸上手網村
 當時無院六ヶ寺
 長泉寺 徳山 鐵水
 活惣派無院四ヶ寺
 駿河沼津
 上州淵
 羽州秋田
 下總藤橋
 支配下無院
 石見白銀山森村
 筑前福岡
 筑後高田

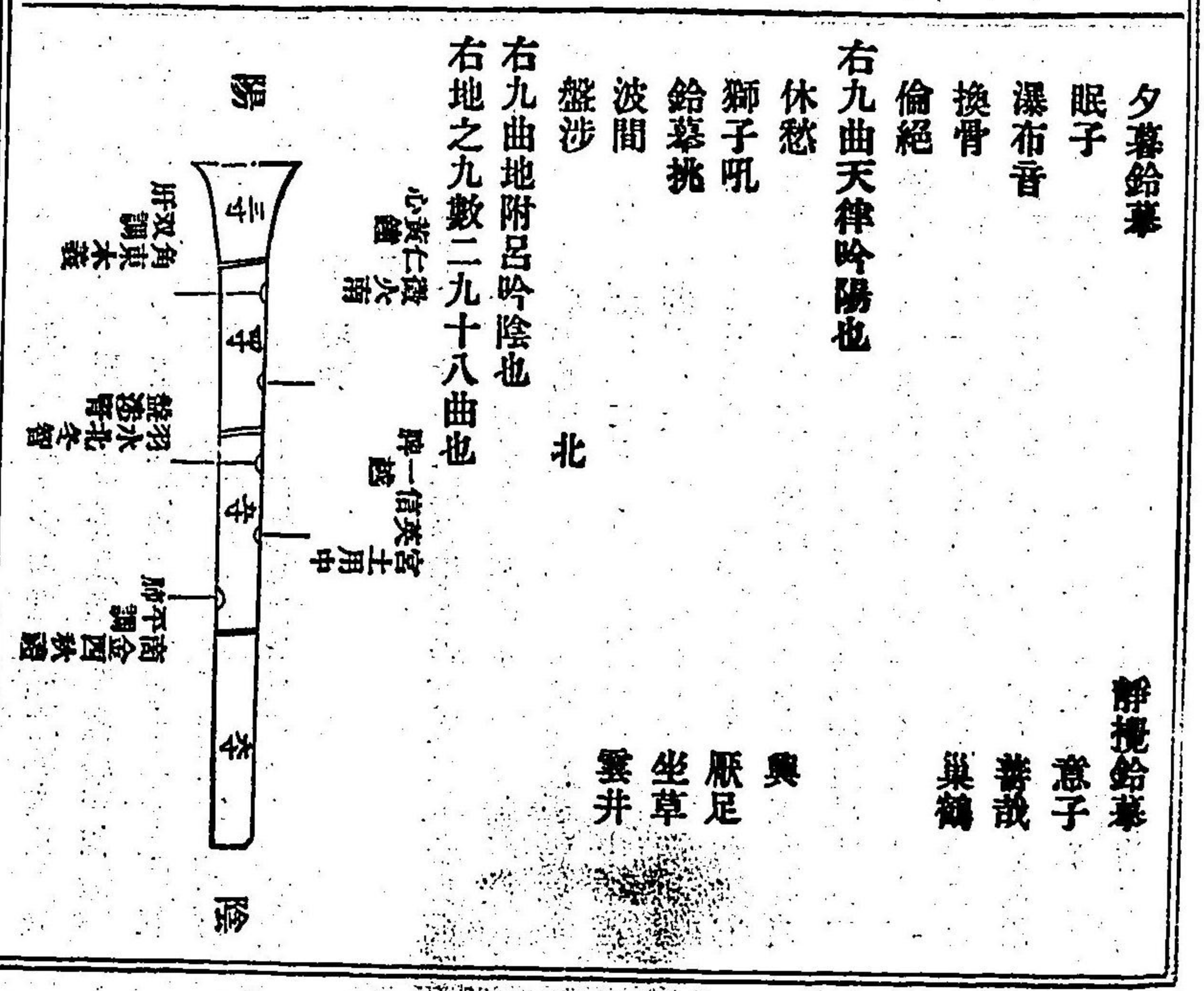
蓮芳軒
 清涼軒
 武縁寺
 喜染軒
 武音寺
 布袋軒
 金成寺
 松岩寺
 高岸寺
 三夕
 鈴澤寺
 臥龍軒
 明暗寺

明暗寺
 一朝軒
 普濟寺
 水隣寺
 勘車
 勇暫 玄達 勘夕
 神宮寺末
 高海寺
 利光寺末
 光林寺
 鈴法寺末
 風袋寺
 全末
 虚空院
 西岸寺
 圓通寺
 露月庵

奥州湯澤
 同高屋
 同山神
 同鶴柳
 同柏崎
 同山之上
 越後系魚川
 奥州小田
 以上十一ヶ寺
 一月寺
 直末 八ヶ寺
 孫末 七ヶ寺
 無院 四ヶ寺
 鈴法寺
 直末 七ヶ寺
 孫末 三ヶ寺
 總寺數九十三ヶ寺
 六十八ヶ寺當時相續
 二十五ヶ寺無院
 洞簫曲名

夕暮鈴暮
 眠子
 瀑布音
 換骨
 倫絶
 右九曲天律吟陽也
 休愁
 獅子吼
 鈴暮挑
 波間
 盤沙
 右九曲地附呂吟陰也
 右地之九數二九十八曲也
 心廣仁發 大南
 牌一信英 宮土用中
 静攪鈴暮
 意子
 善哉
 巢鶴
 興
 厭足
 坐草
 雲井

門流庵
 宅心庵
 花林軒
 門笠庵
 一養庵
 順宅庵
 一龍軒
 葉流庵



虛靈 三曲

無碍窟 西 虛空 東 虛靈 南
右傳來之曲

本手二十一曲天之七數也

常陸州鹿島郡大藏山福泉寺常什天竺因陀羅王墨書之
維摩尊大唐經山寺無準禪師之讚略記

大日本國東海路常陸州鹿島大藏山福泉寺略記

夫當山者人王五十代桓武天皇爲夷民平均國家鎮護有
勅願所草創之古道場而世々當國大守金湯寺門修造伽
藍就中同帝苗裔國香之子孫常陸守府中大源平朝臣高
幹造營大伽藍納采邑三千石而令使前上野守平朝臣忠
幹守護忠護忠幹亦納數項草創已來三論法相台密諸宗
高德沙門相續蓋席人王九十五代後醍醐天皇正中二年
乙巳春相模守平朝臣北條高時拜請華藏和尚爲禪林始
祖建法幢立宗旨盛播揚大教住山二十八年人王九十九
代後光嚴院文和元年壬辰八月念八日據坐接衣示化其
後十四代有名禪林尊宿相繼住持人王百七代正親町院
天正十二年甲申從總大戶地福寺清鏡山和尚董席師本
有圓成國師裔故出世洛西華園妙心寺以來至今十四
代開山法脈是故轉位出世依妙心寺矣高幹以後相模守

北條高時喜捨永樂錢千貫文之地世々領之亦大田之城
主佐竹義興里見安房守土井大炊頭安藤對馬守相續納
采邑守護守門人王百九代後水尾院寬永以來悉割取
寺領有境內東西南北數百間之御除地耳殊末山捨頭百
餘院悉屬他山纔有末山七箇寺捨頭二箇院云
寬政十二年庚申春

維摩尊略緣起

常陸國鹿島郡大藏村福泉禪寺維摩尊像天竺因陀
羅王之畫讚是大唐經山無準禪師之墨跡なり當寺開山
華藏大和尚入唐の時唐土の天子よりは是を頂戴歸朝あ
りしより星霜五百年に及び其後元祿年中水戸中納言
光圀卿當山へ御駕を止め給ひ尊像を拜覽御修覆御裏
書被爲成候誠に三國傳來本朝無双靈驗新なる尊像な
り殊に天明寛政年中禁裏御所を始め奉り將軍家并尾
張大納言宗睦卿水戸中納言治保卿其外御連枝方御内
拜就中松平大炊頭頼教公書翰中山備前守信敬公書翰
有之候夫維摩居士と申奉るは過去の金粟王如來にし
て釋伽如來の化を助けんか爲に天竺毘耶城王と成給
ふ聲聞緣覺もろくの羅漢一人も維摩に答ふるもの
なし故に文殊菩薩及び三萬二千の諸聖を従ひ病を問

しむ維摩居士答て曰我病尋常の疾にあらず一切衆生
三毒の病に犯され迷悶するがゆへに我疾ひあり若一
切衆生疾ひ滅せば我疾ひもめつせんと其外いろく
解脱の法問を説給ふ其時一丈四方の室に三萬二千の
獅子座を鋪天女來て花を降らし又衆香國より香飯を
乞ひ求めて大衆をもてなし或は妙喜國を手の上にお
せて大衆に見せしむ其外いろく神通不可思議也委
しくは維摩經にあり一度拜する輩は一切の惡事災難
をよけ難病重病平愈する事疑なし

維摩尊御影

安産の守

疫病除之守札

疱疹の守

月日

大唐經山寺無準禪師之筆

示疾毘耶 平地風波 醫不得處 疾在口多

水戸黃門公御裏書

維摩之像、因陀羅繪、贊語無準筆、實世上希有之物
也、去年偶過常州鹿島郡大藏村福泉禪寺之次、見此
繪甚及破壊、故裝潢以還壁焉、

元祿壬申之年

御書之寫

法體清勝御在寺候哉久敷絶音問背本悅候然ば維摩
畫像一軸修覆出來候故態以飛脚爲持進之候如何に
存候得共裏に少々加恩筆隨而當山松蓐一籠贈進之
候尙期佗日候恐々頓首
八月十五日 西山隱士

福泉寺

關髓和尚

狹座下

芳翰落手維寒氣甚候其表愈御清勝之由珍重存候當
山莊無恙儀にて易御心候餘事期後日候頓首
十一月十五日 西山隱士

關髓和尚

回章

龍同氣源英事辱蒙不審予屋下官損庇之愁手足之慟
除俗忌候付申謝不宣
五月三日 光圀

福泉寺

常峰和尚

凡右

御書簡落手候空氣甚其元愈無異儀由珍重々々頃愁
耳痛洗與無之旨保養專要候當山莊清閑に候萬機期
他日候頓首

十一月十五日

西山隱士

福泉寺

光園

常峰和尚

回章

常陸鹿島郡福泉寺所藏、因陀羅畫維摩之像有無準之
讚、其書畫共古樸温雅實是風塵外之奇物也、余嘗觀
無準之真蹟於尾張公之館、至今恍然在眼中而不能忘、
今又再觀之尙爲逢故人之懷不亦說乎、而幅背面有西
山公之手澤、自今之後彌久而可珍之物也、余頃借東
岳君而觀之因書數言以謝之云、

寛政五年癸巳之春 源頼教記印

維摩畫像因陀羅

贊無準筆一軸

常陸國鹿島郡福泉寺之寶物也、然處經星霜依令表裝
破壞黃門光園卿被修補之于其裏被眞蹟可秘藏之證據
分明也曾不可出門外仍猶又記之與于福泉寺代々之住
職者也

寛政五年癸丑二月一日

備前守從五位下丹治眞人信敬

維摩畫贊ハ略ス

無準口口贊口多

得處病在地風波醫不示疾毗聊平

武州多摩郡八王子十五組内

島坊宿

一高貳拾壹石三斗五升一合

外に高四石四斗

同 高六斗六合

常福院 傳寶院 八大坊 圓明院

台藏院 寶藏院 萬寶院 辨寶院

圓法院 廣學院 陸寶 島之坊

權現機關ヶ原大阪兩度之御陣小田原玉龍房抽井山島
之坊御陣員御供仕候今以御陣員所持仕候

武州橋樹那馬場寺尾村

正一位相國院稻荷ト云ヘル神社アリ神主友野丹後之

輔ト云フ則御影アリ

武州惣社府中六所宮略縁記

祭禮毎年五月三日夜駒籠同四日神樂同五日神樂夜

ニ入御興神行六月廿日神行六月廿日神樂七
月七日神樂八月朔日神樂神事角力各參詣群
集此外毎月恒例神事

抑武藏國惣社府中六所宮ハ人王十二代景行天皇四十
一年五月五日大己貴尊出現鎮座勅許有て神殿御造營
圭田を給ふ垂跡は大己貴尊相殿五神は伊弉尊素盞鳴
尊瓊々杵尊大宮賣命布留大神是を稱し奉りて六所宮
とは申奉る御造立以來凡一千六百餘年の星霜也康平
年六月廿日源頼義公八幡太郎義家公奥州安部の貞任
宗任征伐として御下向當社へ御宿願翌廿日御出陣悉
御勝利御凱陣の節一の鳥居の内八町餘並木御寄進種
々寶器を獻し給ふ只今に社地の大木は義家公の御寄
進なり依て六月廿日天下安全の神事執行たり凡八抱
餘りを一として杉其外餘多の神木有之隨身門の外並
木鴉鷲其外さまぐの水鳥巢を作り寒三十日は何か
たへか行さりぬ寒あきぬれば一日もたへず歸鳥す日
ことに品川海より魚をとり其巢へはこふ治承四年十
月源頼朝公關八ヶ國の軍勢府中軍配河原に召集られ
當社へ御宿願西國の大敵をほろほし給ふ文治五年本
社末社まで不殘御建立壽永元年八月十一日源頼家公

御誕生之御願として葛西三郎清重御代參御太刀其外
寶器を獻し給ふ寛喜四年二月破損によつて修理を加
へ給ふ武藤左衛門尉資頼奉行たり頼朝公御下知によ
つて國中神職相集り七月十二日夜十三日朝天下安全
御祈禱相務今以執行なり夫より鎌倉代々足利北條家
に至るまで信仰たり其後天正十九年權現様御入國御
在國の惣社御信仰被遊社領五百石御判物被成下武藏
國中一統參詣日々繁昌慶長五年關ヶ原御合戦の節御
勝利御祈禱悉く御利運其後大阪御出陣前御在國の惣
社御神威の事ともあらせらるゝ趣を以て慶長十一年
本社隨身門末社まで不殘御建立大久保石見守殿御奉
行たり同十九年大坂御出陣前神渡左衛門佐御前召
させられ御勝利御祈禱被仰付御出陣大坂御陣所まで
神主罷登御守等御執行有後御陣中より恐多くも權現
様御黒印御直書被成下台徳院様よりの御書判口度ま
で被成下今以神主家の重寶たり毎年正月六日獨御禮
申上御代替の節時服等拜領被仰付候大阪表悉く御勝
利御凱陣之上大門左右三百間餘馬場二筋並木御寄進
扱亦社地に往昔より馬市是ありしは關ヶ原大阪兩度
の御馬當所より出何れも名馬たり諸軍書にも見へ侍

り御吉例の御馬市にて御馬役中を初め諸家の馬紋武家一統南部仙臺江戸馬口勢撰申事誠に府中町軒をならへて繁昌たり則權現様御下知の高札今以相立享保年中口有之口當時御休に相成江戸表にて有之御吉例の御馬市まなび致べきよし被仰付江戸馬口勢頭石町名主山本傳左衛門馬喰町名主源兵衛毎年御馬受取社地へ参り御寄進の馬場乗廻し社頭權現様御宮へ参詣其馬は毎年兩人拜領今以無懈怠相務本社左の方權現様御宮有台徳院様御建立なり權現様御建立の御宮は正保年類焼其後嚴有院様御再建久世大和守殿御奉行たり只今の御宮は其御建立の御宮なり扱亦當社大祭は毎年四月廿五日神主始社役人品川海へ濱下り身會貴して五月五日まで禁足潔齋して五月三日夜駒くらへとて御駒役の者十二疋の駒灯火けし今夜に乘くらへ參詣見物餘多有之同五日夜は社の御輿神行此夜も灯火をけし暗夜なり御旅所にて様々古例の式神主神馬に乗り流鏑馬等有之三の矢聲に太鼓打出し惣方供奉の燈灯松明かゝり數々出御の時に引替て賑々敷事なり遠方の輩は府中の町に泊りを求め神行を拜し奉る六日は田植の神事として年中の御供米を植る不淨を

さり清淨に作り其出來餘田にことなり南は神奈川東は葛西貳合半料北武藏は申に不及五穀成就の願とて苗を持來る惣して武藏の國中は六日府中の御田植とて神酒を備へ祝をなす當社は五穀成就運の守護神にて大國神とも稱し奉る往古より社中一統鼠をいましむる事なし是社の由あるゆへなり其外いろ／＼社傳ありといへども繁多なれば是を略し荒増縁起御由緒を記畢

景行帝四十一年五月五日大已貴尊神降于此帝命建廟配以去來尊服狹狹雄尊亞宵氣尊布留大神大宮賣大神以六神合祀廟曰六所宮
巳孟春 矢島忠兵衛書

靈龜石畧縁起

武州大師河原村石觀音堂前の手水石は云享保十八年巳年の秋海中より揚る所の靈石なり御海底に在事年久し漁人見て大悲靈場の手水石となさはやといふ心をも同ふするもの數多ありて彼所に行て是を見るに沙みつる時は見へす沙干る時には石上の沙三四尺石面苦なめらかにして砂中に入る事幾程といふ事を知らす引揚んと方便なければむなく止ぬ其後復行て

見るに大龜石の邊に遊ぶ沙干るに隨て見れば左右十歩許か程深さ一尋餘り堀りうかてり網を附くへきの便あれば衆人力を得て水に心ある者を入れて網をかかけ船二艘ならへ轆轤なといふものなとをまつらひ兩船の間に釣り沙のみち來るを待て陸の方によする不思議なるかな水底を見るに以前の大龜三ツ四ツ石邊をはなれすしてともに石をさゝけ揚るが如し人々いよ／＼奇異の思ひをなし念悲觀音の力をたのみ信力堅固の志をはけまし一句の日數を経て終に同七月晦日堂前に至る陸に揚るに及てかの龜去りぬ是豈龜の力にあらずや故に此石を靈龜石と號て誰か大悲威神力のあらたなることを尊はさらんや嗚呼末代參詣の男女此水に盥せは煩惱の塵垢を去て身心清淨ならん委敷は本縁起の如し此度本尊開帳の序であらましをうつつして普くまらしむるもの也

寶曆九己卯年三月

惠日山

別當

明長寺

石手水鉢ニ靈龜ノ二字アリ

鶴木光明寺什寶ニ額アリ弘法大師ノ筆蹟ト云フ

玉川披砂

大 靈 王

武江額林眉毛軒

河楚門人越智通溪

額背ニ 七拾五歳而

謹雕

空海

多摩郡是政村安右衛門所藏渡唐天神之畫像有安右衛門所藏小祠在是政村河原御代官野村彦太夫檢地之節除地一石七斗

其贊

暗香千里外

北野一枝梅

神德不曾盡

看古往今來

花園未派紹巴拜贊

多摩郡龍門山高安護禪寺鐘銘
武州多摩郡龍門山高安寺者征夷大將軍源尊氏公曆應年中所荆立、至今垂始四百載其間寒暄代謝所作之鐘沙乎破者擊之久矣雖先師天室老人重創大殿予接其緒修復庫院并衆寮破鐘未改鑄皺眉掩耳聊廢弛之於多事

焉今茲甲戌之冬募緣發化簿尋賴衆檀方助添銅若干片乃命龜氏新開鑪鑄既而摸則成甚絕妙也因自歎曰懿哉斯鐘奄々妙音鐘々震起羅漢救屢屢梁武拔獄苦亦復可唏焉不意蚤莫禪誦力作佛事不日令故業重光矣遂銘之以詩四章四句

鴻鐘新範、金銅純精、性本空寂、體是圓成、鴻鐘新範、器中稱英、弗考弗撞、迅雷鏗轟、鴻鐘新範、聲動地紘、備觀音德、救苦安寧、鴻鐘新範、以懸法城、永傳不朽、爲國家榮、

時元祿七年龍舍關逢閣茂冬臘月佛成道日

當山七世代再建立

當武當府

冶工 藤原苗裔 吉久

森久保氏 盛政

關氏 種吉

多摩郡拜島村玉應山龍津寺ニ類アリ玉應山ト書セリ辛卯春二月錢塘周堂ト名アリ此寺禪宗ナリ什物ニ達摩ノ畫讚アリ丁未歲廣寒吉旦烟霞野禱若芝敬寫ト

贊ニ一葦蕭蕭渡碧江 廓然無聖播梁邦

少林春色花開處 無限香風起法幢

戊申 季春姑洗月

黃藥木庵敬題

又什物ニ兆殿司ノ大黒アリ

羽村里正岡本小源太所持ニ白隱和尚達磨ノ畫贊アリ

是ハ略ス又白隱和尚ノ書

村民の長殿子

孫萬歲繁昌の

御祈禱の謎々

桶屋の正直なに

村民の長殿

とはどうじや

はて村を削り取譯さ

深山の熟柿なに

長殿の御家

とはどうじや

果ては皆人知らず残らす

つぶれて仕舞ての井戸ばか

残る程によ

近頃中惡くけれと長殿はかでもおりやと思よ大凡村民の長たらんず人々は毎日此謎を三腹せば子孫萬歲

日出度かるへし來世に付けてもと

寶曆辛巳冬 □ □

寛永十七年

椎名兵庫

下郎長兵衛様

吉綱

よくく市兵衛迷惑かり申候へとも貴様よりの使之間申付候乍此上たかいに中よく細工仕候様に可五上村之鑄物師鐘之銘文被仰付候以上

出入ニ付相方被仰付兩度迄願候件は則相方爰元にて年々從前に鑄物師之相方も御座候へどもはや切申銘文に御座候間市兵衛に申付候間其以心行可被成候へは此上市兵衛御代官所之鑄物大工筋に御座候間藤右衛門與次右衛門も以來共中よく前々之通に可被仰付候猶具上に可申承候恐々草々

卯月八日

吉綱

熊川村農夫幸藏所持古文書二葉

制札

右於福生郷に儘妨狼籍堅乞停止畢若背此旨横合非分申懸仁には則可申上者也 仍如件

布施兵庫太夫 花押

酉三月六日

横地盛物亟 花押

代官

大石左馬助 花押

百姓中

天正十三年氏照家人ヨリ下ヌ狀ナリ福生郷内熊川村

野島兵庫所持之

制札

右於福生郷當方軍勢甲乙人等不可有亂妨狼籍若違背者可討捨者也仍如件



西

六月十五日

氏照朱印歟多喜山之城主 酉ハ天正十三年ナリ福生郷之内熊川村野島兵庫末葉石川五右衛門代々傳之來モノ也

多摩郡草花村兵藏所持本紙杉原紙

名乘證文之事

一御年拾四歲御息子様御病氣私御養生仕リ奉差上候

爲御褒美ト山本氏正御免被遊難御有奉存候
天正貳 山本勘允

辰之吉祥
前書之通り如件
甲斐信玄

玉川披砂下

武州高幡山不動明王并本堂由來
一本尊不動尊坐像御丈ヶ壹丈餘弘法大師御作也その
かみ高幡山の絶頂に御堂ありて尊容を安置去給ふ
今年まで凡八百六拾餘年其後御堂建立の事は平山
の武者所季重の願主なり抑するを幼少より此不
動尊にかうへをかたむけ武名をいのるに弱冠のこ
ろ世上に強勇の名をあらはし治承の頃平家追討の
とき源頼朝公に屬し義經にまかたつて西國におも
むき一の谷にて一二の懸に勇を輝し其外の勳功世
上にあきらけし戰場にいたる毎に堅きを破り強き
に勝事偏に此尊のおふごによるもの也故に天下平
均安堵の後心中の願をはたさんと高幡山に八間四
面の御堂を建立有しと也則御堂の材木切取所を今
に木切澤村といふ民家あまたあり又工匠削彫場を
現に番匠谷と名付いまに是あるなり隣村平山とい
ふ所に則季重の墓あり今にその跡を残す舊刻曰建
武二年乙亥八月四日の夜俄に大風起り大木根をぬ

き御堂忽に顛倒す故に平地に引きだすといへりそ
の節本尊の御首落たる所に清冷の水涌出して千日
のひでりにも滅することなし又數日の霖雨にもま
す事なし今に至て鼻井と號し關伽水御供の用水な
り諸人寒熱の二病腫物痛所眼病諸病に或は呑ある
ひはつけ平愈せすといふことなし御堂を平地に建
立する施主平の助綱并大中臣氏女心信をはけまし
四年にして其功畢星霜押うつりて今年凡三百五十
餘年也古記に曰(應永廿二年勸化之節)岩殿山の御
合戰河越没落小山御對治若大滅亡奥州御發向毎度
汗を流し猶近き頃も大風大水天下疫癘諸災の時は
尊體汗をなかしそのえるしをあらはし給ふ也土地
の老若よくえる所なり誠に靈驗比類なき尊容なり
澆季たりといへ共信心歸依の輩願望成就の細素無
量無遍あけてかぞふべからす内には廣大無量の慈
悲をふくみ外には四魔三障をはらふ誓願難有事哉
一火炎に十九布字を刻彫し利益無遍自心堅固の相を
あらはすなり
一脇立二童子矜羯羅制吒迦化身の御作なり舊記に曰
已成不知行方退出偏に可謂冥慮或時忽然として化

僧登人來りて謂曰靈佛の不動尊に二童子なし不可
也予か作如何住持許諾す則一ツの室に入て戸を閉
て出る事なく不日にして造功畢ぬ則脇士とす近邊
の僧俗男女手をうち悦事限なし既にして靈僧さら
んとす喜悅のあまり三町餘送りゆく離別に望て靈
僧忽にみへす貴賤奇異の思ひをなし依てその所を
別旅村と名付一社を建立して別旅大明神と號一村
の氏神なり二童子建立の土地に稻荷大明神をまつ
りて今に有之なり

多摩郡高幡山金剛寺ノ古碑

妙祐 文明三年五月十六日

禪尼

此外ニ永正ノ年號カヌカニ見エル

青石モアリ斷碑モアリ

又不動尊御影アリ紀州ニテ出來シ御影ナリ

古板ト云フ

八王子信松院什物仁科内藏介資眞追薦書記

追薦

御供料 餅米二俵

御茶湯 初むかし一袋
後むかし一袋
僧衆工戒臘茶五十斤
以上

仁科内藏介 資眞

又什物仁科内藏介資眞寄附書記
寄附

- 一 嚴父法性院殿 位牌
- 一 慈母香林院殿 位牌
- 一 愛兄忠靖院殿 位牌
- 一 妹桂巖院殿 位牌
- 一 妹玉田院殿 位牌
- 一 武田家過去帳 一冊
- 一新館附
- 一 用人局女共之位牌
- 一小栗附
- 一 用人共之位牌
- 一 法性院墨跡 一軸
- 一 蟠龍軒母衣 一張
- 一 僧松法會記 一冊

一軍船 二艘
一居紋 以上

源資眞

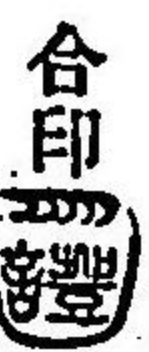
又什物に軍船木形記

我祖先の領國は封内皆山谷の地にして弓矢をとりむすびし境も又陸軍也故に傳ふる所之軍書に舟軍の法精しからず依之祖考國を出て難波に有しとき早河彌惣左衛門幸豊と共に小早川中納言に謁して船戰の法を授り得たり則家臣窪田加藤等に命して朝鮮を征する軍船二艘の木形を寫さしめて家に傳ふ此重器慶長五年祖考流浪の節より新館許に預置同十九年携て西國へ蟄居せり今予寓居の中たるかゆへ倉卒の變などにかゝらんを恐れ梅樹老和尚に約して又新館の禪室信松院の帑藏に納め預る者なり穴かしこ我徒にあらざる者には猥に一見をゆるす事なかれ

正徳四年

十二月十六日

資眞



梅原和尚

几右

又什物に太閤御書
態々遣候敵様子のき、いり人数有のま、うつけたる様にて將監隼人も介陣取り山へ取上候由に候然者不追様にと存先勢遣候其方は其儀留守居申付追而左右可申候間何時も一左右次第人数召れて相越候將又此書狀何も見分早々可相届候恐々草々

筑前守

玉川披砂

卯月四日

秀吉墨

松原七郎左衛門殿

武州多摩郡谷保村安樂寺門前圓戒塔
權僧都圓戒塔

圓戒師姓南氏、其先出楠氏也、江都小石川人、考某奉仕于德廟師、少而讀書頗達於鎗劍之術、性淳朴無私、繼官父業因疾免之、遂去後武州多東郡谷保村寄食於本定庸有年、於此矣邑人舉請學書不肯固辭、遂應於其需、鄉里師之、尙之日進月至而門德三百有餘人、謂本定庸曰、舍齡於筆硯之間、不遂菩提心非吾志也、師事于同邑安樂寺慧澄上人、即入無爲名圓戒、讀誦法華經、掌朝夕香火事、奉佛無他事矣、若有人疾貧窮不能求醫、有與藥救之、飲食又從其所好與之、鄉里爲之如慕其父母也、寬政己酉年夏四月十有四日寂、年八十有二、窆安措之、門人建石爲之誌而已、

遠 由晴
本 定英謹誌

府中稱明寺德阿彌公御碑之形

應永一四月廿日

德阿彌親氏

世良田氏

連光寺村惣左衛門所持ノ掛物紙地也

雲門三向無指樂

洞山五位絕安排

衲僧踏暮踏不暮

十二街頭破

草鞋

虛堂樂雲侍者



武州多摩郡世田谷領宇奈根村長立山常光寺額殿棟札裏書ハ曼陀羅ナリ(文章調布日記附録にあり各畧す)

天文年中上野國新田郡ヨリ出テ小田原ニ仕フ其

後陣中ニ在テ疵蒙リ此處ニ遁レテ民間ニ交リ

荒井對馬治義

元龜四年癸酉年病死

宇奈根村土中ヨリ出ル

大黒紐ノ銅印



武州池上本門寺客廳前鐘

武州池上長榮山本門寺大國院

贈紫

裏ニ題目アリ 日韻花押アリ

武州世田ヶ谷領瀨田村名主長崎四郎右衛門家所持先

祖ハ北條家ニ仕ヘテ長崎次郎トモ云

今般御籠城之内日夜

懸引於方々抽走廻條神

則思召狀如件

永祿四年三月廿一日

長崎土佐守殿

武州多摩郡喜多見村慶元寺所藏喜多見若狹守口宣

上卿河野中納言

寛永三年八月十九日

宣旨

若狹守平勝重

宜令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原元親奉

喜多見村

慶元寺

永劫山華林院慶元寺

元祿元壬辰歲十二月六日

開山眞逆社空譽上人

右之通ニテ因名ハ相知不申候入寂ヨリ當年ニ

至テ百十八年ニ相成申候

一心光院殿之事

右心光院殿御石塔塚之南照寺ト申寺ニ有之候由

乍去是ハ開傳ニテタシカ成事ニハ無御座候

慶元寺住

眞譽陳印

本宿村小野宮次左衛門施財

享和中

一府中妙光院本堂再建

凡金七百兩餘

享保十九年

一同寺唐銅常燈

二基

永代油料 田島一町七反十三步

一同寺常樂會料

田畑二反步

一同寺銅寶篋印塔

一基

寶永六巳年

一同所蜜藏院一ヶ寺取立

僧一人住居米拾俵餘ノ田地寄附

享保十六年

一百番觀音新像堂共

西國府中妙光院佛供料田畑三反步

阪東同所蓮乘寺佛供料田畑三反步

秩父小野宮正光院佛供料田畑三反步

元文五年

一正光院石寶篋印塔 一基

享保十年

一信州善光寺常夜燈

油料田畑七反步

一同寺融通念佛供養料

田畑三反步

一高幡山常燈 銅燈籠 二基

油料田地三反步

一眞照寺

田畑四反步

一紀州高野山常燈 寄進 西南院

銅燈籠 二基

元文三年

に而御座候體は知り被成度候は、諏訪宿村にて相早寺の過去帳に明白に有之由竹間加賀入道事は、まれ不申候と御申被成候皮之御預け被成候書物は能便り爲持進上可仕候

己の

竹間氏日野本郷農家に有之由

十二月十四日

追啓脇差此ものへ御歸候時々御渡可被申候同苗彌惣右衛門様御痛所少々は申候然は寒のきみせい時に御座候間痛出候時分も有之候

去八日ノ日付

中村市彌

十二日ノ付状相届申候

甲州士ノ由

佐藤彦右衛門様

自關野

御許

日野本郷名主彦右衛門先祖也

多摩郡立川郷芝崎村八幡宮本地佛二軀像一軀ハ鐵佛ナリ背ニ

武州多東郡

立郷芝崎村

八幡本地並

奥願主立川

宮内女おね、

本願太夫式部

于時天正拾四甲年三月十五日

大工椎名土佐守

一軀ハ黄金佛ナリ弘法大師ノ作ト云フ昔ハクボミテ面形タノ如シ背ニ

武州多摩郡立川郷芝崎村

八幡宮鏡一面爲家内安全

五十嵐與八郎

天文四年己未八月

鏡ニ



如此ノ穴



如此

アリテ

トコロニハ有之然レハ古ヘ鏡アリシヲ盗人ノ取レル歟

武州多摩郡谷保天満宮路縁起

抑神靈の昔を尋に延喜のかしこき御代に出て菅原公と申奉るは天性の聖徳の鏡の如く自曇りなき事をまろし召せとも讒者の言の葉にかへり謗りの息を蒙り昌平四年筑紫太宰府に遷し奉る比よりも父子一時に五所に離れさせ玉ひき御公達四人有る中にも三男三郎道武公は當國玉川の邊り谷保の里へ被遷玉ふかくて星霜三の春を迎ひ延喜三年二月御父亡させ玉ひければ三郎君ひたふる筑紫の空のみ思ひやり慕ひ歎せ

玉ひければ余り御父形容を手つから彫刻鎮座なして且暮孝道の誠を盡されしとなむ然ありしより年去り世轉とも神容嚴然として永く傳りて今天満天神の秘尊と稱し奉るものはなり其後十年餘り經て三郎君此地に逝去なりければ今に三郎殿と崇め號しける是より先三郎君當地の縣主たる貞盛女を娶り一子を得生しを菅原道英とを號しける其六代を津戸三郎爲守とて右大將軍に仕へけるとななかつて村上天皇の御時

當社を崇敬の餘り狛狗二疋を賜り後宇多院の御宇勅ありて天満宮の額を納め玉ふまた源の義經は武藏國龜井などの人々に仰せて大般若經を書寫し後代の重寶となす神容の奇なる事世に稀にして最も關東第一の靈跡日本一軀の尊像なり依て畧興致を記して世に傳るのみ此由來を知るもの此神靈を仰き貴さらめか

狛犬ハ村上天皇ヨリ賜リシト云

一ツノ目ノ玉眼トレテナシ盗人ノ所爲ト云額ハ草書ニテ天満宮トアリ額背ニ建治元年乙亥六月廿六日

巳書之正三位藤原朝臣經朝ト有リ

多摩郡石上山般若院彌勒寺ニ津戸勘解由左衛門尉ノ

碑アリ延文五年七月十日津戸勘解由左衛門菅原規繼ト見ユ子尅死去沙彌繼トアリ

多摩郡小野宮廟碑

小野宮者、在武州多摩縣小野村、在昔安寧天皇使兄武日命國造此州、兄武建府於此縣、置祖廟於此地、兄武者下春大神之後、二井諸忍野神狹命九世孫、下春者天孫隨駕三十二神之一而威靈之最也、

遂稱縣曰府中、號廟曰一宮、時謂州爲國、謂守爲造、謂廟爲宮、謂創爲一、皆古言也、

小野元縣名、府中日顯而小野月隱、地屬多麻縣而名僅存於村落耳、蓋上古質朴無廟號、獨依地而稱矣、

今也小祠存羊、亦其名見於延喜式神名帳、爲古廟也明矣、旁有枯株周圍十尋許、其上可坐百人、藥枝高

徑摩天、殆乎有二千餘歲之想、爲故地也明矣、創降建置莫古焉、舊制威靈鍾於此、宜也四方祈禱隨應有

驗、內藤子章名重喬好古善醫、今茲傷其衰、修廟勸碑、使余銘焉、長島侯援筆篆碑面、銘曰、

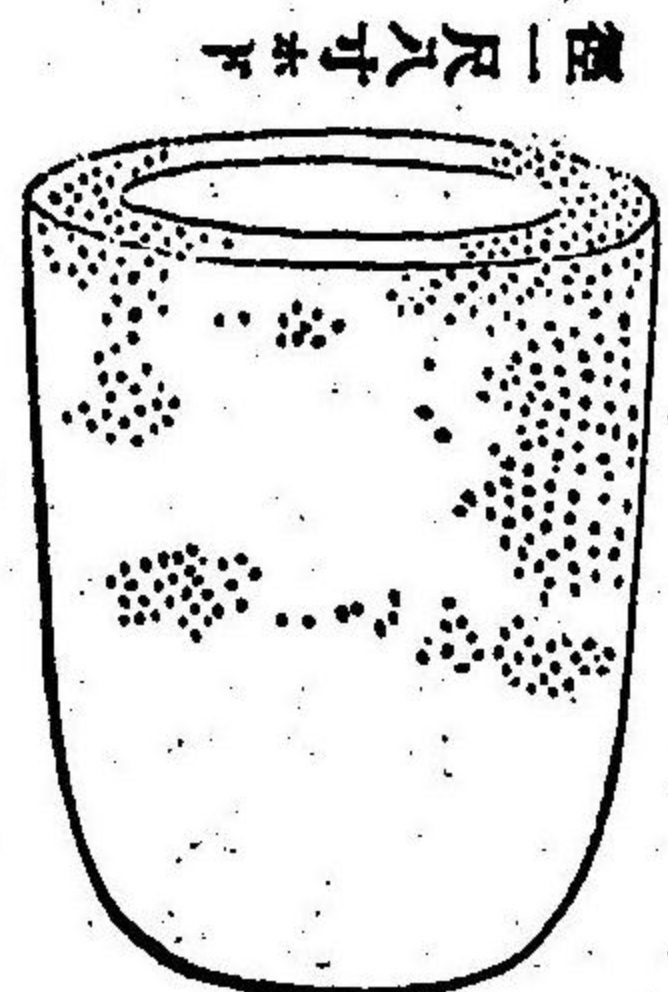
鐘靈創祠、二千餘年、志工勸碑、不朽是傳、寬政七年九月望日出雲國下太夫、江都鳩谷孔平信敏撰、男信龍涉筆、次信風修約、長島侯人藤原巖恭書、

内藤重喬肅建、
享和三戌九月刊布
多摩郡府中善明山ニ偏無爲翁ノ像アリ畧之
多摩郡小野宮内藤次左衛門所持信海寛文十二年富士ノ狂詠
寛文十二富士狂詠

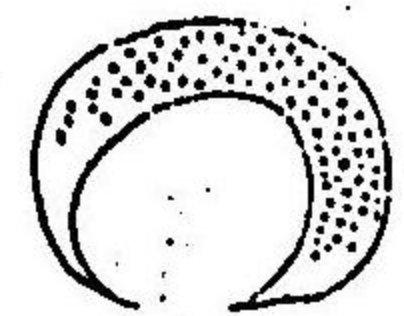
雪おれのふしの大たけ筒にして
のこらすいけてみよしの、花
卷狩の名残とふしのくもみまで
散たるつるをいわら左衛門
時えらぬ世諦しらすやふしはさて
たら／＼雪の汁こほし哉

多摩郡上落川村里正朝倉與五衛門所藏天正十八年大
閑御朱印古文書調布日記下巻にあり
多摩郡百草村松蓮寺縁起及古文書調布日記下巻にあり
多摩郡新井村里正土方市兵衛家所藏古刀二有リ一
ハ長サ三尺一寸銘ニ貞治三年正月日備州長船秀光ト
アリ一ノ短刀ニテ八幡大菩薩ト有リ土方氏ハ先祖
出雲守ト云シ也
多摩郡浮岳山深大寺所藏吉良御所奉納波平行安刀有

リ無銘土中ニ埋リ有リシト見ヘテ鋪甚シ三尺四五寸
モアルヘシ
多摩郡蓮光寺村惣左衛門所持ニ調布白アリ此白上染
屋村清水彌一ト云モノ世々相傳ヘシヲ清水氏衰ヘテ
府中宿七右衛門ニ譲リ七右衛門ヨリ蓮光寺村富澤氏
玉淵ニ傳フト云フ



此所尖リテ
河原ニサス
ナリ染屋村
ニテ持手
水鉢ニスト
テ切落シタ
リト云フ



底穴

底ニハ水ヲイレ
テ香クナルベシ

多摩郡落川村朝倉與三右衛門系圖略

(調布日記下巻にあり此處に省略す)

多摩郡府中番場宿名主矢島次郎左衛門所持之
水帳表紙寫

文祿三年甲午 樋口又兵衛
武州多東郡府中御繩打傳馬屋敷水帳
八月廿一日

同斷所持割付寫 茂右衛門宿トハ今ノ番場宿ナリ
府中茂右衛門宿卯御成筋割付之事
一田畑合三百七石九十五升五合 有高
此内田石
拾石五十升 中かれ
此取四石七十六升一合
三十二石一十七升三合 下かれ
二十九石三十七升 下々かれ
此取四石六十九升七合
引差七拾二石一十三升
殘二百三拾五石八十二升五合
此取百四拾五石二十升七合
此外
一米一石五升 新田
一米四石 卯改出
取合百七拾一石三升五合

右辻急度皆濟可被申候若遅々仕候者セイ／＼サイソ
クヲ以可申付候仍如件

元和元年卯極月廿日

守左



寛永三ヨリ守左太夫トアリ寛永十三年ヨリ番場宿
ト有之 百性中

奥書ノ前ト述ヒシヲ寫置

右如此相定上者極月廿四日ヲ切而急度皆濟可有之若
遅々於有之ハセイ／＼催足ヲ以可申付候仍如件

元和三年巳極月十五日

守左太夫

右同斷

右如此相定上者極月十五日ヲ切而皆濟可致候若其
過於無沙汰ニ者鍵責を以急度可申付也

元和四年午霜月十日

守左太夫

鍵責ハ鍵責ノ誤字也然ルヲ鍵責ト書置テカクノ如
ク心得タルモヲカシ

元和元年ヨリ
正保四年ヨリ
慶安元年ヨリ
萬治元年ヨリ
萬治二年ヨリ
同三年マテ

守屋左太夫
野村彦太夫
野村藤左衛門

寛文元年己酉年ヨリ
 天和二年丙寅年ヨリ
 貞享四年甲辰年ヨリ
 元禄四年乙卯年ヨリ
 元禄三年甲寅年ヨリ
 元禄二年癸丑年ヨリ
 元禄元年壬子年ヨリ
 享保元年甲申年ヨリ
 同五年マテ
 享保六巳年
 享保七寅年ヨリ
 同十六亥年マテ
 享保十七子年ヨリ
 寛保三年辛酉年ヨリ
 寛延元年辰年迄
 寛延二年巳年ヨリ
 同三年マテ
 寛延四年未年
 寶曆二申年
 寶曆三酉年ヨリ
 同五年マテ
 寶曆六子年
 明和五子年
 明和六巳年ヨリ
 安永五申年迄
 安永六酉年ヨリ
 天明三卯年迄

野村彦太夫
 國領半兵衛
 西山六郎兵衛
 細井九左衛門
 今井九右衛門
 雨宮勘兵衛
 會田伊右衛門
 松平九郎左衛門
 岩手藤左衛門
八年ヨリ定免ニナル
 上坂安左衛門
 箕 李之助
 辻六郎左衛門
 船橋安右衛門
 伊奈半左衛門
 小野左太夫
 辻源五郎
 池田喜八郎
 久保田重左衛門
 飯塚伊兵衛

天明四辰年ヨリ
 同八申年マテ
 寛政元酉年ヨリ
 享保元酉年
 野田文藏
 飯塚常之丞
 早川八郎左衛門
 右年々ノ割付悉ク本紙ニ裏打シテ所持セリ
 多摩郡府中六社ニ錢佛アリ胸前ノ銘古銘ト見ユ

武江披砂

序

今より二三十年あまり昔我若かりし頃、江戸砂子に洩れたる事ども、大城の事をはじめとし、それより東西南北をわかつて五巻となし、武江披砂と名つけ置きて、猶のこりたる事とも見いづるまゝに、書き添へむとせしが、いつしか七十の翁となりぬ、老の病のひまある日、此草稿を求めいて、書きさしたる所、又は其後に加へんと思ひしくさく多かるを、附録となし置きぬ、意長くして日短かといひにし詩の意も、斯くやありけんかし、文政と改まりぬる年の冬のかなば、杏花園のあるじ細林樓に誌す

引書

吾妻鏡
源平盛衰記
太平記
江亭記
見聞軍抄續太平記
安土記小日向金剛寺碑
永享記
北條五代記
鴻臺合戦
小田原記
新編鎌倉志
家忠日記
享祿以來年代記
新安手簡
南留別志
慶長元和要日記
御年譜
黄葉集
羅山文集

土津靈神言行錄
玉露叢
丙辰紀行
武藏野記行
梅花無盡藏
廻國雜記
更科日記
身延行記
江戸志
諸家續胤
新見隨筆
鹽尻
慶長見聞記
慕景集
朝野雜記
註書讚
和學辨
北條家分限帳
垂加草
蛛網草案集
舉白集

萬葉緯
滑稽太平記
洞房語園
私加多咄
落穂集
南向茶咄
甲陽軍談
兵家茶話
豫章記
鶴岡八幡宮古文書
多賀谷記
東國戰記
六誹園立路隨筆
服部氏日記
ゑるしの反古
續みなし栗
今業平物語
沙石集
武家大系圖
柳營日記
舜舊記

凡例

一此書は古書に散見せる、江戸の事實をのみあつめて、つふさに今の所々を去るすにはあらず、まかれども、これまで江戸の名勝をしるせる諸書にもれたる事實は、まはらく聞見のまゝに書つくるもの、其例にたがへるをとかむる事なかれ、

一凡江戸の地理を去るせる諸書、寛永の吾妻めぐり、延寶の江戸雀、貞享の江戸鹿子、元祿の江戸咄、享保の江戸砂子、續江戸砂子、元文の江戸名勝志等すてに梓にちりはめたるものは、ことごとくこれを去るべきをせす、其の外寫し傳へたる遺佚の紫一本、大道寺氏の落穂集、柏崎氏の事跡合考、近藤氏の江戸志、酒井氏の南向茶話、及續編等人もつたへ吾家にも藏めたるは、又これを去るさす、たゞ見合せにもなるへき所々を抄出して参考の便とす。

一神社佛閣のまげきにいたりては諸書に譲りてのせず、唯そのかくれたるをもとめ遺たるを補ふのみ。

一江戸四境の近郊は、各その方角によりて附録すたゞ三餐のかれいひに足りて一日の行程に過ぎざるのみ。

一年ころ江戸の事實につきて古老の遺聞をたつね、愚按の一得とも思へるは、外編となして別に傳ふ。

南畝子しるす

武江披砂卷之一

南 畝 子 輯

○江戸

東鑑卷一云、就中清重三郎於源家一抽一貞節一者也而其居所、江戸河越等中間進退難治定一歟
 武藏國住人江戸太郎重長源平盛衰記卷十九
 江戸太郎重長東鑑卷一十四卷十五
 江戸太郎重長東鑑卷九
 同次郎親重
 同四郎重通
 同七郎重宗東鑑卷九
 江戸太郎東鑑卷十卷十五
 江戸四郎東鑑卷十卷十五
 江戸左衛門尉能範東鑑卷二十一
 江戸八郎左衛門尉東鑑卷三十一
 江戸八郎太郎景益東鑑卷三十二
 江戸七郎重保東鑑卷三十三
 江戸七郎太郎重光東鑑卷三十四
 江戸七郎太郎長元東鑑卷三十五
 江戸七郎太郎長光東鑑卷三十六
 江戸下野守

江戸遠江守太平記卷三十四
 江戸淡路守延文三年十一月廿二日基氏ノ狀ニミユ
 江戸中津同兵衛九郎鎌倉記正平廿三年六月四月河野通直渡海船中御伴ノ中ニアリ
 江戸近江守見聞軍抄源氏ノ下ニアリ
 江戸下野入道心佛小日向金剛寺永正十年ノ碑文ノ中ニミユ
 江戸右馬廐 江戸力助安土記武田四郎ノ内高天神籠城ノ中ニミユ
 江戸出羽 江戸又左衛門東國戰記文正十年上州新田金延文元年九月ノ古文書江戸宮内少輔清重代同六郎四郎高泰トアリ貞享三年三月古文書武州江戸次郎太郎重通代子忠綱六重村トアリ
 江戸左京亮續太平記
 忠通子水戸城主 天正年中
 江戸但馬守藤重通彦五郎忠通か子にて結城晴朝か翌ナリ
 那到五郎通城子 那到五郎 通泰曾孫通勝子
 弘治三年二月十三日卒 江戸但馬守通泰
 江戸次郎親重 通勝子重通ノ父
 江戸三郎重宗 江戸但馬守忠通
 江戸刑部重頼忠 江戸彦二郎常光
 江戸太郎重繼 江戸攝津守朝忠
 江戸太郎重高 江戸太郎重景
 江戸太郎重高 後豊後守 江戸太郎重繼

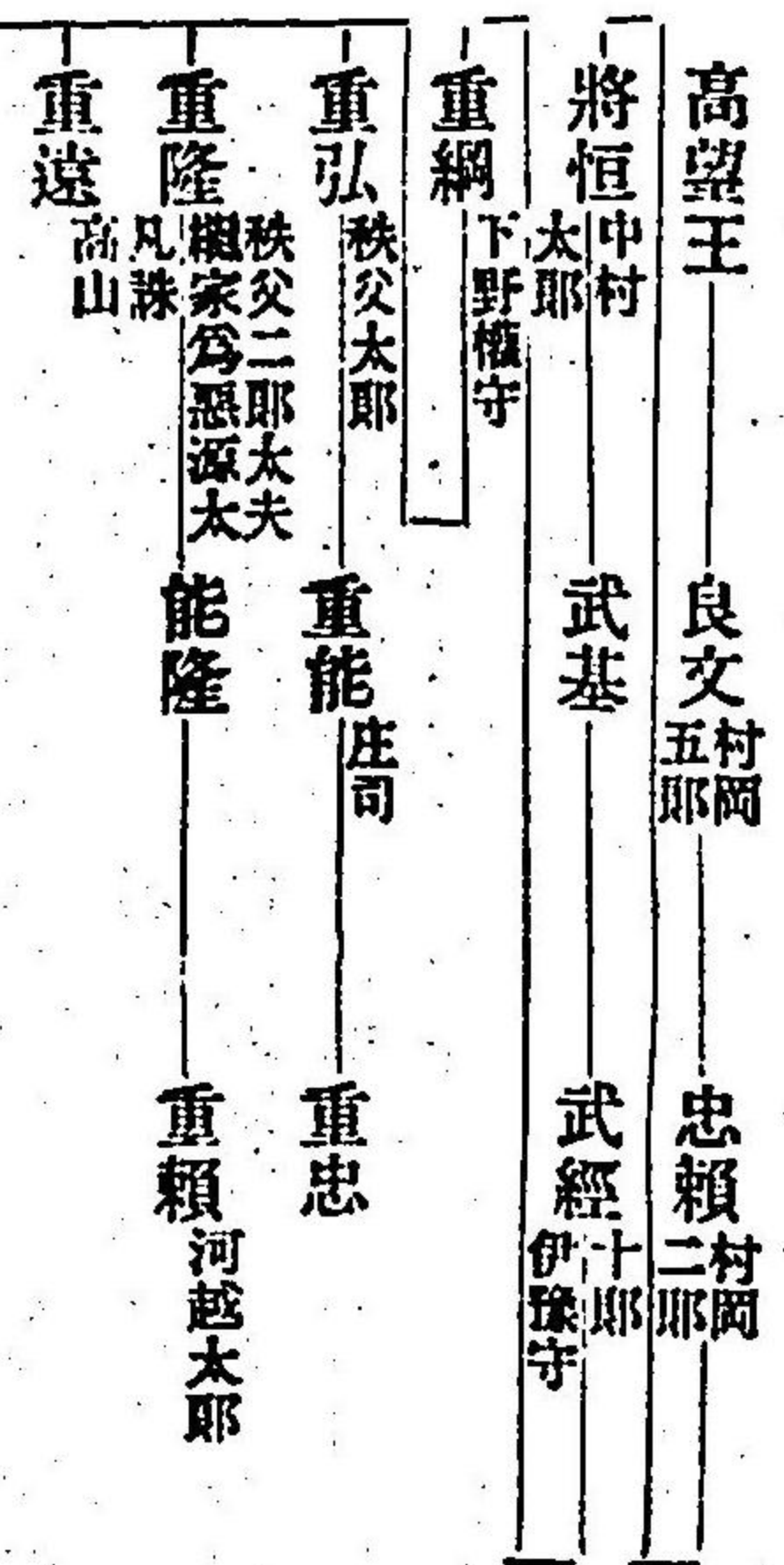
江戸源五郎國將

江戸修理亮氏次高山之家譜江戸源五郎國將ト云モノ徳本入道ノ扶助ヲ蒙リ、河州ニ於テ寺尾ト云所ヲ宛テコナハル、此者、江戸修理介氏次カ末孫秩父平氏ノ一族ニシテ元來足利時代ノ侍ナリ、高山入道ノ親近他ニコトニスグレ出ル世又古多ニ秀テ侍所ニ補セラル、(文化丁卯抄書、文政巳卯書)

兵家茶話引喜多見家記云、江戸彦二郎常光は江戸太郎重長の二男、木田見小三郎武重末葉なり、小田原北條家に從仕軍功を勵み武州河越合戦に討死、其子江戸刑部重頼忠北條氏康氏政に從仕す、其子江戸攝津守朝忠天正十八年小田原没落の時、伊豆國下田の城を守りしか、潜に下田を退去し遊客となりける、其子勝重江戸を改めて喜多見若狭守と號し、神君關東御入國の時奉仕下界
 兵家茶話引水野家傳云、江戸太郎重景は江戸太郎重繼後胤にて上野國新田に住居、其子太郎重高後豊後守弘治二年八月七日死、其子太郎高繼豊後守に改めて新田家に從仕、長尾但馬守と共に政事を執る、新田足利にて數ヶ村を領す天正十四年八月廿八日卒六十三歳、其子左馬助高政江戸に至りて 神君を拜す、江戸を改めて水野と稱す、

武家大系圖云

平家 北條家系圖



慶長五年九月信州真田陣に軍功を勵み、元和九年九月廿三日卒五十八歳、左馬助高盛母金井越前守高政の遺領を相續すと云り、

江戸美濃守松尾謙録天正元年より三の比笠間の城にあり
 江戸豊後守同書天正十一年長尾但馬守顯長箱林城の兵の中にあり
 江戸入道宗印同書にあり同 江戸山城守同書小田原館林城也
 江戸但馬守同書永祿二年小田の下に水戸の……とあり

○江戸氏系

江戸遠江守豊寛基在源郡輪木光明寺にあり江戸刑部少輔頼忠以來の喜多摩郡喜多見村にあり

重繼 江戶四郎 親重 二郎
重長 太郎 忠重 太郎

南留別志云

江戶、水戸、坂戸、りうど、つくど、今戸、花川戸など地名に多し戸口によりての名なるべし

○江戶城
江戶中島ト云江戶橋ナト云名モフルキコトニテ此邊真ノ江

江亭記云

寄題江戶城靜軒詩序

武州江戶城者太田左金吾道灌源公所肇築也、自關以東與公差肩者鮮矣、固一世之雄也、威愛相兼、風流籍甚、比來騷亂以來、欽承王命、者八州內方三州、三州之安危係于武之一州、武之安危係于公之一城、可謂二十四郡唯一人、夫城之爲、地海陸之饒、舟車之會、他州異郡、加以加焉、壘之高十餘丈、懸崖峭立、固以練垣者數十里許、外有巨溝、深壘、咸徹泉脈、濬以潔碧、架巨材爲之橋、以爲出入之備、而鑿其門、石其牆、礮其徑、左盤右紆、升其壘、公之軒峙其中、閱踞

其後、直合翼、其側、成樓保障、厚庑、厥之屬、爲屋者若干、西望則逾原野、而雪嶺界天、如三萬丈白玉屏、風者、東視則阻城、而瀛海、天如二萬頃碧瑤瑤、戒田者、南嚮則浩乎原野、寬序廣衍、平蕪、茵布、一目千里、野與海接、海與天連、者是皆公、几案間、一物耳、以故軒之南名、靜勝、東名、泊船、西名、合雪、公息斯、則一日早午晚之異、一年春夏秋冬之變、千態萬狀、拍几可、旣者、雖互出更呈、而所、以出焉、呈焉者、凡三焉、東瀛晨霞、之絢、如南野、薰風之颯、如西嶺、秋月之皎、如者、天之所、與也、遠而瀛波、曙分、島嶼、分、鴉背、隱、分、岡、樹、紫、近而、腹田、旁環、水、常、足、某、林、可、樵、某、叢、可、蘇、者、地、之、所、獻、也、城之東、畔、有、河、其、流、曲、折、而、南、入、海、商、旅、大、小、之、風、帆、漁獵、來、去、之、夜、籌、隱、見、出、沒、於、竹、樹、烟、雲、之、際、到、高、橋、下、紫、纒、閣、樓、鱗、集、蚊、合、日、成、市、則、房、之、米、常、之、茶、信、之、銅、越、之、竹、箭、相、之、旗、旄、卒、泉、之、珠、犀、異、香、至、鹽、魚、漆、泉、后、筋、膠、藥、餌、之、衆、無、不、彙、聚、區、別、者、人、之、所、賴、也、於、呼、不、出、此、室、收、天、地、人、以、爲、吾、有、一、賦、哉、於、是、乎、懼、其、搖、而、散、止、矣、慮、其、躁、而、失、常、矣、杜、戶、瞑、目、厚、養、弗、已、發、之、於、言、則、清、者、成、歌、詞、和、者、成、政、化、然後、乃、定、其、神、乃、寧、其、氣、一、神、與、氣、合、而、太、清、爲

與元氣爲馬道、遙於玄々無窮之域、則雖鬼神弗克測其機也矣、青牛真人有曰、躁勝寒、靜勝熱、清淨爲天下正、蘇轍城解之曰、成而不缺、盈而不冲、譬如躁之不能靜、靜之不能躁耳、夫躁能勝寒、而不能勝熱、靜能勝熱、而不能勝寒、皆滯於一偏、而非其正也、唯泊然清淨不染於一、非成非缺、非盈非冲、而後無所不勝、可爲天下之正矣、今也公之以所守、扁於軒、不翅勝熱、無所不勝、則宇宙間與公相爭而相戰者、未之有也、所謂可爲天下之正也、已其不知焉者、咸謂、公之威愛能俾人忻懼矣、如含雪泊船、兩箇黃鸝鳴翠柳、一行白鷺上青天、窓含西嶺千秋雪、門泊東吳萬里船、杜甫者、浣花老人蜀中倦遊之境、題扁所及、而以此地同此景、摘以爲名、在公乃吟中、風流爾聽松、錄倉建長寺方丈書院曰聽松、村菴翁由幼至、老鴻藻片章被於天下、其名誼傳者六十餘年於此矣、是以公欲需翁題詩其上者、蓋亦有年矣、丙申夏、適介人請詩及跋、且要屬能言三子題于後、書于板、掛于室、俾關左人歌之、翁告予曰、我未嘗東遊、奚以得措一辭、幸子所目擊、述以序可也、予

退讓弗允、蓋予之序乘章也、翁之詩與、跋吳鼎也、遂以所聞見者、次而爲之序、文明八年丙申秋八月、羣玉峯叟蕭菴龍統、僧龍統者、東野州常綠弟也、住京師建仁寺靈源院、有詩文集名長柄帚、

村菴靈彥

傳聞靜勝軒中景、四面窓扉一一開、野闊青丘吞一帶、芥、天晴碧海送來、商帆似自平蕪過、漁火如從遠樹來、我老無期泊船處、關心西嶺雪成堆、

雪樵景范

兵鼓聲中築受降、聞君延客日臨、應風帆多少、載詩去、吹雪上峰晴隨江、

默雲龍澤

籍籍威名關以東、又知天下有英雄、鼓聲不起邊城靜、驅使江山入轂中、

補菴景三

江戶城高不可攀、我公豪氣甲東關、三州富士天邊雪、收作青油幕下山、

蕭菴龍統

雲連雪嶺水連吳、城上軒窓開畫圖、景愛似留

行地曰：碧天低軒入平蕪。古今壯遊之士有志於四方者必以經歷關左山東之地為先焉。凡遊關左者必以見富士山過武藏野渡隅田川登筑波山則皆誇四方觀遊之美也。予壯年之時改而望之然今老矣遂初志者百不一獲。一以是為恨。頃聞太田左金吾源公者關左之豪英也。守武州江戶城而有功於國矣。蓋武之為州也以用武為名。甲四十萬應卒如響。乃山東之名邦也。江戶之城於是乎在。雄據其要而堅備其壘。所以一人當險萬勝不進亦乃武州之名城也。矧夫此城最鍾勝景。冠天下之所稱也。睥睨之隙隨地形勢。彼有樓館。此有臺榭。特置一軒。扁曰：靜勝之軒。是為其甲也。亭曰：泊船。齋曰：含雪。各其附庸也。若其憑軒燕座。回瞻四面。則西北有富士山。有武藏野。東南有隅田川。有筑波山。此乃四方之觀在此一城也。而一城之勝又在於此一軒也。緣是四方有志之士不欲復遠遊。俱願一登此城。到此軒者亦其理之當然也。而今金吾公託其客之西卜者。求京師諸人之題詠。而將藻飾其軒楹間之詩板也。得命同題者及予五人。然此五人之中東遊船歷其地者惟統正宗一人而已。故以序屬正宗。具陳于前。告不知者。如往觀焉。於是就予以求。后題不敢拒辭。輒用所聞於正宗之說。而附于篇末。且復傳語金吾公。雖予老矣之後。而致望之志尚在焉。文明八年龍集丙申八月初吉書于岩栖之村。希世靈彥。寄題左金吾源大夫江亭。湘山暮樵得之。

人而已。故以序屬正宗。具陳于前。告不知者。如往觀焉。於是就予以求。后題不敢拒辭。輒用所聞於正宗之說。而附于篇末。且復傳語金吾公。雖予老矣之後。而致望之志尚在焉。文明八年龍集丙申八月初吉書于岩栖之村。希世靈彥。寄題左金吾源大夫江亭。湘山暮樵得之。

士嶺衝天東海瀾。靜中勝景畫中看。一由旬雪梅花。鶴。載泊前灣。晚照殘。

武陵與德

華構臨江天宇低。北帆南楫日斜西。鸞端雪白漁竿。客。萬頃玻璃可釣齋。

相陽中榮

華館相攸主亦賢。江亭茲試武城絃。東溟浸戶波黏。地。西嶺當窓雪界天。珠履三千門下客。玉樓十二洞中仙。憑誰說與蘇夫子。赤壁休誇前後篇。

河陽東勸

士嶺之東湘水北。一亭新架有高城。閭閻撲地育民庶。經籍滿床羅俊英。鷗渚鷺汀春畫靜。竹籬茅舍暮光晴。丹青難畫戰國外。帷幄運籌張氏情。左金吾源大夫江亭記

關左形勝之雄以武為冠武者大國也。其山水奇傑而兼要險者江戶。其武之冠乎。距相府運慎可百里焉。綠蕪白沙並海。以北玉簪之山。羅帶之水。跋涉忘勤而不覺。日之將晚也。翠壁丹崖。屹然而高。時珍卉佳木蔚然而中。秀迺左金吾公源大夫之所築新城也。攀以躋焉。俯以臨焉。四面斗絕。直下百丈。東南佳山水。歷々以在。杖履之下。南顧則品川之流。溶々漾々。以染碧人家。鱗差乎北南。而白塔紅樓。鶴立雲飛。以翼然乎其中。東武之一都會。有揚一益二之亞稱也。東望則平川。漂渺兮長堤。緩迴水石。瑰偉兮佳氣。鬱芬謂之淺草濱。白花大士遊化之場。巨殿寶坊。輪奐以掩映乎數十里瀛。補洛妙境。神人所幻云。其則滄洲茫乎百川與海會。吳楚東南。垢乾坤日夜浮。即此乎。其前則谷岩出沒。而原野蒼蒼。天塹之幾多。似一夫當關。則百萬不可。以近。世乃知此地之口勢。實一方金湯之最。而無所與二也。昔周室中微有諸侯。患仲山甫城于東方。國人安以集也。宣王大興焉。公柵於斯。外扼敵之喉襟。內據武府之腹背。東民賴之。公之功可謂與仲山甫顏行者。城上置開燕之室。扁曰：靜勝。靜勝蓋平家之機密乎。當其西。簷而有富士峰之雪。天削芙蓉。以玉立三萬餘丈。其窓曰：合

雪也。凭南檻。則積水涵天。沙替含吐。洪潮以出。縮于曉夕。群山隔岸。雲鬢梳洗。濃翠而隱。見于陰晴。自然無軸之畫也。是渚鷗汀。漁家民屋。枕藉以雜。處沙戶水扉。人朴地清。旅船之所泊也。青龍赤雀。舳舻相銜。蘭棹桂槳。舸經舳如織。而欸乃之聲。無斷也。江情湖思。寔樂矣哉。緜小亭曰：泊船也。摘字於浣花詩史。其人襟宇瀟灑。措意於騷雅之域。弗語而可。以知而已。於是湘中僧。即以詩鳴其道者。或慕禪公之逸韻。或歎羨其山水之美。以寄詩言志。金蓮琳瑯。其音玲瓏。而成章。余亦寓錚錚於餘響。魚目入珠。燕石濫璞。非志也。公之求之。嚴也。重以紙尾書。而見命余朴而野者。文何之有。邪。然督責弗過。彈避無地。辭磨鈍。錫朽以聊且。樂記其景象之曼乙。而云爾焉。文明丙申秋之杪也。湘山暮樵得之。

已上

永亨記一名道云。資長。太田源六資長。武州在原郡品川。館。居住シタリシガ。有靈夢告トテ。同國豐島郡江戶ノ館ニ移リ玉フ。勝レタル名地ニテ。雖無山見。下四邊ニ有入海。為諸國往還便。誠目出度處ナレハトテ。此城ヲ靜勝軒ト號ス。康正二年丙子ノ

歳ヨリ始テ長祿元年丁丑四月八日ニ巧匠ノ功成就シケルトソ聞ヘシ、峻宇高臺ハ雲ヲ凌キ、松風ノ黄簾ヲ動ス聲モ萬歳ヲトナフル響カト疑ハル、白峯ノ金屏ニ映スルハ千秋ノ牕ニ雪ヲ含ルニ似タリ、寶塔ノ林間ヨリ見ヘタルハ遠寺ヲ畫クニ似タリ、釣舟ノ蘆邊ニ浮タルハ歸帆ヲ移カト訝ル、西湖十景モヨソナラス、此城ノ景ヲ述テ五山ノ名宿詩ニ題セリ、景龍隱居詩 見人聞者賞歎スルニ堪タリ、三首江寧記畧 太田資長是歳二十五歳マテ數多ノ城ヲ取シカドモ、此城ニ勝レタルハナシトテ、登レ櫓四方ヲ詠メ一首ノ和歌アリ、

我庵ハ松原遠ク海近ク

富士ノ高根ヲ軒端ニソ見ル

トヨマンセヨリ、此江戸城北櫓ヲ富士見亭ト號ス、北條五代記云、當城の根元をある老人に尋れば、翁語て曰はく、文安の頃はひ鎌倉山内に管領上杉右京亮憲忠は十州に及び受領す、其家の子に太田道真といふもの江戸にはしめて城郭を築きぬ、子息道灌二代居城とす、然るに享徳三年甲戌十二月廿七日公方西御門成氏公、鎌倉御所に於て憲忠を誅

し給ひぬ、其後道灌は上杉修理太夫定正の長臣此父子は文武に名を得たるものなり、其頃管領上杉民部太輔顯定と定正弓矢を取て止る事なし、然るに寄栖庵主顯定へ遣す文に、太田真灌不思議の器用を持ち、名を天下にあげ、譽れを八州にふるひ、諸家心を寄せ萬民かうへをうなたれ響をなす事、併しなから天道のいたりか又は其身の果報かなに様兩條に過ぐへかすと書たり、されば真灌のあさ名此文の外に見す聞も傳へず、此名おほつかなき故我老人に尋れば、道真道灌父子の二名を一名に記したり、人のあらそふべき事也と申されし、道灌叛逆の義有之文明十八丙午のとし定正の爲めに誅せられぬ永享記云文明十八年丙午七月二十六日關谷借河越へは朝良の執事會我兵原頭を被籠 其後此城定正主たり、定正は明應二年に逝去子息五郎朝良永正年中まで二代在城す、朝良卒して後管領上杉修理太夫朝興持り、大永年中氏綱此城を攻め落し、再興あつて居城とす、氏康氏政氏直まで四代守護たり、此城はしまつて名大將合て九代もてり、天正年中まで北條治部少輔遠山左衛門城代とす、氏直没落

以來天下太平にして武州江城に將軍おはします、繁昌言葉にのへつくすべからず、日本國の人の集りなり、四座の太夫は諸國より毎年江戸へ上て御城に於て能を御覽せらる、諸大名は家々に一座の太夫役者を扶持し能おこたる事なし、町には西は志波口、東は淺草口、兩所に舞臺を建て置き毎月晦日勸進能有て、諸人見物し萬歳樂の遊舞に壽命延年をよろこびあへり此事慶長十九年の作なり 小田原記に云、上杉の家臣太田源六、同源二三郎謀叛を起して小田原へ注進し、相圖を定めしかば、大永四年正月十三日氏綱伊豆相模の軍兵を引率して江戸へ寄給ふ、江戸の城には上杉修理太夫朝興居住したりけるが、居ながら敵を受ける事武略なきに似たりとて、品川小杉へ打向て敵を待かける所に、小田原勢澁谷へ廻りて江戸へ押し入る、朝興城より打て出て彼勢と懸合、散々に戦ひける所に、太田源六兄弟兼て内通しければ、跡より敵を引入れければ、朝興前後の敵に堪へ兼ね板橋をさして引てゆく、板橋の某其弟市太夫以下討死しければ爰にも不叶、同國河越の城に楯籠て暫く息をそつき

にける、氏綱は江戸の城に打入首とも實檢あり品川の住人宇多河和泉守以下降參の者共に申付、普請念頭に沙汰し給ふ、本城に富永四郎左衛門、二の丸に遠山四郎兵衛、月亭に太田父子を申付らる、當所芳林院（芳林院は今金剛寺の北にある多福院なり）の孤舟和尚被參、此城の重寶とて當城開基太田道灌か天下無双の詩人萬里を呼びて、江戸城の景記を書しをとり出し談儀有りけり、氏綱をはしめ箱根以下大に感歎ありて、和尚にも引出物御馬まで參らせ給ひ、彼記をば小田原へ御持參有り、一枚は箱根殿御所望、一枚は屋形の御重寶に被成ける、其記の寫

記見子前略之

又一方に詩あり、是れは箱根殿御所望なり、箱根殿とは氏綱の舍弟、初は金剛院の別當遠俗の號長綱

玉 隱

霜髮飯來東定州 指應此百萬龜貅
幽軒不出知天下 江碧白鷗千戶侯

竺 雲

靜自勝時心自閑 鍾天下秀寸眸間

滄波倒浸士峰雪 一朶芙蓉百億山

萬里

庭宇枝安鳥漸眠 遠波送碧數州天

主人窓邊博山對 一樓吹殘富士煙

正 宗鎌倉志正宗
作雲梯景直

兵鼓聲中築受降 關君延客日臨窓

龍 澤

風帆多少載詩去 吹雪士峰晴墮江

藉藉威名關以東 又知天下有英雄

鼓鼙不起城邊靜鎌倉志城
作邊城驅使江山入毅中

橫 川

江戶城高不可攀 我公豪氣甲東關

三州富士天邊雪 收作青油幕下山

靈 彦

傳聞靜勝軒中景 四面窓扉一一開

野潤青丘吞薔芥 天晴碧海望蓬萊

商帆似自平蕪過 漁火如從遠樹來

吾老無期泊船處 開心西嶺雪成堆鎌倉志吾作
我開作關

斯くて孤舟和尚一々講釋ありける、其後和尚金剛院に住し小田原へ被參て梁天の師なり、氏綱は飯

陣被成小机の城普請被仰付て御馬被入、上杉憲房は鉢形へ来て人衆を遣し、河越衆に力を合江戶の城を夜かけにして取返すべしと打立所に運や盡き給ひけむ、同國高上庄平居の陣にて重病に犯されて色々の養生を盡し、宮々社々の立願も限りなかりしかとも、定業や來りけむ、累年まで終に平愈なくして、大永五年四月十六日生年五十九歳終に無墓なり給ふ、龍洞院殿法名道憲大成と號し奉る。同書に云武州江戶の住人に太田新六資高といふ人、大力剛兵の譽八州に双ひなし、凡三十人して(此處脱字か)動しけるした、か者なりける、物は類を以て集る事なれば其弟太田源三三郎同源四郎とて共に大力の兵とも集りて云けるは中界先祖道灌は非力なれども功兵にて末代までも名を残されたり、我々随分奉公を勤め父子二代小田原へ奉公し、去る大永三年(北條五代記に大永四年とあり)江戶の城へ氏綱引入管領を追落しかとも、城には遠山を居置給へは、猶以て萬事心に不叶、いさや同名美濃守入道三樂齋と相談し、房州の里見義弘と引合、江戶の城を責め落し、永く豊島郡を知行して、

本より道灌の跡を繼て江戶城を取へしと思ふはいかにといひければ、二人の弟共最可然とぞ進みける、此程の大事なれば、無左右は云しとて彼源六郎か菩提の寺法音寺といふ法華寺の番神堂に集り、神水を吞み此事思ひ定ぬれば、二度返すべからずと敬白し中界小田原より太田の討手として遠山丹波同隼人佐押寄ければ、源六兄弟相圖相違して夜中に岩付へ落行けり、かれか一跡を彼家人に賜はり太田兵吾と號しける、不日に打立給ひ、鴻の臺へ御發向あり、江戶遠山丹波守富永三郎左衛門小金高城胤辰小田原勢の不見先早からめき河の端まで押しよせて備たり、

同書云、其頃江戶の城には富永神四郎在城しけるが若輩にて而かも小勢なり、葛西に遠山本郷に太田篠原山角寺尾諏訪右馬助等ありしかとも人數は過半駿河加勢として小田原へ召れ勢微なれば各在所を不焼を肝要として甲州衆を召留め合戦すべきやうなし

同書云、大石源左衛門伯父を大石遠江守と云、其弟を大石信濃といふ、是も子なくして松田六郎左衛

門弟を養子にして大石惣四郎といふ、後には信濃守といひしなり、六郎左衛門は後に太田新六江戶を落て、後に彼名代として武州江戶の城代となり、彼か所領を給り太田の六郎左衛門と云、後に松田を名乗りしなり、

同書に云、小田原の城(天正十八年七月七日落城なり)則ち家康拜領本多中務榊原式部太輔入替る此時家康へ先年不忠して高天神の城を甲州方へ渡したる小笠原與八郎小田原に在しを、家康より成敗被成候、家康今迄の領國三河遠江駿河甲斐信濃をあげて小田原の跡武藏相模伊豆上總下總上野下野へ國改なり、是を江戶御打入と申事、

鴻の臺合戦記云、北條殿氏綱は七月十四日に小田原を打立て五日と申辰の刻には武藏國に聞えたる江戶の城へおちつきて見てあれは二萬八千よきとや

甲州軍鑑卷三十一云武州松山の城を太田三樂支配仕り、彼城に則政庶子上杉友貞をこめ、己は中武藏江戶の城に罷在て近邊の侍大將をたまし付云々

家忠日記云、天正十八年庚寅八月大朔日武州江戶の

城に移り給ふ、是を俗に關東御入國と云ふ、江戸城は遠山左衛門佐景政か居城なり、景政は北條に屬して小田原城に有り、其弟川村兵部太輔をして江戸城を守らしむ、遠山丹波守景政、眞田隠岐守と二人志を御當家に通し江戸城へ移り給ふ、案内者として臺所に先立て江戸城へ來り、川村兵部太輔及ひ景政か從卒を江戸城より出して渡御となし奉る、此功に依て遠山丹波守眞田隠岐守に各五千石を加賜ふと云々

御年譜云、慶長十一年丙午年三月一日經始江戸城九月大廿三日江戸本城新成大樹移之

慶長十二年丁未四月大一日經始江戸城

享祿以來年代記云、慶長十一年丙午武州江戸城始有土木經營事

慶長元和要日記云、慶長十一丙午諸國の牧伯に命じて禁裏の四面に石を疊み築地をつかしめらるゝ、結城中納言秀康卿を奉行に定めらるゝ、同三月江戸の城の經營始る同月十五日大御所江戸御發駕四月伏見に入らせ給ふ同廿八日參内あり九月廿一日將軍家伏見を御發駕武府に御下向あり、同月廿三

日江戸城の本丸新造成就して將軍家移給ふ

兵家茶話云、倉賀野參河守高次は天文十三年四月七日上杉憲政に従ひ、武藏砂窪にて北條氏康と相戦ひて死、其子參河守吉次管領家の政道正しからざるをうとみ、武藏八王子に蟄居、其の子土佐守安次北條家に屬し、遠山丹波守か婿となりて、八王子の高尾谷に住居、高尾土佐守と改、其子高尾六左衛門次成武藏江戸西丸にて生、十一歳まで西丸に居す、江戸城は外祖父遠山丹波守か守所なり下界高尾家傳記

新安手簡云、安瀆泊書に文明中太田道灌被築江戸城の時、平川口の内菅神社上棟文に文明十年六月廿五日と有之儀は若年の時承覺申候

黄葉集鳥丸大納言原光廣卿集時は卯月はしめとかや大樹御めぐりの御鎮座 東照大権現の御社造替の地引おはしまして人群をなせしに、その所へいつくとも知らず白鶴ひとつおりたり、折りしも千とせの御宮居もしるく覺えけるに、また天飛鶴の二つまで舞下りけるは誠に御代の榮も相生ならん、神の御受納を告しらせ給ふなるべし、昔延喜の御代白鷺の聖徳になつきけること世の中にいひのゝしる事な

れば、今普ねき御恵みの鳥獸までに及ひ侍るは、そもそもおさまれる御代かな

宮つくり嬉しき神の御心も

千とせや告てつるも立まふ

さらに又ちとせはしるし友鶴の

翅ならぶる神の廣前

羅山文集林道卷二十一云

城内神廟靈鶴記寛永十四年四月十七日

黄葉集鳥丸大納言原光廣卿集 寛永十三年江戸に侍りしに 大樹城廓修理の事ありければ

人つたふ千曳の石も世のこゑの

おさまる春のためしにそひく

服部氏日記云、明曆三丁酉年正月一日四谷竹町火事二日巳刻松平越後守上屋敷火事、四日の夜赤坂町火事、五日夜吉祥寺近所御中間町火事、十八日本郷三町目、十九日傳通院前、同日柁町五丁目より焼失なり

西の丸山の手淺草柴西窪淺府市谷四屋赤坂殘る也 土津靈神言行錄云、萬治二年九月朔日江城成功初井伊掃部頭酒井空印及老中議江城經營の事以天守爲今

般土木第一功靈神曰城起天守近世之事而實不關要害徒備觀望而已方今不可費國力遂不起天守 柳營日記云、明曆三年丁酉五月九日御本城經營始 萬治二年九月五日晴 御本城御移徒

武江披砂卷之二

南畝子輯

○城東

浅草橋 正徳元年卯六月吉日御鑄物師豊前椽重政とあり

京橋 正徳元年卯六月吉日御鑄物師田中丹後椽重政とあり

天和四年甲子正月江戸新兩替町一丁目御繪圖所林吉永畫圖に本銀町一丁土手北通り七丁上寺町寺跡よりはま町堀端迄は十八間餘の廣小路なり

吳服橋 寛文六年畫圖に後藤橋とあり

道三橋 延寶二年畫圖彦次郎橋とあり天和四年畫圖に越中橋とあり

玉露菴 寛文八年春火事節馬場崎御門明き橋かゝる明すの御門と云ふ

鏡瓶橋 橋の男柱蕉法師に吳服橋の方寛永十三年丙子前後と十一月吉日御鑄物師長谷川豊前重治同く袖柱の蕉法師に元和六年庚申十一月吉日と有御城の方前後共に寛永十三年丙子十一月吉日椎名兵庫吉綱とあり

追廻之馬場 馬喰町の馬場を云又楠の馬場土人説也

兩國橋納涼 五月廿八日を川開といふ此日より夜みせ御免なり

丙辰紀行林道 隅田川

都鳥は角田河の物なれば好事人とりて家に飼て侍るを見るにまことにはしとあしとあかき鳴の大きさなるこの鳥蛤を好みてよく喰けるなり

漾漾溶溶一葉身、河邊秋景只懷春、自從在五詠歌後、流水飛禽愁殺人、

武藏野紀行北條平兵衛

あくれば八月十三日(天文十五年)朝霧いよ／＼深くして、道も定かに見えわがす、馬にまかせて行に、長井の庄にもつきぬ、まことや若葉の巻に、斯る朝霧をわけいらんとあるもこれなるべし、大澤の庄などをゆくに、やう／＼隅田川につきぬ、川つらを見れば、まことに白き鳥のはしとあしとあかき鳥の群れるて、魚をくふさまむかしを思ひ出て、都鳥すみた河原に船あれど

たゝその人は名のみあり原

むかひは安房上總まのあたりに見たさる下尋
黄葉集鳥丸大納言藤原光廣集

八月十五夜住田川にまかりて

思ひきやことし半の秋に來て

住田河原の月を見むとは

斯く詠みけるほどに月の曇りければ

なにし月のすむと思ひし住田川

曇を誰か光りとは見る

住田川にまかりけるに、木母寺の住持、あまた

人の書おける短冊の歌どもをとりいで見せ侍

りける序に、歌讀みて書付べきよし申ければ

我もまた手にとる筆のすみた川

そめてあたる名や流すへき

梅花無盡藏卷二

木戸公號魁釣翁、得和歌之正脈、余於浴而聞

厥聲譽久之矣、今也共寓武野之佳境、隅田之

上流遠往虚月、豈天之至幸乎、昨賜詠歌三篇、

可謂暗投也、聊奉攀末篇之韻脚云、

雪月寧非老年伴、一吟聊答數篇韻、隅田春色浪如

花、鳥若知都我細問、

都鳥隅田川之故事也、河邊有柳樹、盖吉田之

子梅若九墓所也、其母北白河人、

羅山詩集林道 卷三十五

角田川有梅若墓

河畔有庵庵有墳、吉田稚子去如雲、氷魂玉骨雖埋

却、今日早梅花欲薰、

廻國雜記文明十八年十月の記

斯くて隅田川のほとりに至りて、昔々歌讀みて披

講などして、いにしへの塚の姿哀れさ今のごとく

におぼへて

古塚のかけゆく水のすみた川

聞わたりてもぬる、袖かな

同行の中にさゝるを携へける人ありて、盃酌の興

を催し侍りき、

猶ゆき／＼て川上に至り侍りて、都鳥たづね見む

とて人々さをひけるほどに、まかりて讀める、

ことゝはむ鳥たに見えぬすみた川

都戀ひしと思ふゆふべに

思ふ人なき身なれども隅田川

名もむつまじき都鳥かな

やうく歸るさになり侍れば、夕の月所がらおもしろくて、舟をさしとめて秋の水すみだ川原にさすらひて

船こそりても月を見る哉

此寺に清橋勾當のたてし六面の石碑あり、箏曲の傳來をしるせり、

銀葉夷歌集云延寶己未板角田川木母寺にて友和大和細井氏いにしへの梅若衆の寺なれば

坊主はことに申せ念佛

牛島牛御前明王院ニ一碑アリ、表ニ釋迦像ヲ刻シ裏ニ如此アリ、伊勢八日市場辻喜一郎墨榻シテ賜ル、

奉造立釋迦像 一軀

貞觀十七乙未天

三月日

法花千部

明王院

今は拜殿におさめてあり

蘭臺先生牛御前社中ニアリ

烏乎柔弱生之徒、剛強死之徒、先生齒落、而舌尙

在也足矣、然屬乎形骸者、藏乎茲山、則異時神遊、其庶幾乎、先生姓井上氏、名通熙、字子叔、別號蘭臺、東都人、寶曆八年戊寅三月、金峯井立元記、東郊平麟書、龍洲服維甫建、

むさし野紀行北條平氏

こゝに葛西の庄、淨興寺の長老、とし八十餘にをよべるが、迎に出られ、寺内に立より一宿すべきよし申されければ、河をわたり、かの寺に行て一宿するに、夜に入風ひやくかに吹たり、松風入琴といふ事を思ひ出て、

松風のふく聲きけは夜もすから

まらへことなるねこそかはらね

永仁年中の碑 西葛西立石村名主石川勘左衛門庭にあり、青石に梵字あり、下に永仁元年九月日とあり羅漢寺開山堂の掛札に、當山中興象先元歴老和尚寛延二年己巳六月初五日示寂とあり

江戸葛西東國江戸笠井東國鶴臺

市川 小田原記云、義明ハ聞召テ、急キ中途ニ馳向テ防ケ

習はせるは、道鏡なるへし 松戸 小田原記云、先陣は(鶴の臺合戦の下)背よりも河の端に忍ひ寄、明なは松戸を越んと堤の下にそひかへける、

さらしな日記菅原孝云、まもつふさの國と、むさしのさかひにぞあるふとの河といふかゝみのせまつさとのわたりの津にとまりて、ひとよ舟にてかつく物なとわたす接にまつさとの

富賀岡八幡宮に大字の掛幅あり横七間横六間 奉納富賀岡八幡宮於寶前七間六間文字整

寶永四丁亥歲九月吉日 井上氏孝以謹書之

地主辨財天ノ前ニ石碑アリ、斷碑也、豐成任武藏守下向ト云、承應二年癸巳ニ小洲ヲ築當曆(延寶五年也)丁巳ニ至ルト云コトアリ周光上人也 夷宮石燈籠ニ寛文九己酉八月十七日トアリ

日本橋 彌宜町

身延の道の記元政 たるかたに日本橋のもとにつく二階なるところに

トテ、御舍弟基頼ト御息小弓ノ御曹司ヲ先駈ノ大將トシテ、里見義弘ヲ副將軍ニ定メ、房州兩總州ノ軍兵ヲ催シ、同國鶴ノ臺ニ陣ヲ張テ、市河ヲ前ニアテ、待懸タリ、此國府臺ノ城ト申ハ、上代景行天皇ノ御宇ニ、日本武尊ノ東夷征伐ノ爲ニ、關東へ御下向アリテ、御歸リノ時、此河ノ淺深ヲ不知シテ、渡リカネ給フ處ニ、鶴ノ鳥一ツ飛來リテ、河ノ淺瀬フミヲシテ、此國府臺ニ上リ、羽ヲタレテ尊ニ向ヒ奉ル、日本武尊大ニ感シ給ヒ則チ汝ニ此山ヲトラスヘシ、永代此山ノ主タルヘント宣命アリシ後ニ、鶴アマタ住ス、故ニ鶴ノ臺ト名付ルナルヘシ、近國無双ノ城廓也、去ル文明十一年七月十五日、上杉家臣ノ太田道灌カ、臼井ノ城ヲ責シ時、初メテ取立ケルトナリ、

北條五代記云、この高野臺、ふるき文には國府臺、小府代、鴻岱とも書たり、今所のものにとへは、高野臺と書といふ、見れば字面にあふたるたかき臺なり

南留別志云、下總國の國府臺といふ所に、石廓有、かたはらに車塚あり、法王の塚と所のものいひ

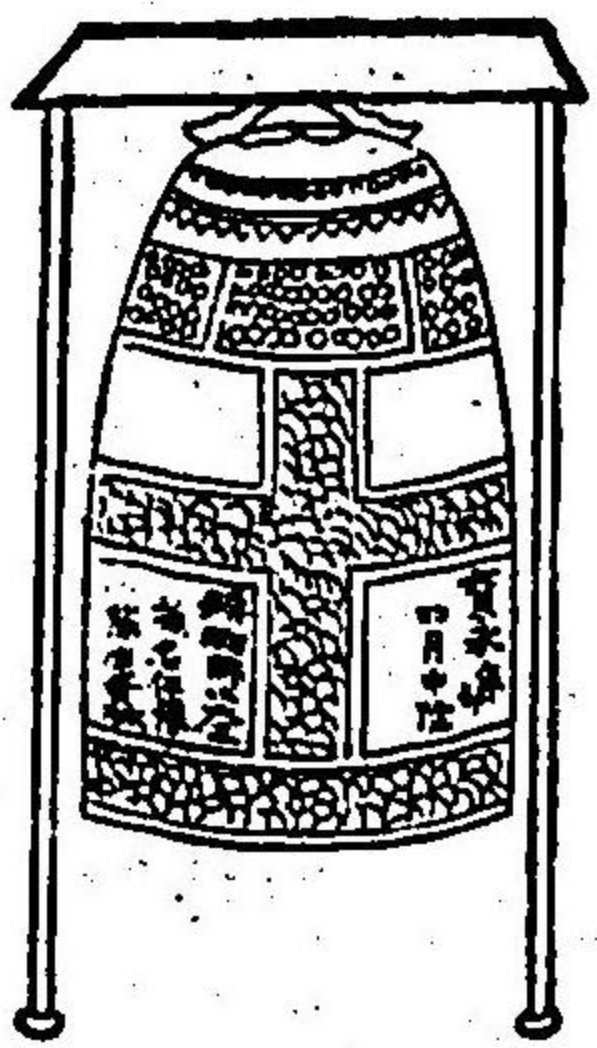
月を見て
日本橋邊日本秋、更無一事掛心頭、今宵新見江城
月、影滿扶桑六十州、
洲崎

天正十年の石表升屋宗助か庭にあり
右かまくら道
左ゑのしま道

天正十年
とあり、此碑もと鎌倉のほとりに有しを、松平左
近將監殿龍眠へをくり給ふとそ、升屋は庖丁に名
を得たるもの也、其居の經營美をつくせり、故松
江老侯まばくこゝに遊び、自ら望汰欄の字を書
て賜ふ、鐵にて文字を鑄て額とす、
寛永のはしめ、升屋の家うりするになりて、あ
る商人かひたりしが、津浪にてそのあと明地と
なれり、この石碑もいづかたへかうつりけん、
しらす、

牛糞橋本名橋
牛糞橋師堂橋なり北條五代目の臣牛糞彈正屋敷跡なりと
かや六辨園立路の
國華に見ゆ

石川島はなれ近藤茂休江戸志に云
諸家續胤云、石川重次其子政次、慶長五年御使番
同十九年御目付其子重信代々此地に住するよしを
記せり、
今は石川氏山王のわきの屋敷にうつり住り
石町鐘



鐘預り源七

本願寺
銀葉夷歌集云
本願寺の花を見て 攝津杉場氏
くちむちのさとのりの花のひらけしは 長
御堂のゑんり江戸櫻哉
東本願寺にて 攝津御菓子所山城様
藤原貞因
按に油煙齋貞柳百因ノ父ナリ
朝夕にきけはこそあれ御本寺の

押上郷法久山最教寺鐘銘

おまへにむかふおつとめの聲

南無妙法蓮華經
厥推鐘者、四部之衆雲集、六道之苦氷銷、是以蜀
尼充劔輪、獄卒休鑊湯、因茲鑄此霜鐘、以擬於女
息順性院亮雄日殿淑靈第十三回忌追薦菩提、而寄
於武州押上郷法久山最教寺、萬代法器焉、伏願一
天四海、皆歸妙法、緇素貴賤、悉期成佛、施主武運
長久、二世安樂耳、

頌曰
鍵椎一擊 普響四邊 群迷遙聞 驚覺長眠
集僧招俗 廣宣妙玄 聲塵利益 幾許萬年
承應三龍集甲午曆九月廿九日

大施主淨珠院受光日清
當寺開基仙能院 日崇
御釜屋

業平天神 南留別志云、業平天神といふは成平とい
ふ相撲取をまつれる也、今は大かた在五中將にな
りぬ、

兩國橋 長凡九十六間

寛文江戸圖に大橋とあり
瀬名貞雄云、年代記萬治二年に、始て掛るとある
は恐らくは非也、萬治三年始て掛ると見へたり、
萬治四年正月廿四日御日記に、大御番大久保右京
亮、組柴山權左衛門、兩國橋御普請掛りにて、右橋
出來に付、今日於殿中時服二ツ被下之云々
駒留橋 片葉村といふ近頃までよしの片葉なる有し
といふ

淺草川 新安手簡に安澹泊書に云

淺草川は、一名宮戸川とも申候、利根川の派流に
て御座候よし、戸田岩淵の邊を、古利根川と申候
歟と覺へ申候、先年土人に尋候へは、上州烏川の
末にて御座候、烏川は即利根川の事にて御座候、
松戸川はいかにも關宿よりわかれ候利根川の一派
にて御座候淺草川何方へわかれ候や、是は入用之
義有多年心がけ候へども、淵源不分明にて、御考
置被成候事も御座候は、是又いつぞ被仰聞可被
下候、

鴻臺合戦記云、北條殿は夜半をまされに、淺草川を

打こしよろこひにおうつのやとをば、また夜ふかきにとほり過、てきをまつとのつゝみにて、評議のやうこそおもしろけれ、

羅山詩集 卷五 過千手河橋詩注云

入間河下流爲千手川、又流爲淺草川、自千手僅一里許、

業平堂 銀葉夷歌集云延寶己未板

大和森岡氏 顯 興

蕨崎業平堂にて たつね來てはや近付になりひらの

歌物がたりきかん堂守

武藏國業平堂にて 大和細井氏 友 和

なりひら堂をむすふ庵崎

今業平物語云貞享四丁卯三月板

ほどもなく宮戸川につき給ひ、わたしの舟に便船して世をうし島はいつくぞとむかひを見給へは、人大勢あつまりて、念佛の聲聞えけり、いかに船頭あの念佛は、日比聞き及びしすみた川、梅若丸の墓

所にてましますかとたづね給へば、船頭聞いて、いや梅若の舊跡は、あれより遙か北に見えたる、森のうちにて候なり、あれは牛島なり、平塚の念佛にて候と申す此所にいけその、左京頼仲とて、公卿のなかれおはせしが、あまり美男にましくて、多の人にこひられ給ひしか、所のものとも今業平と異名を申侍りし畧あれに見えたる寺こそ、池園山菩提寺とて、池園との、御ぼたひ所にて候へば、かしこへ行てとはせ給へと云ひ捨て、通りけり

日本橋通二丁目白木屋井戸側の銘朝鮮人の文也其文に云、 蓋自清濁分。開於子丑。有人者生於寅。法天像地。其身乃成。其形乃具左行五偏。表裡相濟未嘗有雜氣間其間者。是故上古之人。能順陰陽之理。中和之氣。自然而至。人得其壽。物遂其樂。乃其應也。逮至中古。千巧集而百工備矣。於是乎物我携戴。以塵其性。趣利之心。如水就下。欲救而不可得。豈不長大息哉。日本東都城外有人焉。白木其號。其爲人也。仁而且廉。尤善殖貨。與人同利。鑿井得甘泉。一吸神清。以爲玉液金漿無過也。將欲救

人之疾病。使之延年而益壽。以此觀之。博施濟衆。是其本心。不爲物慾之所染。能專自然之氣。謂之

煙花中神仙。名利上大夫。可乎。其爲大江氏所許。良有以也。嗚呼斯人。君子人歟

鑿泉殖貨施仁源 瑞氣應籠福德門 莫問此翁何許者 名聲藉藉武都村

歲在黑蛇孟冬旬一 朝鮮國 朴同知漢齋題

本町三丁目まるめんゑんの裏に井あり其銘云未寫

武州葛飾郡本所五丁目五百羅漢 黃檗禪宗天恩山羅漢寺住職代々

松雲 鐵元和 俗姓佛師九兵衛 仁右衛門とも

月舟 松雲 弟于

象先元歴大和尚 黃檗鐵牛和尚ノ弟子鐵元和和尚弟 于寛延二年己巳六月初五日示寂

榮長和尚 象先 弟于

春喜和尚 象先 弟于

筑鳳和尚 同

曇海和尚 同

雪光和尚 同

九世 德門和尚 同

十世 雪村和尚 榮長弟子安永三 午年生職現住

葛飾郡永代浦築地

此所寛政三年波あれの時、家流れ人死するもの少なからず、此後高なみの變はかりがたく、流死の難なしといふべからず、是によりて西は入船町を限り、東は吉祥寺前に至るまで、凡貳百八拾五間餘の所、家居とり拂ひ、あき地になしをかるゝもの也、

寛政六年甲寅十二月日

榜示杭

土手鋪 六間除是迄十間

從是東え道巾四間

是より東え道鋪四間

道鋪四間除北え拾三間三尺

右寛政八年五月廿七日遊深川寫之屋代弘賢の製文 書も同人なり

同日三十三間堂のうしろあばらなる堂にて、慈眼

大師御作といふ、千手觀世音の像、并に八幡の像

を拜す 但馬上惣髪にて御罷あり鐵直垂の御むねに葵御紋二つ

を拜す みゆる御弓を持給ふ御手落てかたはらにあり今は三十三

三間堂の内陣に安置して四月十七日に諸人に拜せしむ

武江披砂卷之三

南畝子輯

○城西

山の手

銀葉夷歌集云

江戸山の手といふ所にて八月十五日夜雨ふりければ 武藏星合氏

顯行

月のけて山の手をふる雨こそは

やころさめとも申すへきかな

江戸高田の八幡にて神主へ挨拶に

顯行

松高田枝もつらなる神木は

くもらぬ江戸の千代のためしかり

小石川

黄葉集鳥丸大納言光廣云

江戸に侍りける頃小石川といふ所にて

久方の月見る宿の涼しさも

隣ありけり石川の水

元禄坂の好色本大こちわと云所に見えし地名

武陽高田の末に當りて落合といふ所あり此の邊りはさゝ谷おほかめ谷はしば岩が窪皆人を葬りしよしにして世のあはれをとめたる所なり此のかたはらやぶかけと云所に殘世といふ隠士住みける中畠高田の森へ程近き榎堤へさしかる折りから畠

吉祥寺橋今の水道橋 寛文江戸大繪圖に見えたり

今御茶の水建部氏の庭に古椿あり是吉祥寺の庭の木なりと言傳ふ

四谷御堀

闇暗坂寶林山養國寺過去帳に寛永十一甲御堀御用に付き麴町代地として今の地に移るといふ

牛込

北條家分限帳云

牛込大胡常陸守領

牛込城 南向茶話

坂光淳字將曹曰く今の牛込御門を當時櫻田御門といひ市谷御門を紅葉御門といひしとなり

市谷田町の溝は俗に大と云 四谷御門外上水のはき水にして江戸川に落るこの溝の名を紅葉堀といひしと市

玉川

玉川上水の水門 四谷内藤新宿大木戸の際にあり石柱に

玉川上水自四谷水門至赤坂石榭榭字なり石垣石蓋

之御普請大工神田茂左衛門

延寶六年八月二十三日

麴町天神 社内の扉に青螺にて作たる飾象あり工人破笠なり、妙はなはだし、近頃の火災に焼失、

西念寺四谷仲

兵家茶話云繁高住居四谷仲殿町の近隣西念寺あり服部石見守正種或長の鎧有り長さ七尺柄二間有今柄九尺計り躬も折れて四尺五寸程有雨しのきにて銘なし

柄甚ふとく今も一人にては持たれず然るに正種の持鎧と云希有の事なり四念寺四谷榭に有鎧 西念寺は石

見守香火場なり

白賣野 澁谷羽澤にあり南郭先生服部元喬の別荘なり壁に猿鶴を畫く僧忍海の筆なり袋棚の唐紙に夜鶴

怨曉猿鷲と自ら書けり扁額あり幽風七月の詩を篆字にて竹簡にかけり諏訪侯のをくり給ふ所なりといふ

門に扁額あり南郭題門の詩を鐫たり出

谷左内坂名主の家の古き帳に見えたりと名主島田左

内名友直の物語りなり

市谷長淵寺屋敷脇新道下水道石垣御普請帳一冊計府に有り

市谷八幡

紫一本戸田茂云市谷八幡祭禮は八月十五日隔年なり此祭禮大方天氣よく渡るなり祭はさのみ結構にはあらずといへども祭に出る男は皆旗本風山の手のやつこ

と人のまねる男共なり是を堺町木挽町にてまねて諸人に見せてから遠國までも知るなり男女江戸風といふ事時花し

吉良義央墓

牛込萬昌院にあり、五輪の塔なり

元祿十五年十二月十五日

靈應寺殿寶山相公大居士

從四位上右近衛權少將前上野介源義央朝臣

梶川宇與惣兵衛墓同寺にあり

享保八鳥

鎌亨院空山古水居士

八十七

牛天神 南留別志に云牛天神は物部大人神社なるべし、大人をうしとよむ日本紀に見ゆ

目白坂法樹山養國寺淨土

神君の御像あり近頃松平某の奉納なり

一ツ木原私云赤坂御門外今の一ツ木か

小田原記云大永四年正月十三日上杉の家老太田源六
同源三郎謀叛を起し小田原衆と調し合相圖を定めし
かば則時刻を不移北條新九郎氏綱伊豆國相模國の軍
兵を引率して江戸の城へ寄せ給ふ中其後城を討て入
討取首とも實檢有りて一ツ木原へ旗打立作法勝鬨を
舉る事三度也

平河天神永享

長祿元年管領廣成院殿年十四歳ニテオハシケルカ太
田入道ニ命シテ武州河越ノ南仙波城ヲ今ノ河越三芳
野郷ニ移シ要害ノ繩張畢テ即城ヲ築ケリ北方此城ノ
鎮守三芳野大政威徳天神ノ宮居マシマス是ヲ三芳野
天神ト申ス何ノ御代ヨリ御垂跡アリテ如何成靈感ノ
故ヤラン御神體ハ銅ノ五本骨ノ扇ヲ納メ奉ル御寶前
ノ殿飾ニモ皆扇ヲ繪ニ書タリ神祕ノコトハ不知共扇
ハ風ヲ靡カシ炎蒸ヲ去ナレハ如何様此城ヨリ敵ヲ靡
カスノ靈場ナリ北院中院トテ三十餘ヶ寺並莖タリカ
ル砌ニ建ラレタル城ナレハ勇々シカリシ事共也或

住持沙門南禪前第一座青山碩木

施主末野八郎左衛門尉源氏照

治工 田中丹波大椽藤原重行

庭に圓坐松あり又木牌あり左の通に記す

松月榮樹體

東郡樂川住

相生庭

庭達師 釋 一峰

南紀伊住

庭師 佐々木庭和作

寛政二年庚戌の頃より築し假山なり

外川地藏 穩田にあり

第六天 澁谷川の邊にあり古松あり農家あり嘉吉と

云

熊野社 松平安藝守殿別荘にあり農家ありて是を守

る林中に一大石あり湧泉有次に記

慈雲山長泉寺

門前石碑アリ 不許葷酒入山門 裏ニ

武州豊島郡江戸庄澁谷村慈雲山長泉寺者同郡同庄

貝塚青松寺末享保十五庚戌歲五月十有五日現住秀

仙寛綴建焉

鐘銘

武州豊島郡江戸縣澁谷郷慈雲山長泉禪寺傳聞本朝八

記曰文明年中道灌江戸城ニモ河越ノ如クニ仙波ノ山

王ヲ城ノ鎮守ニ崇メ三芳野天神ヲ平河ヘ移シ玉ヲ

古碧山龍巖寺鐘銘

武藏州豊島郡青山縣原宿村有二古刹山扁古碧寺號

龍巖東都城外西距一里餘

東照大神公未入都城之先已有此寺封疆若干官免稅租
不知誰某之草創里民以爲墳寺數罹燬攸之災失其傳里
老之口碑所載大槩如斯矣慶長年間有曉堂應公者主此
寺諱守一字茅廬爾後相繼主席寺稍就弊今之住持青山
木公來此以降不忍上漏下濕之愁水糞寒菹黜衣縮食頻
起興復之志其地西南狎豸斷崖如懸躬自負簣荷鋤運石
搬石以爲平地日去月來奉佛之殿安衆之室及門廡書閣
之屬悉一新之其繩界標木一如大伽藍之制吁其一臂之
功實力不少矣于茲有檀度末野氏照者足利庄武術源義
敏之四男中書令寬元七代之裔也有事故蹈海于都下者
年尚矣覃思善緣研精佛事一日來告曰此寺之經營雖略
備未有鐘鼓之設我補之缺典廻命曷氏鑄洪鐘而不日柱
之樓上其蓋欲結現當二世之勝緣也畧
元祿第十一歲舍戊寅八月如意珠日
前南禪金地比丘雲叟元云撰

十二帝後堀河院文治年中開闢古刹也雖未詳何宗既洞

水分派禪燈續焰而來幾乎一百六十餘歲也乃以青松七

世瑞翁禪師爲始祖雖然年月永遠而堂宇壞弊境逼于

民家將絕亡矣越青松十四世不中的和尚自捨衣資以復

舊基且加慮勞正成道林故爲中興第二祖自爾并于江左

之宗席規模漸備矣境隔塵寰不容車馬之喧寺前流水潺

湲帶廻寺後深林鬱密屏圍平田千頃坐參普岸之禪松杉

萬株臥聳寒山之聽又有一字大悲閣蓋雲慶之雕甍澁谷

金王丸之所歸敬崇奉也至于今居民有事必禱于此靈應

之著無感而不格去年復創之後予遽然謂夫觀音大士者

耳根圓通之教主而以音聲界爲入三摩地門此寺之可有

而不可闕者其惟鐘乎於茲泛募檀緣求費於衆助鑄是鐘

一口徑二尺懸焉仰酬慈力伏暢慈心嗚呼此鐘也雖稟質

金石都是信心之陶冶以警晨昏以代籌滿其功豈可不記

哉矣因爲之銘々曰地接江左山隔武城長泉香漲慈雲鑿

橫華鐘新鑄禪摸大成稟塵外質凝土中精鴻音味行瀏澆

吞容化情花前呼月雨後唱晴聞性在我惡無此聲

于時貞亨三龍次丙寅年九月十八日武州豊嶋郡澁谷上

郷慈雲山長泉禪寺現住元海不乾謹誌

治工 中村氏範之

澁谷郷長泉禪寺觀音菩薩記

予每嘆古祠舊刹赫々乎古而寥々乎今者不知其數甚者併遺跡殘基失之神威之靈佛力之著無人知焉惟傳之于村老野夫之口碑僅焉存其什一終至真偽混淆疑信相半教人懷望洋之嘆若夫探幽索隱拾其遺事餘緒載之書冊以供好奇之需作志之資則恐免墜落於萬一雖千歲之後其歷々猶今日然此非大手巨筆則不易為如予才鈍文拙者非能所當惟畜之于懷而空為憤懣而已予偶陪于國大夫人之駕至長泉寺登大悲閣飽得拜菩薩其像瑞嚴妙麗無比非今之作因問之僧家曰此澁谷金王丸所歸仰常懷之馳驅于風塵干戈之中未嘗離其身相傳定朝所做通身身常溫如人肌膚名之曰人肌觀音威靈尤神俱興廢之事來歷之詳以其經年之久不可得而知焉後問之鄉父老考之遺策以得其梗概所謂金王丸者川崎土佐守基家胤也基家以軍功領此地擬建巨剎時康平六年也至金王始安此像後至久壽二年金王將討田子先生發兵先攻大藏館殺小山田二郎直進陣城下先生夜率選兵私襲金王營營中士卒夢中驚起不知所為獨金王按大刀疾叫大戰一以常百然衆寡不敵殆已狼狽忽有一卒鐵衣非常操弓射敵一箭倒數十人先生大驚卒以敗績金王多其功急召之

忽焉不見金王大怪以為神助因見菩薩像汗流遍體金王倍以歸仰其感應之妙實有如此大永四年正月十三日北條氏綱與上杉朝興相戰于高輪此時巨剎為兵火被燒瓦礫不存惟此像依然毫厘不損端然獨立于餘火殘焰之中村老某見以為神私持歸家安之梁上爾後其家地上夜震梁間火光某大驚謂凡俗家不宜安此靈佛因構一小茅堂于路傍安之一日 大樹家光公使鷹至此聞此寄跡寄跡以為神終附以地今所謂長泉寺是也是等之事問之古老考之殘記實所有而不知者疑以不信豈非所謂疑信相半者哉近者藝州大守構別莊與此地隣患其無水致淘井工穿之卒不得會得之臭濁而不適用大守大夫夫人常信浮屠聞此薩陀之靈教官事人詣拈籤卜地一拈即得因就其地穿之則清泉湧出其高三四尺香甘冷冽水旱不嘗增減是今人所親聞親見也此佗應扣發響隨念有感不可枚舉焉嗚呼英雄猛烈如金王者幾人自金王時至今其間相違亦幾歲此像為其所信而至今之人不絕者如有私維持而不失者在然纒寄跡於古梵宮裏知而信者村老野夫之外寥寥乎寡有聞焉其間興廢盛衰之蹤與慈悲感應之絕無知之者此予所以深嘆且慨收拾其遺事傳之于後也寶永三年次丙戌九月十八日武陵藤村彌一右衛門滿茂再拜

謹記

維時享保十有七龍舍壬子九月

長泉六世天產誌之

右觀音堂の額に見ゆ堂に瀧見堂と云額あり寺僧に問に答て云ふ此寺もとは丹後守殿稻葉丹後守なるへし下屋鋪にあり其地に瀑布あり故に瀧見堂と云其後此地に遷りて瀑布なしと云文中の清泉は松平安藝守殿の勸請せられし熊野にある所の湧泉のことなりと云へり右湧泉の石甃に延寶二寅年五月十四日湧泉と彫付てあり熊野の門の扉などに梅鉢の紋あるは安藝守殿御内室松平加賀守殿より嫁し來れるゆへなりと云へり本社には鷹の羽二枚かさねたる紋あり是安藝守殿の紋なり

稻荷宮あり石の鳥居に享保十三戊申九月と見え山王の持なりと云

中澁谷に大松あり是古への海道なるへし元は一本にて圍一丈二尺餘一間ほと上りて枝三つにわかれて數丈の高を凌ぐ根は蟠りて節多し木の下に地藏庚申石像を置り農夫に問ふに名なしと云

江戸砂子に澁谷より世田か谷へ行道道玄物見松ありと記せり疑ふらくは是ならんか

澁谷山東福寺鐘銘

大日本國武藏州豐島郡澁谷八幡大神社創于 後冷泉帝之時澁谷舊號谷盛庄親王院地分七郷澁谷郷其一也初源賴義東征之日使秩父六郎基家奉請雄德山八幡太神鎮座于茲以前以基家戰功為最賜氏河崎任土佐守食邑於谷盛庄因自建別當院寬治五年源義家重為修治建久二年源賴朝增修殿堂規模益宏躬詣社拜謁賜以僧宇之三號後改號山曰澁谷院曰常照寺曰東福天台之徒掌而居焉基家之子重家祈此神得生金王丸父子氏澁谷故稱曰澁谷八幡宮弘麗為一方之甲距今之江城東一里餘地靈土腴草木暢茂櫻花之美聞于遠近至今為奇觀焉至大永中一罹兵燹神宮僧宇忽爾焦土荒廢歷有年所此至慶長就其故墟僅作小社爾來葺補無繼殆復頽側懸順本姓源氏栗原世甲陽人新羅義光二十四世之裔也幼而染於道有志元祿戊辰年來口此院不忍坐視勝地曠廢憤然以興復為己之任不數年而宮宇一新略復舊觀皆出於其力而無待于外矣嘗失境界地漸狹窄粵慧順懇告官遂復金王堂之故地再造堂安像乃剷荒斫樹開地得千坪餘作街置店以為永業其於勤勞功績可謂興廢繼絕而垂裕後昆者也既而斯波玄海語曰巨鐘猶闕無以警晨昏也我

力能造焉不日而梟氏功成洪音震揚法物全備神靈玄感
 民頌暗消功德不可量哉施主玄海諱氏照末野氏爲足利
 義敏第四男中書令寬元七世之孫篤歸佛乘遍遊道場脫
 塵超俗之士也鐘成屬能勢賴興銘之遂爲之銘曰
 親王故地澁谷靈場八幡垂跡百代鎮疆丹宮紺宇輪奐輝
 光累世創成一朝淪亡靡克興復曠歷星霜物皆有數觀既
 再章瑩々神殿耀々佛堂其孰儼功慧公敢當繼界復初產
 業其昌巨鐘高架洪音遠揚煩惱消滅福祉滄洋神感人樂

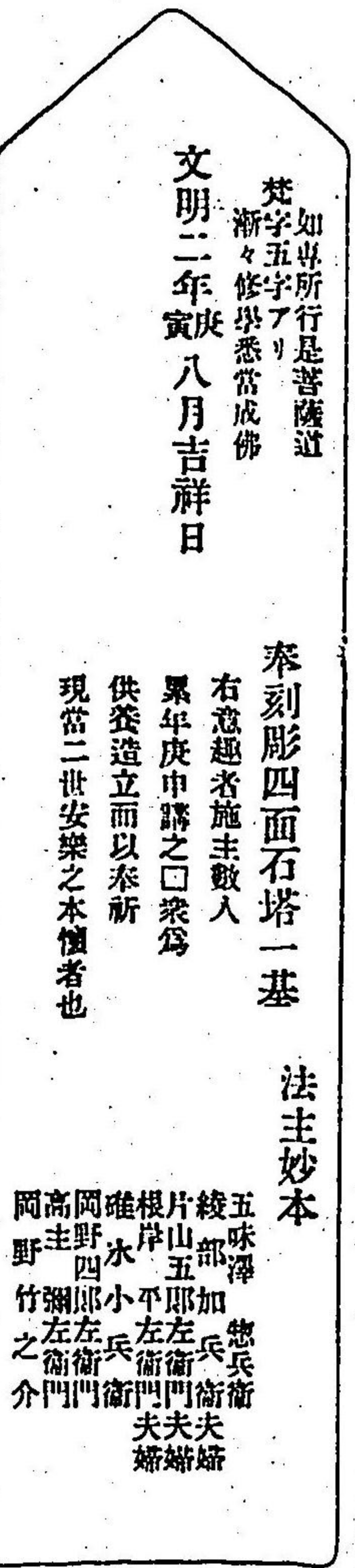
地久天長
 寶永元年歲次甲申秋望日

住持第三十七世三部都法大阿闍梨堅者法印慧順
 施主末野八郎左衛門尉氏照入道斯波玄海

治工 田中丹波大掾藤原重行
 福島半左衛門尉源長宅筆寫之

澁谷八幡宮ノ前ニアル古碑

左ニ 津口六右衛門
 金澤市左衛門
 恩田嘉右衛門



右寛政元年四月五日南畝子寫

右ニ 篠崎長左衛門
 柳澤仁兵衛
 遠藤卯右衛門

武江披砂 卷之四

南 畝 子 輯

○城南

外櫻田

新案手簡云 今の内櫻田御門を昔は泊船門と云ひし

よし古るき御目付役所の書付に見え侍る

新橋

玉露叢 寛文八年の春の火事に付て虎の御門と幸橋
 の間に新規に橋かゝる新橋といふ

近藤義休江戶志云 新見隨筆に云昔は新橋芝口御門
 なし寶永の頃出來享保九年正月廿九日大火の時焼失
 せしとなり

愛宕

林道春丙辰紀行に云 いつれの時にか京なる愛宕を
 遠江國なる二坂に勸請し夫より駿河國うつ屋にう
 つし又武藏國にうつして侍りし是は勝軍地藏の法行
 はるゝとしてことに武士の崇敬する故にはしめは僅な
 るほこらなりしを漸つくり擴げて今は大厦になりぬ
 京洛移遷座武州築壇構閣陟山丘誰知幣帛神

武江披砂

封物却作沙門活命謀

源孝範集河守云 むさしの國豊島と云ふ郡に入江か

けたる所に住侍りけるまゝ葦なと茂りて鹿の常に
 佇みける山遠き所なれば珍らしく聞きをる儘に近
 きあたりには都人のくたりて住みけり夜更けは目覺
 してき給へと申遣はしたるに夜なぐ枕を敬て
 けれども聞侍らす人の聲などの遠きを聞なして申
 にやとかこちをこすとて都人のうた

曙のふなもよひする海士の子の

かひよといふを鹿ときくらむ

返し

軒近く鹿立ならず宿とひて

待にしよひのかひにともさけ

増上寺

林道春丙辰紀行云

髣髴給孤園飛廉倒大門遠公名已久善導法猶存悲
 願雖扶女哀鳴屢繫猿始知蓮社内更有國師尊
 余入寺時
 庭前有猿
 羅山文集卷四十五云

増上寺鶴香爐銘代太田備中守

奉獻増上寺 台徳院殿靈前

丹願鶴爐玄甲龜跌何萬千歲無量壽軀
寛永十八年正月二十四日 太田備中守資宗
羅山詩集 卷五十八云

板倉侍從兼周防守源重宗得一奇石子洛涯欲備
台覽事以聞乃使良工鑿開其石貯大相國之水以供類
濯將附海運以達于江府未至會其薨逝噫見手澤而憶
其親對盤石而念其祖見劍而思徐君觀堯于墉慕黃帝
於鼎皆是忠愛之心有之乎故今其石載之醴林之舟以
至于此於是使余書其事因賦一章云爾
石盤盛水永涓涓盥漱况猶無垢前恭敬中心堅不轉清冷
一掬獻 尊前

寛永七年正月廿四日

道春拜書

黄葉集烏丸權大納言
藤原光廣卿

台徳院殿御座の前の石鉢周防守源重宗朝臣奉
りけるに書つくへき歌よませ侍りければ
これにたにとはかりかけのうつるやと
岩間の水のあまりてそ思ふ
俗に潮干の手水鉢と云とぞ
ある書にいはいはく

羅漢石 羅漢像

寛永廿年甲申正月廿四日彫物師吉岡豊前介重繼七
十三歳刻之
影向石

寛永拾口吉岡豊前守口口

檜椿 同御廟ノ中ニアリ

諸國採集記植村氏にみゆ

鹽尻云尾張天野
信秋

武州飯倉の里常照院今増上寺
大門の内の本尊一光三尊の如
來はみたくわん
をんせいし後花園帝永亨元年己酉七月十五日漁
士の網にかゝりあからせまし／＼けるを己か字に
安置し進らせける後土御門院文明二年庚寅三月十
五日當院の信譽周公靈夢の告によりて彼本尊を寺
に移し永く本尊と崇し正親町院天正八年庚辰三月
宇田川某一字を造りて檀越となれり同し十四年の
秋八月筑紫善導寺の僧碩信州善光寺に參籠せしに
こゝの如來は同體のよし告させまし／＼けるとて
定照の讚譽周琴師に來語る琴師も亦前夜靈夢のと
ありとて感涙を流しともに御帳を開き拜しけると
そ近頃正徳四年甲午願主ありて善光寺の常灯の火

を請て此高院長夜常燈明とす

古しへこの如來の前に不淨あればたゞりまします
とて門戸をしめて參詣もなかりし故俗にあかん堂
と呼しとなん

今茲八月六日より二萬日不退轉の念佛回向十五日迄
開張ありて貴賤くんしゆす優人某市川檀那となり今度
随分のきふをなしいかめしき獻物なとしてひたすら
念佛して自他の芳縁を結へるとかや淺からぬ志なり
ける

淺布原首塚

慶長見聞記云 八月廿三日於岐阜表討取首注文

四百三十 福島左衛門太夫手

四百九十 池田三左衛門手

三百八 淺野左京太夫手

二百五十 山内對馬守手

二百卅 田中兵部少輔手

二百四十 堀尾信濃守手

此内百二十桶に入江戸へ下す御實檢の後淺布の原に
首冢塚御築成さる焼香増上寺源譽上人正藏院忠義法
印以上三人

流道今龍土と
かくなり

江戸岡鑑石川流宣
後之云 流道百姓町西を云
麻布の内なり

元祿二乙巳板也

猫穴今雄狸穴
とかく

同書云 猫穴長坂の東
甲府御屋敷邊

南留別志云 まみ穴といふ所は古金堀り出したる穴
なりまみはまふの事なり享保六年の比黄金の様なる
砂出たれとも未だ年のたらぬなりとて掘らすなりぬ

光孝天皇御陵塔 御影石の燈籠なり

麻布廣尾 天現寺にあり寺僧にとふ未詳

品川

羅山詩集林道
卷三十五 品川絶句詩

級川亭子掃織座

梅花無盡藏僧萬
卷二

品川小春二日神奈河時ノ次ニ同日
隔五十町有江戸城多法華宗

雙塔五重兼一層、問宗旨答法華僧、

蓮紅二十八差別、子細看來滿口水、

銀葉夷歌集云 品川にて

髮容よき品川の家なみに

號妙國寺五重塔在之

大和森岡氏 顯興

品川観音堂 附繩嶋

小田原記云 永祿十一年ノ比ナリ駿河へ御加勢アリテ小田原ノ人衆少ナケレバ信玄其隙ヲウカ、ヒ今度小田原衆ノ思ヒヨラサル方ヨリ碓氷峠ヲ越シテ武藏國江戸葛西ニカ、リ人衆ヲ二手ニ分テ小田原へ寄ル一手ハ八王子口ヨリ町田ニカ、リツタイ瀧山ヲ賣ル體ニテ道筋ヲ追捕ス一手ハ江戸城ヲ賣ル體ニテ江戸品河繩嶋アタリヲ焼テ民屋ヲ追捕ス不思議也今ノ高繩ニヤ、此亂ノ時ニ信玄ノ侍竹森ト云者花村ト云者二人品河観音堂ヲ燒本尊ヲ取テ財寶ヲ追捕シ甲州へ行テ後彼観音ノ佛厨アタリ大ニ亂氣セシカハ余ノ處へ送リシニ同是モ亂氣シテモテアツカヒ往來ノ乞食聖ヲ頼ミ品河へ返シケル此佛三年ノ後色々不思議ヲ現シ品河へ自ラ可返ヨシダクシ宜ヒ終ニ品河へ返リ給フ誠ニ末世ノ不思議也然レトモ御堂モ燒イツクニ居奉ルヘキ處モナク亂世ノ比誰建立スヘキヤウモナク路ノ傍ニ乞食法師等カリノ草堂ヲ作リテ奉安置今モ森ノ邊ノ辻堂見ユルハ此観音ノコトナルヘシ

櫻田

小田原記云 大道寺ハ普代ノ主へ不忠ニテ一戰モ無之事不似合ノ上ニ不義アリトテ江戸櫻田ニテ被誅畢子二人助リ一人ハ出家ニ成ル後江戸本泉寺ノ住持弟子ニ成ル但大道寺駿河守ハ氏直ノ御供ニテ高野へノホリシト云人アリ不審也此兩説如何芝 南留別志云 孝標カ女のカきたるもの、内に武藏國竹芝といふ所あり今の芝なるにや

箕田 慕景集太田道灌持資集 北條豊前守入道則國のぬし箕田といふ所に山莊しつらひ心やさしうしなして伊達忠春二階堂治部太夫なと我になれたるを招きて百首の歌すゝめられしに嶺新樹といふことをよみ侍る 待ちわびし花になくさむ山に又

かゝる青葉の峯のしら雲

目黒 妻驪江戸方角安見園 延寶板にみえたり 南留別志云 平山の季繁の馬を目黒毛といふ今日白目黒目赤といふ地名あり目黒を妻驪とかくよしをいへれども目驪とかく事正しかるべし目驪目驥目驢皆名馬の名にて其出たる地に名付けたるなる

べし武藏野には目かはりの馬を出せるにや

辨當山 目黒不動の後の山をいふ

目黒瀧泉寺後の山に青木敦書字文藏の墓あり

表の 甘藷先生墓

右に 享保二十年青木敦書蒙 命種甘藷因人呼予

曰甘藷先生甘藷流傳使天下無餓人是予願也今作

壽塚書石曰甘藷先生墓

左に 君諱敦書字厚甫源姓青木氏號昆陽元祿十

一年戊寅五月十二日生明和六年己丑十月十二日

終壽七十二葬于下目黒村別墅南君爲儒官葬地于此故也

一軒茶屋臺 目黒原にあり俗に老父か茶屋といふ

篠崎維章字子文號東海稱金吾 朝野雜記云 目黒不動者日本武尊

之席也見東武府志或曰祭橘姫

黄葉集鳥丸權大納言藤原光廣公

江戸に侍りけるころ澤庵和尚の旅節をたづね

まかりけるにさくらの花ならば

山さとにかゝるさくらの花ならば

浮世の外の春もまらしを 澤庵和尚

問人もなくさめかねつ花に風

月さへくらきよはの春雨

池上

羅山詩集林道卷六

余往見池上本門寺、誠大伽藍也、近時紀伊君之萱堂、專信日蓮流造立之、雖京知恩院、江戸増上寺、不過之中 自池上望六郷橋、如長虹之曳地、如大蛇之橫波、余所見宇治勢多參州之矢矯之屬、并此爲最大寔壯觀也、他後侍台徳大相國御前時言此橋見于池上台顔快然下略 身延の道の記僧元略

五日池上へまうてたるに上人谷中へ出給ふと云へは 諸堂おかみて懸て江戸へ赴きぬ中 二十一日江戸を出給ふ輩は一日さきたちて池上へいきて心静に法文などたづねていたくふけて書院なる所にふしの夜静かに心すみてしばしねられねは枕をさへへて

人世少知音、追師斯再尋、今宵池上月、依舊照天心、そのあした疾く起きて遙かに御骨堂をおかむ肉つき御齒も此内にあり此齒のあらんとくころはわか生身常にあると思へとなんの給へると尊し日既

に禺中になりぬいつ又參詣せんもしらすあかすかへりみかちにて出るに空打ち曇りて雨すこし降りいでたり人々こもやうのものともめてあめよそひすされとやかて晴ぬればみなくぬきすてつ

小田原記云永祿十二 信玄ハ品川ノ宇多川石見守鈴木等ヲ追散シテ六郷ノ橋落ケレハ池上ヘカ、リ池上寺ヲ追捕シケル此寺ハ甲州身延ノ上人ノ弟子成シカ彼僧出テ色々申ケレハ寺ヲハ不焼此僧ヲ案内者トシ矢口ノ渡リヲ船ニテ渡リ稻毛ノ平間ト云所ヘ渡リ稻毛十六郷ヲ追捕ス此時ニヤ江戸芳林院ヲ燒本尊佛經ヲ押取李太白ノ墨跡ヲトリシトカヤ甲州ニテ信玄重寶ト聞ヘシ李太白ノ掛物は也大圓寺ヲ初トシテ悉ク燒凡本尊持經マテウハヒ通リケル

芳林院ハ今ノ金剛寺也和案手簡ニ見ユ按ニ金剛寺ノウシノ繁谷ノ多福院ナリト云フ

日蓮聖人註書讚沙門日云 弘安五年壬午九月八日午刻出身延澤宿下山九日大井十日會禪十一日黒駒十二日河口十三日吳地十四日竹下十五日關本十六日平塚十七日瀬谷十八日入ニ子武藏國荏原郡千束郷池上村右衛門大夫宗仲屋一 同二十五日鎌倉ヨリ弟子檀那來集講安國論略自十月十二日酉刻向未會有大

漫茶羅北面十三日辰刻誦方便品大衆同音誦之至入佛知見道故句或云壽量品ノ中間頭北面西脇而化御年六十有一大地震動日昭讀經衆又同誦各設最後供養入棺十四日戌刻日昭朗勤之茶毘子刻開維次第與之前陣日朗後陣日昭前後各八人相從具知 夫釋尊者於靈鷲山講說法華經當靈山良跋提河邊沙羅林入滅聖人者於身延山誦誦法華經當延山良田波河邊池上村歸寂古今道同悲哉 又云然以火闍毘火滅已後收取遺骨中踏遺命送延山同二十一日出池上宿飯田云々

又云自弘安六年二月聖人之御書所持輩悉盡其數一周忌將來可入目錄之由催之因茲僧俗各々帶來武州池上長榮山本門寺日昭筆受合爲四百十餘軸

六郷

小田原記云 六郷ニ行方彈正居タリケル間己レカ屋鋪ノ近所ナル八幡ヲ要害ニカマヘ稻毛ノ田嶋横山駒林等引卒シ橋ヲ燒落シ甲州衆ヲ不通

廻國雜記聖護院道與准后

文明十八年十月

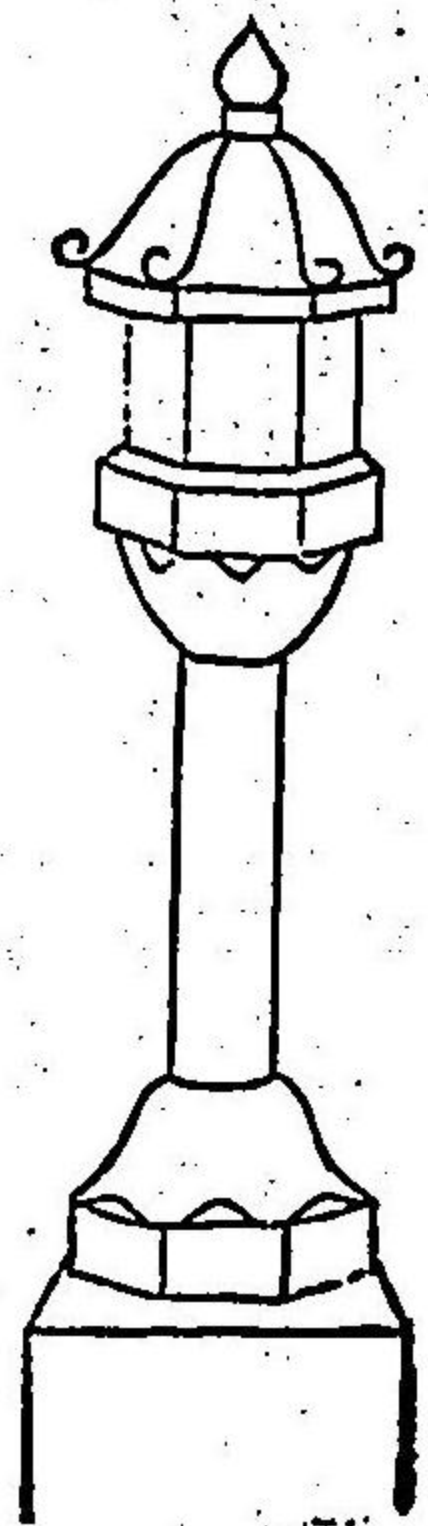
芝の浦といへる所にいたりければまほやのけふりうちなひきてものさびしきにまほきはこふ舟ともを見て

やかぬよりもしほの烟名にぞだつ

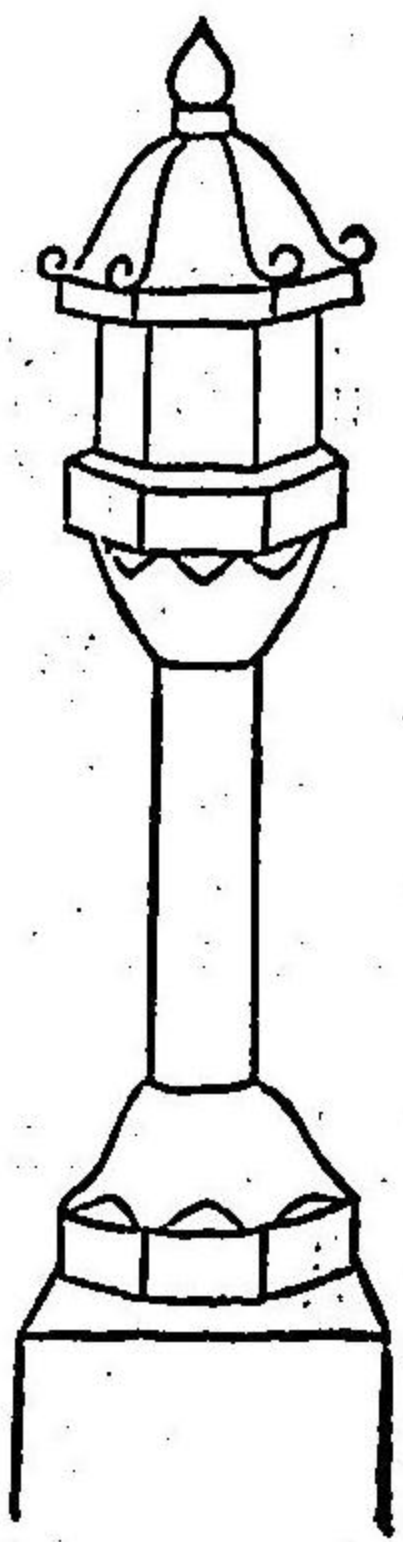
舟にこりつむ芝の浦人

此うらを過てあら井といへる所見て 蘆ましりおふるあら井のうちなびき

波にむせつ、岸の松風 芝愛宕山圓福寺山上唐カ子定燈二基



愛宕山大 現御寶前
本寺進定燈口願主敬白
寛永十癸酉年三月廿四日
御納師 椎名兵庫頭
慶安三年庚寅十一月廿四日
鑄物御大工 椎名兵庫頭



新井宿 小田原記云 永正九年小田原勢追カケノ責ケレバ三浦陸奥守父子新井ノ城ニダテヨモル畧中

上杉勢悉敗北セシヲ追廻テ突臥切伏ケルホトニ一返モ不返江戸ヲ差テ引テ行三浦ニ籠ル勢共兵糧盡ハテ、此後詰ヲ頼シニ上杉打負ヌト聞ヘケレバコハイカニト仰天ス早雲ハ上杉ヲ押ハラヒ猶新井ノ城ヲ責落サント急ニ責ケレバ畧永正十五年七月十一日辰ノ刻ニ打テ出テ小田原ノ先陣ヲ二町計追立切マクリ枕ヲ双テ討死ス三浦前陸奥守從四位下平朝臣義口同子息彈正少弼從五位下平義意并家親大森越後守佐保田河内守同彦四郎三須三河守以下百餘軍ノ屍ハ巨港ノ岸ニ散血ハ長城ノ窟ニ滿サレバ今ニ至ルマデ其怨靈共此所ニ留リテ月曇雨暗キ夜ハ叫喚求食ノ聲シテ野人村老ノ毛孔ヲ寒カラシム其後毎年七月十一日荒井ノ地ニ亡靈アラハレテ往來ノ人ノウツ、ニ見エ言葉ヲカハスコト度々也トカヤホソロシナトモヲロカナリ

芝切通時鐘

元和五己未年長谷川豊前西久保八幡宮社内ニテ草創

時ノ鐘鑄直當所ヘ引ケ候時ノ年號延寶二甲寅年ヨリ當安永四乙未年マテ年數百二年ニナル只今ノ場



所ニテ西久保富山町鐘主若松藤右衛門再興
 一長谷川豊前鐘ノ儀ハ寛文十戌年五十二年目ニ鐘撞
 割候由
 一地面拜領ノ儀増上寺外境内ニテ山ノ上平地十二坪
 坂下ヨリ道幅一間通坂内廿一間也年月不知 始ハ増上寺園内也其後地面公儀ヘ上リ園ノ外ニナル
 一享保九辰年七月四日切通明地永井町へ御預ノ節往
 還ヨリ坂口迄幅一間ニ長十二間御定杭被打通道ヲ
 被下置候
 一元祖藤右衛門義ハ元來攝州大坂ノ近在天王寺ノ領
 分若松村ト申所ノ出生ニテ川堀利兵衛ト申郷士ニ
 候後大養寺門前町ニテ兩替商賣ヲ致シ彼町ノ名主
 ニ成在名ヲ名乗若松藤右衛門ト改時ノ鐘再興願申
 候由
 右明和七寅年七月切通町鐘主若松藤右衛門願書

に見へたり

西窪 東海條崎維章か和學辨に云 元亨釋書に武州西窪と書のせたるは當地の西のくぼの事なるか

武藏國豊島郡愛宕山鐘銘

愛阜勝壤靈祠並堯薄摧魔軍偏鎮武城慶長柳構嗣君
 大成消磨星霜績仍修營世崇神威日新民生風波永息
 焉亦不憚復降 鈞命廻柱礎傾再鑄洪器革鈞華鯨侵
 天吹月喚地發萌眠醒一掃夢破五更傳圓通響止不平
 鳴忍土解脫殊在音聲厥福無盡豈萬年榮
 時寶永四季歲次丁卯四月中浣日

別當圓福寺現住沙門義山謹銘

奉行加藤源四郎藤原景利

奉行石川傳太郎源 一致

治工 矢部豊前様

愛宕の下

銀葉夷歌集云江戸愛宕の下にて瓢箪の釜もとめし人のあいさつに

八幡山寶藏坊

信海

ほり出すはあたごの利生おもしろや

たぐひいよなふへうたんの釜

青山玉窓寺鐘銘

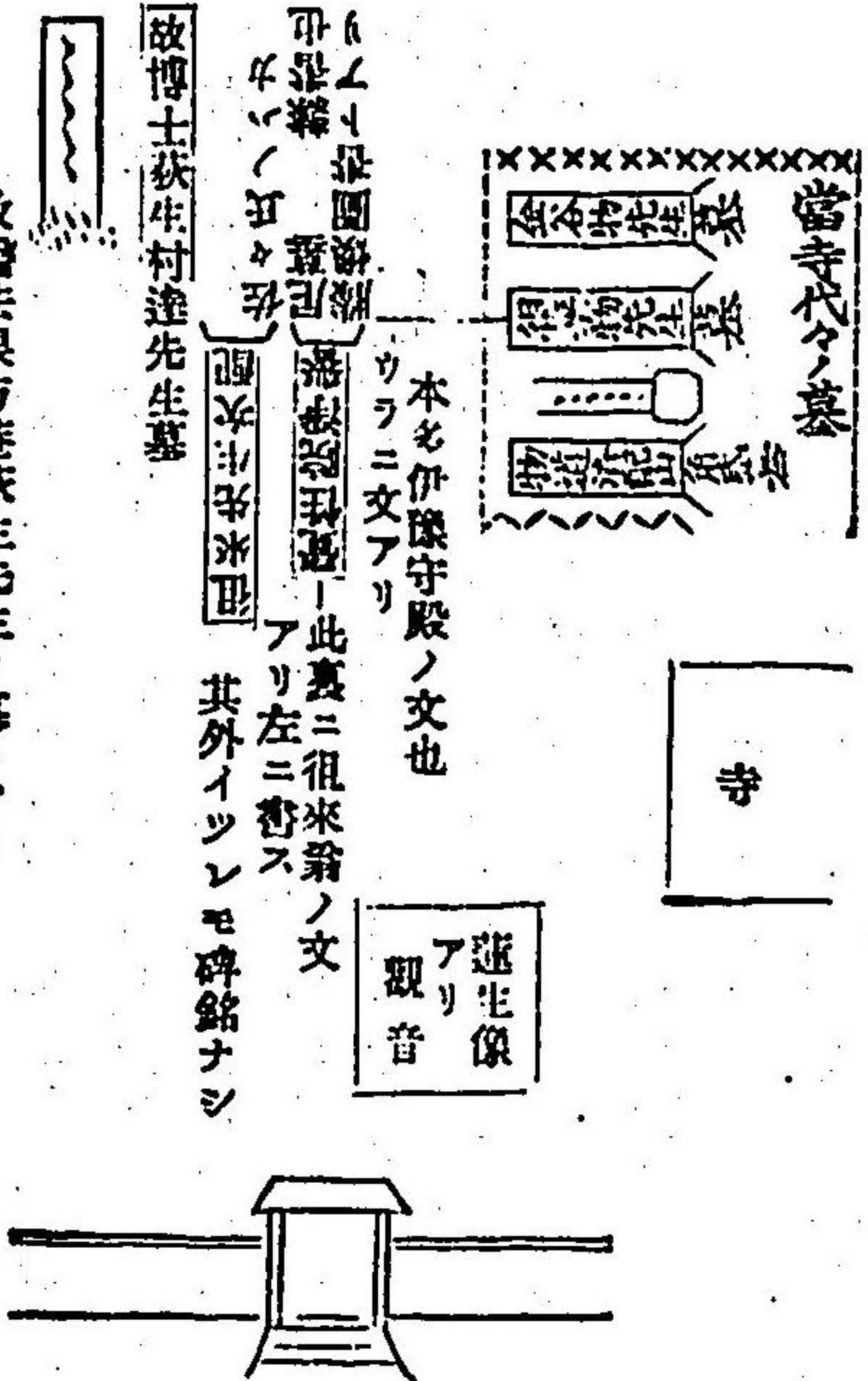
鐘ノ爲法器其來也尙矣佛府舊物法輪所由轉而祖庭樂器規則所以節蓋萬彙之有體用相依而互顯物有體無用者天下未之有也體顯用則一器一具不無功用於鐘鼓也爾以時觸著則發天機以驚寐寐齊靜躁其用於戲偉哉已既非閑家具何爲駢駢長物聞聲之悟道皆於是五々圓通歸一揆故鑄焉永備玉窓法寶以傳不朽而已銘曰
 宇宙之東有一梵宮巨鏡新鑄巧窮衆工外圍亡偶中虛有神響應百谷聲蕩諸塵其來施路杵發告吡鏗々無頗坦々如砥十萬破夢一搥灯心玉窓月轉雲間龍吟
 江左之蘭若崑崗之山主第十宰翁峯州叟謹誌
 時寶曆八戊寅年二月吉日
 武州荏原郡中目黒高峯山長泉律院圖并鐘銘
 増上寺第四十五世前大僧正成譽玄大和尚夙以荷法自任嘗有願創一律院程或止作扶護宗放鴻志未就俄示西歸有高弟千如上人者幹蠶繼績乃移當國古禪刹山號高峯院稱長泉於斯境改爲淨土宗律院矣北川氏祐善居士者乃大和尚之檀信學法精懇且深景慕大道德當時經始

客殿方丈厨院等爾所于時寶曆十三癸未之歲也越五年明和四年丁亥造立佛殿賣於今茲戊子修供養法事社衆以爲其无鳴鐘爲缺典北川氏亦有心便施入銅鐘一口將資幽明去現住苾芻普寂爲之銘曰
 性不如如流變隨緣寂分蒲牢梵音起焉豈翹號令以資法筵上徹有頂下響黃泉迷途停苦九界覺眠偉哉法器種德无邊
 維時明和五歲次戊子二月中旬
 武州荏原郡中目黒
 長泉現住苾芻普寂識

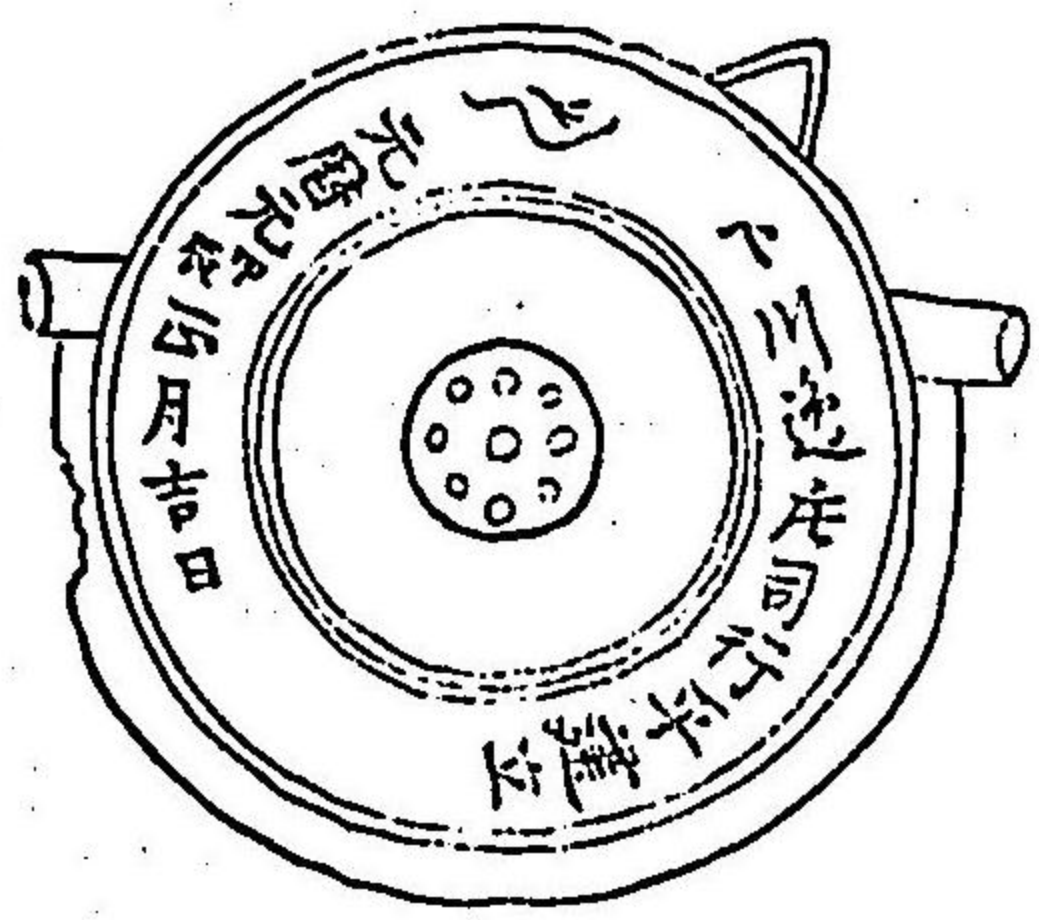


芝三田豐岡町長松寺に祖徠先生の墓あり寺に海中出現茶壺觀音ならひに蓮生法師の像あり

墓地之圖



覺性院淨譽口尼墓ノ碑陰云
 是故土屋戸部侍郎臣松本勘兵衛之女、水藩播磨臣醫佐々立慶之妻也、有女歸茂卿先死、乃養於茂卿家、十有五年、享保丁未四月十三日沒、以其女塋所在、遂葬此寺、
 物茂卿識
 櫻田鳥森稻荷社古鐫口



碑文谷妙光山法華寺七層塔銘
 正和第四乙卯
 開基日源聖人 山光 妙
 九月十三日 覺
 夫源高師者本爲天台之學頭居于駿州之實相寺吾元祖大士重入大藏時即信伏而師事二十餘載矣當山元是台流弘安六年亦歸于師改乎舊執號妙光山法華寺住三十四年自正和御示家之古主寬永御追賈之今凡三百又二十四歲石庸未之有惜哉御遺骨徒詒乎塵土今也門流比丘抽至心誠或唱滿題名二千部或奉上金銀六八兩衆舉碎以起立此碑報酬恩山德海之高深祈爾无上正覺之妙

果焉挹流知源聞香尋根其此之謂歟伏乞功德餘香
 法易隨喜見聞共期佛惠而已
 時寬永第十三丙曆秋八月吉日

願主前住第十世 日瑞敬白
 并門弟中真俗同志勉旃



海晏寺門に入て左の方



裏ニ 弘長三癸亥年十一月廿二日
 正五位下行相模守平元帥時頼
 山ノ上リ口ニ三塔アリ

山ニ向テ

左 明應口

武江披砂

中 送修正清禪門
 明應口
 右 文祿口年乙午

武江披砂卷之五

南畝子輯

○城北

馬喰町一丁目に高島屋吉兵衛といへる椀家具盃屋のりその家の藏江戸数度の火災にやけすその棟札に

寛永元年甲申九月上旬

大工 吉兵

元祿六癸酉年九月湯原氏日記

六日 小石川御指町向後富坂町と唱可申旨被仰出之

十一日 元應匠町向後小川町と唱可申旨被仰出之

永享記云 神田の牛頭天王洲崎大明神は安房洲崎明

神と一體にて武州神奈川品川江戸何も此神を祝ひ奉

る或人の云平親王將門を神田明神と奉崇とかや

林道春丙辰紀行云 神田

此社は平親王の屍骸をうつみし所にて其靈をまつ

とかたり傳へ侍る

昔聞鐵額是虫尤。何事將門廻逆謀。草木山川無寸

土。一堆埋骨幾春秋。

幕景集太田持

深夜歸雁といふことを神田の社にて各々詠

る時

鳴つれて聲よき聲もますら男の

心にかへる夜半のかりかね

神田川 東武實錄云 元和二年十月是月江城ノ北神

田ニ堀ヲ堀土手ヲ築ク安倍四郎五郎正之是ヲ監ス

柳營日記云 萬治三年二月十日、晴、牛込より和泉橋

まで船入堀普請松平陸奥守被仰付是依在國以奉書

被傳之

北條五代記云 それ相坂より西に靈神多くまします

毎年神祭あり大和國奈良の都に於て聖武天皇東大

寺を造立し給ひ金銅十六丈のるしやな佛を安置し

行基菩薩を導師に請し供養をとけられ供佛施佛の

作善殘る所もなし其の上毎年二月六日かすか祭の

能あり四座の猿樂集りて今に絶えず此能をまつとむ

扱て又坂より東に國多し在々所々に於て神をまつ

る天照太神は扱おき鹿島大明神を始奉り靈神その

數あげて記し難し然る所に能の祭は江戸神田明神

に限りたりそれ奈何となれば神田明神の詭宣に

我朝に能始る事地神五代あまてる御神の時天の岩

戸の前にて八百萬神遊ひ朝倉返し神樂歌をそうし

給ひしよりこのかたはしまれり是により能式三番

といふ事出来たり翁太夫は天照太神千歳曆は春日

大明神三番申雅久は住吉大明神にてましますこれ

神代のまなひなりわか氏子ともいかなる祭祈禱を

なすとも能の舞樂にはしかしと有しより毎年九月

十六日に神事能あり然る所に上杉修理太夫藤原朝

興は武藏の國主として江戸の城にまします大永四

甲申のとし北條左京太夫氏綱江城を攻め落し上杉

を亡し武州を治め給ふ是によりて申の歳は神事能

なくして次の年に神事能あり是吉例なりと氏綱仰

有りてより以來中一年隔て三年目毎に神事能あり

京の八幡に暮松といふ舞樂堪能のもの有り此人下

て江戸を居住とし三年に一度の神事能をつとめ今

に絶えず

垂加草 卷二 神田明神

靈祠元是進雄尊土俗妄傳稱將門勾賊破家惟此事神官

何不解誣究

寛明事跡錄卷第三 寛永百三十二歲十一月之内

十日自京都公家衆下向是去頃行幸ノ事并無異儀將

軍家御歸城ノ事并御臺所御逝去等之儀ニ付テ也

依テ公衆家一人ニ大名二人三人被仰付御臺應有

之私云此時鳥丸權大納言光廣卿下向ノ序ヲ以テ

神田明神ノ前ヲ被通給ケルニ鳥居ノ神サヒテケ

ルヲ問セ給フニ神田明神ノ社ト答則參詣有テ神

主ヲ被召明神ノ緣起ヲ被尋ケルニ神主畏テ本跡

緣起ノ神道ノ儀ハ於神前演説致事憚少カラス然

レドモ御尋ノ旨ヲ不申モ心外ニ候ハハ大概ヲ申

ン抑此明神ハ平親王將門ヲ祀タリ其故ハ往昔朱

雀院ノ御宇承平二年壬辰二月廿四日平將軍真成

ト戰俵藤太藤原ノ秀郷カ爲ニ被誅其首三月九日

京着シケルニ將門ノ骸首ヲ追テ常陸國ヲ發シケ

ルカ武州豐嶋郡ニ到テ彼骸斃伏スニ其所妖怪有

テ郷民ヲ惱事不斜是將門ノ怨靈ノ祟也ト云ニ依

同年九月十五日ニ社ヲ立テ奉祝禱明神ト其故ハ

將門爲秀郷自米嚙左ノ眼ニ射貫一目也因テ隣ノ

字ヲ加ヘシ也隣ハ訓無一目隣ヲ片目ト讀因テ俗

ニカンタト云習リ是將門ハ朝敵ニシテモ命シ給

ヘハ神ニ祝シテモ勅勘ノ神ナレハ七百餘年ノ間

開帳ナシ又隣ノ義理ニヤ氏子多シト云ヘドモ皆

片目ノ心ニテ大小有カ何様眼ニ左右ノ替リアリ
當時祝奉シ時猿樂ドモ集リテ能ヲ事テ神威ヲ説
シム是ヨリ毎年九月十五日神事ノ能ヲ仕ル然ニ
大永四年北條左京大夫氏綱大軍ヲ以テ武州江戸
城主上杉朝興ヲ討滅シ武州ヲ治故ニ軍事ニ故障
シテ今年ノ祭禮并能ノ事ナク明年執行是ヲ北條
家ノ例トシテ中一年ヲ隔神事ヲ執行ス今ニ至リ
社内ニハ牛頭天王ヲ奉祝是レ房州洲崎ノ大明
神ヲ勸請仕ル此神ハ天照大神ノ御弟素盞鳴尊ト
申傳タリ此神童兒ノ御時ハ牛頭天王ト申ス武答
天神トモ申ケル光廣卿熱々聞給ヒ勸勤ノ事ヤハ
久シキ事ゾカシ今ハ神ト奉崇上ハ其憚有ヘカラ
ス然レドモ奏聞ヲ致シ勸免ヲ蒙開帳ノ事執持ヘ
シト有シカ頓テ光廣卿歸京ノ後今年十二月勸免
アリシカハ初テ今年開帳ス
自承平二年至寛永三年七百餘年也
舜舊記天正十一年ヨリノ記

杉原廿帖兩人トメ四束良子十貫目之禮也
社家者被遣裁許狀案文
武藏國豊島郡神田大明神與詞官平宮内大輔勝遠今
度上洛令對面訖神前之儀任先例可勤仕者神道裁許
狀如件慶長八七月廿四日
成真寺未詳
小田原記云 太田源二三郎同源六討モラサレ宿所
ニ歸リ女房ニ向ヒ和主カ父我ニ言葉ヲカケ給ヒシ
間アタマヲ打シナリ如何ニ痛ミテ有ツラント云女
房大ニ歎キ扱ハ父御前ヲハ打殺シ給ヒツラントテ
尋ケレハ案ノ如ク深田ノ中ヨリ死骸ヲ取出シ如形
孝養シテ頓テ尼ニ成父ノ菩提ヲ弔ケルトカヤ其尼
公ノ寺今江戸神田成真寺是也
小野照崎明神
六誹園立路隨筆云 小野照崎明神江戸坂本にあり
此神名照崎と云盜賊にて上野に住で往來の妨とな
る終に召とられて此坂本におゐて刑せらる其執心
人を惱すに依て神に祝ふとなり今祭禮等あり
王子金輪寺田樂躑 毎年七月十三日
若一王子宮典樂躑

一番	中門口	二番	道行	腰袴
三番	行違	四番	背摺	同斷
五番	中居	六番	三拍子	同斷
七番	默禮	八番	捻三度	同斷
九番	中立	十番	搗袴	同斷
十一番	袴流	十二番	子魔歸	同斷

按ニ後卷ノコトナラン

以 上

得 水 書

右の番組赤井得水の書なり祭禮のたひことに拜殿に
押す新たに寫さずしてふるきをを用る事おもしろし續
江戸砂子にも誤りて典樂躑とす笑ふべし
黄葉集鳥丸大納言
藤原光廣卿云

上野東照宮の前の花を見て
時しあれば枝はならさし花さかり
神にさかする四方の春風
忍の森 蜘蛛草案集那須若水云 東叡山と申は 臺徳院
殿の御時に 権現様の御宮其外堂塔比叡山をうつ
し中堂根本を摸作し給ふ故の名也本は植野又は忍
の岡といふなり池は丹穂の海を見るが如くなり池
の向をは忍の森といふと申傳るなり其森も今は多

くの大名ノの屋形の地となり侍る那須氏は延寶天
和の頃の人なり
上野元三大師堂に石井あり銘に云
謹東叡開山廂前鑿一井擬進孝善縁夫漢水潔表佛心
清淨徳法雲灌頂令不斷妙法時正保二年辛酉十月二
日弟子晃海
東叡山の號
享保以來年代記云 元龜三壬申正月二十一日信玄欲
以身延山爲東叡山而不成
重修武州先聖殿記集に出
櫻峯 今の山王山の事なり
廻國雜記聖護院道與准后 文明十八年の記
次の日淺草を立ちて新羽といへる所に赴き侍ると
て道すから名所とも尋ねける中に忍の岡といへる
所にて松原の有りける陰にやすみて
霜ののちあらはれにける時雨をは
忍ひの岡の松もかひなし
秋山自雲靈神 淺草山谷寺町 本性寺にあり
縁起に曰く秋山自雲靈はもと攝津國川邊郡小濱の
むまれにして多田滿仲の臣藤原仲光の裔狹間氏な
り父を六左衛門といふ其子善兵衛あつまに下り江

戸新川の商家岡田孫右衛門といふものに仕ふうま
れつき正直にしてよく家事をつとめければその家
を継がしめ名を襲うて岡田孫右衛門といふ常に
法華を信し讀經唱題日々に怠る事なし然るに三十
八歳の比より痔といふ病をうれひて醫療手をかゆ
るといへどもそのしるしなすてに四年に及へり
ある醫師の曰はくこれ難治の症也病を治せむとす
れば骸つかれ内をやふる所詮覺悟あるへき事なり
とこれより後三年は必死を期すといへとも病苦は
なほだしきによりてしたしき友に語りけるは我れ
は死に近づくされはもろくの神佛に誓て死後痔
を憂る人を必ず救はむ必疑ふ事なかれとて終に延
享元年甲子秋九月二十一日身まかりぬ則此寺に葬
り秋山自雲と謚すその後何かし痔を苦しむ事三年
この事を思ひ出てこれを祈る事二月にして平愈す
それより世の人普く信して痔佛といふ願はとき
時旅をあくるといふ畧取

高尾の墓 山谷寺町春慶院にあり

淺草

豊臣勝俊はしめてあつまいにいきける道の記に云

あさ草の観音とて國こそりてもてなす佛御座
す口に任せて

いかなれや野邊にかりかふあさくさの

くわむをむまのはみのこしつる

林道春丙辰紀行に云 淺草

爰に寺あり貴き観音ましますとて人の多く參詣す
と申ければ大士の日人に誘はれ余も罷りけるげに
も人のいふやうに男女の群集する事京の清水より
も多く見えけるむかし此所より牛鬼の出てはしり
ありきし事を心に不圖思ひ出て馬こそ大士の化現
なれ何とて牛は出けるそとおかしかりき爰の観音
院しる人なりければしはし立よりて應て歸りぬ
法威能救三衆生爰。小白華山彼岸舟。若把馬郎。令
渡水。應同海底有泥牛。

朝野雜記雜時平云 淺草觀音堂者所祀猿田彦命也見
東武府志

小田原記云 大永二年九月初古河ノ御所へ御使

アリ御使者ハ富永三郎左衛門尉トシ聞ヘシ其歸リ

ニ富永武藏淺草へ參詣シケルニ其日觀音ノ縁日ニ

テ十八日ノ事ナルニ常ヨリ人群集ス殊更不思議ナ

規模脱出 當空高懸 輕々撞着 隨佛事邊

至徳口年丁卯五月初三日

大勸進僧都海譽

小勸進大和國道高

鑄工 和泉守 經宏

東鑑卷十二云 建久三年壬子五月八日己卯法皇四十

九日御佛事於南御堂被修之有百僧供早且各群集布

施口別白布三段袋米一也主計允行政前右京進仲業

奉行之云々僧衆

鶴ヶ岳二十口 六所宮二口 伊豆山十八口

箱根山十八口 大山寺二口 觀音寺三口

勝長壽院十三口 高麗寺三口 岩殿寺二口

大倉觀音堂一口 窟堂一口 慈光寺十口

眞慈悲寺三口 淺草寺三口 弓削寺二口

國分寺三口也

同書云 治承五年五月十三日鶴岡若宮管作ノ事アリ

大工ハ武州淺草郷司ト云者也

萬葉緯卷十九洛東

種季云 或曰淺草寺緣起推古天皇定居……年……

永亨記云 城東淺草寺ハ推古天皇御宇定居二年戊子

ル事アリ辨財天ノ堂ノ邊リヨリ錢涌出スルコトア
リ寺僧共制シケレトモ參詣ノ人はヲ不用多ク此錢
ヲ取富永モ奇異ノ思ヒヲナシ歸リ參リテ後此事ヲ
言上ス氏綱ヲ初メ奉リ諸人不思議ト云處ニ蓮乘院
參ケレハ宿老ノ面々此由ヲ語リ給ヘハ法印語リ申
ケルハ彼淺草寺ハ人王卅四代推古天皇ノ御宇口口
口子年建立也本尊ハ聖觀音關東最初ノ伽藍靈驗無
雙ノ處也種々ノ舊記不思議ノコト舊記ニ載所不可
勝計彼御本尊生身ノ薩埵ニテ水中ヨリ浮出サセ給
ヒケル

多賀谷記云永亨十一年將軍義教驚き給ひ上杉中務少

輔教房に御旗并御教書を被下東山道東海道之軍勢

十萬餘騎淺草の淺草寺に陣を張り軍評定したり是

日本國武州豐島郡千束郷金龍山淺草寺洪鐘銘并序

夫鐘者震梵苑之枯禪發聲壇之深省者矣南閩浮提各

以音聲長爲佛事西郡勝地持開榛莖初此道場於是傳

法聊持短疏勸發善緣新鑄免乳之鐘永扣龍潭之月耳

根契證者速趨解脫之門庭眼裏聞聲者即獲圓通之妙

杲當時若不記者後代誰得識哉銘曰

未鑄成前 櫻隔九天 新鑄成後 福應大千

ニ建立セリ佛法最初ノ靈場ニシテ關東無雙效驗揭焉ノ觀音ナリ

淺草觀音堂繪馬考

元文ノ初黒澤李之助(忠寄云黒澤李之助定幸 初名長寛 文十一年 辛亥三月朔日没法名號瑞川院禪山初峯居士 葬于市谷谷町長延寺洞家定幸ノ家ハ玄孫李之助各アリテ 元年三文戊午九月廿七日 重追放被仰付家斷絶ス) 安陪定紀伊勢平藏平貞丈へ語テ云予カ祖父定幸相驥鑑及驪黃物色圖編集ノトキ狩野主馬尚信ニ圖ヲ繪書ス此時馬ノ骨相毛色等ヲ口授ス尚信始テ畫馬ノ精妙ヲ覺ヘ歡喜ノアマリ馬ヲ畫キ淺草觀音堂ノ繪馬トス今俗狩野古法眼元信ト云ヒ或ハ畫馬夜板ヲハナレ草ヲ喰シナト妄談スル也此繪馬今ニ存スト云 忠寄云此繪馬于今アリ縁ニ寛永十九 壬午年二月十九日觀音堂炎上之時(柳營日記云寛文七年二月三日午上剋淺草觀音堂之後万日寺道哲住所ヨリ出火町屋數悉ク燒亡ス) 武州住木村市兵衛出之トアリト云 瀨名貞雄云今ハ文字ウスクナリテ下ヨリハシカト不見尚信ハ慶長八年癸卯ニ生レ慶安二年巳丑二月

四日四十七歳ニテ卒ス(校訂者曰歿年相違) 寛永十九年ハ尚信四十歳也存在ノ者ノ畫ナレトモ畫馬ノ筆精ヲ賞美シテ炎上ノ時モ此畫ヲ取出シタル者ノ名ヲモ記テ賞美スルカ再板江戸砂子狩野玉樂カ畫ナルヘシナト云ヘトモ黒澤定紀祖父ノ時ノ事ヲ談スレハ是ヲ正トスヘキカ多賀三右衛門高補ノ家系ニ寛永十九年壬午十二月十九日淺草觀音堂炎上ノ節御書院番池田帶刀組多賀外記常勝(高補ノ高御花畑番小性組) 松平右衛門大夫組 戸半十郎御使ヲ勤ムトアリ

滑稽太平記云 明曆二年三月廿 初も駒形に船を着て各宜春清忠知は上り觀音へ參詣する門前の二王此頃涎を垂らさると世に云ひ觸らし所々の貴賤群集をなしぬ然れど胸の邊りに彩色所々落て清水を流す流石奇異なる事にや或人の云門前の茶や等相はかる事となんされども大慈悲の御誓ひには枯たる木に花咲實のれり道春紀行にも此門前より女の牛鬼出て走りけるとも書り尤不審してこそ侍れ今も駒形の茶やを見れば出女と覺しく貌には白粉を鹿子まだらに塗ちらし眉を眞黒に不二の形を眺めたり髪

は楊柳の春風を痛み聲おかしくて銚子取て諸人を評し金銀を食ふ事誠の畜類より淺ましく手足は猿のことく頭すしは牛の如く心中は鬼よりも恐しく是女の牛鬼とやいふべきかゝる所に人々二王涎を垂らさるといふを

觀音の門前にたつ二王こそ

慈悲と涎のたれこくちなれ

と春清も讀みしなり下書

本堂の額

元和癸亥歲孟春穀旦書

觀

音

堂

大明福建漳郡龍邑徐紹勳立

天井の龍の畫 狩野右京進安信書也

二王小屋

洞房語園云 昔語に淺草寺の内二王小屋といふ枝院ありしを 大樹公梅園院と改めさせ給ふは匂ふの通音にや今年境内に藪をさくらに植替慈の心妙にして大雲のことし

木戸の名は二王柔和に花の時 東嶽庵可 然

又云 淺草寺蘭泉の後園に住しとし櫻を植られて事のはしめは鷹叟の歳旦輯の序に述べられたる千株にこへたる櫻の枝ことに遊君が名の札を付けたるをそれかあらぬか木の下の陰にとよみあたりたる其名には心の花ひらけとうたふもありけり 續江戸砂子には千本櫻淺草寺本堂のうしろにしへ丑のとし藪を開きて櫻樹を多く植ゑて寅の春を待良なり略櫻木の一名とことに願主の札を貼すその中におほく北方の住人あり

又云 自性院に難波の梅といふあり

本堂のうしろ銀杏の木の下に供養塔あり其文の中に蓋當山堂舍鴛瓦既落彩椽幾朽故私勵修營之微志廣募遐邇之貴賤自享保四年己亥五月興土木之功至享保六年辛丑九月成焉因建供養塔而十万人結社籌施主檀越姓名及其本末之紀事悉藏其中以傳不朽經云々 前後讀文除之 于時享保六年辛丑之冬十一月

當山寺務僧正公然謹誌

熊谷安左衛門稻荷の社の西に石の寶篋卵塔一基あり

其文にいはいはく

經石之券縁

當社稻荷之神也者昔時在於北越施放威靈之靈聰也茲

予寛文中有所以而遷事此地矣于時欲念神力之增益
而表其清淨耳今茲亦以書寫同經每石練密首題唱滿成
立一基志願充足之訖伏乞神力增進利益無窮乍恐天
下泰平國家安全且信仰諸人二世大願成就圓滿願以
此功德普及於一切我等與衆生皆共成佛道之意趣如
左

時寶永二乙酉曆臘月十六日 山本氏

一中日頼

碑ノ右ニ

實相真如の月は衆生長夜のやみをてらす心を
はらへどもうき世の雲の果はなし

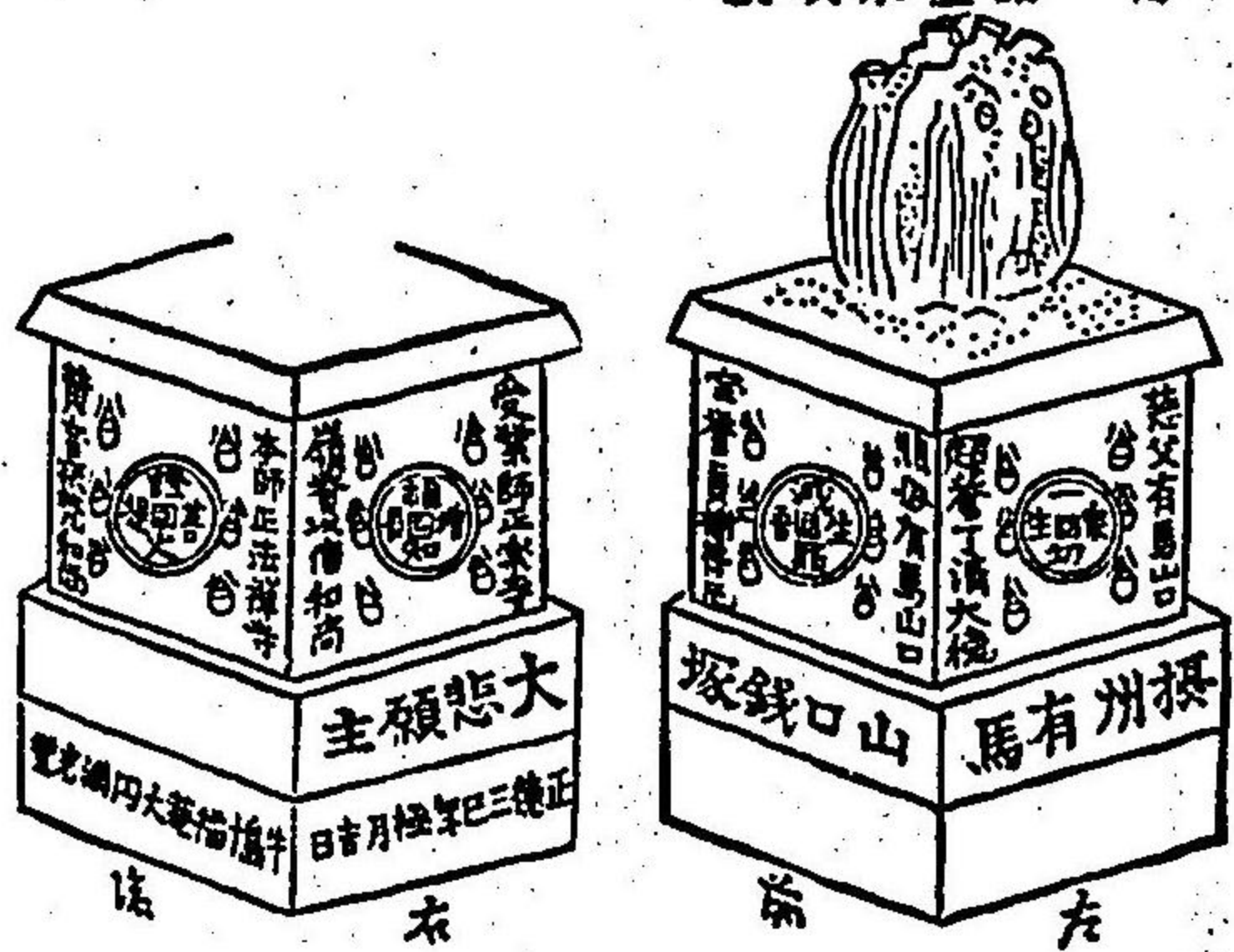
くもらばくもれ月は有明

碑ノ左ニ

一基造立之願主阿部氏正羽

淺草寺奥山に攝州有馬山口錢塚といへるものありそ
の石碑の上のかたに六地藏の像を刻む首は碎損して
體のみたてり其下四面に錢のかたちを彫り左のごと
くに文字あり近頃修補あり

攝津志有馬郡錢塚
在山口村上有地藏石像傳
云
山口氏妻治家嚴願身訓諸
子始貧之時治得積錢值
錢奔告母曰士不動而錢家
之災也況無忘而得我何取
遂命開坎後二子皆出身就
職



按に江戸砂子に錢塚辨天あはしまの所とありこれ
によりてよふ名なるにや又山門の東の方老女辨天
をも錢塚辨天といふよし同書にみへたり

廻國雜記 聖徳院道與准后
文明十八年十月の記

淺草といへる所にとまりて庭にのこれる草花を見て
冬の色はまた淺草のうら枯に

秋の露をも残す庭かな

此さとの邊りに石枕といへる不思議なる石ありそ
の故を尋ければ中頃の事にや有りけむなまさふら
ひ侍り娘を一人もち侍りき容色大かた世の常なり
けりかの父母娘を遊女にしたてみちゆく人に出む
かひかの石のほとりにいさなひて交會のふせいを
ほどこし侍りける兼ねてより相圖のことなれば折
りを計らひてかの父母枕のほとりに立よりて友ね
したりける男のかうべを打ち碎きて衣装以下の物
を取りて一生をおくり侍りきさる程にかのむすめ
つや／＼思けるやうあなあさましやいくほどもな
き世の中に斯る不思議のわざをして父母もろとも
に悪趣に墜して永劫沈淪せん事の悲しさ先非にお
きては悔ても益なしこれより後の事様々工夫して
所詮われ父母を出しぬきて見むと思ひある時道行
く人ありと告て男の如く出たちてかの石にふしけ
りいつもの如くに心得てかしらを打ちくたきけり
いそぎものともとらむとてひきかたつぎたるきぬを
あけて見れば人ひとりなりあやしく思ひてよくよ
く見ればこれは我むすめなり心もくれまといひてあ
さましといふはかりなしこれよりかの父母速や

かに發心して度々の惡業をも慙愧懺悔して今の娘
の菩提をも深くとむらひ侍りけると語り傳へける
よし古老の人申ければ

つみとかのつくるよもなき石枕

さこそは重き思ひなるらん

當所の寺號淺草寺といへる千手觀音にて侍り類ひ
なき靈佛にて備しましけるとなむ參詣の道すから
名所とも多かりける中に侍乳山といふ所にて

いかてわたれたのめもおかぬ東路の

待乳の山にけふはきぬらむ

しくれてもつゝぬにもみちぬ待乳山

落葉をときとこからしそふく

淺草が原といへる所にて

人めさへかれてさびしき夕まぐれ

淺草が原の霜をわけつゝ

思川に至りて讀める

うき旅の道になかるゝ思ひ川

涙の袖や水のみなかみ

これより隅田川へつゝ思川未詳

蛛網草案集 那須云 七月 延寶はしめつかたよりの事と
九年

かや信土山の邊りの町屋淺草の觀音堂のうしろの邊まで間口五六十兩觀音の前は間口百兩の上する所を川邊は人により石塔につき誠は一生を此屋敷の影にかけしを六間つゝ切りて人を救ふに似て侍れとも此後家つくる手立もなきもの多し又切たる所の土は面々にはこひ捨よとの事なればいかにもしてみなとられてんとてうめくものあまた侍るむかしは寸地を持つても頼みとせしに今は捨はやと思ふはいかなるかはりめそといふ人有ればかみにはしろしめされまし小さかしく物いひ侍る人たちはからひふりぞとつぶやくもの侍れば神は非禮を不受といふ事を

おのか身の宇佐に詣てよこしまに

祈るを神のうけむものは

今戸實義山九品寺に蜷川氏の墓多し

蜷川春榮軒源親豐墓

碑銘も有しが苔多くして不見

戒 殺 碑

武藏之州淺草之川遠出乎源近(近下疑當有入字)乎海大悲薩埵現像垂跡洋々如在昭々而著其爲靈境亦已尙

突然恣事釣漁天傷水族冤苦之慘不勝哀感腥臭之穢固可厭惡伏惟靈利數羅回錄蓋以大悲爲此所不安也幸遇今時不 洪運仁慈四海深重物命禮崇三寶勞與寺宇於是去歲閩寺堂舍修治補葺猶如新成因立制令嚴戒殺生乃以南自諏訪町北聖天岸十町餘計爲界嗚呼嗚呼好生之大德種福之生業一在乎斯人主天恩意足仰而望菩薩之觀心可從而知區々恐衷仰有餘乃爲銘曰

維斯一心 卽具三千 以我則乖 以觀則圓
鱗介異類 好惡同然 詎忍殘殺 不知哀憐
營生嗜味 速禍取愆 畏報於後 思戒於昔
文明遇時 慈悲如天 網罟作禁
魚鼈無處 豈但物命 因茲得人

元祿六歲次照陽作羅春三月武州豐島郡金龍山淺草寺住持權僧正宣存撰

廻國雜記文明十八年十月の記

鳥越の里といへる所に行くれて

くれにけり宿りいつくといそく日に

なれもねにゆく鳥越のさと

此歌淺草を立て忍岡にやすみ小石川といへる所のうたありて次に鳥越の里へつゝさきの浦とあり不審

照高院殿家集遺見

寛文五年霜月關東へ兩御門跡下向の時隅田川於木母寺從將軍家綱公御馳走の大澤兵部太輔伺公彼寺にて御詠所望有之懷紙被書付渡公方家綱公え上る

隅田川の邊りに徘徊して

道 見

歸るさの關屋の里に宿もあれな

隅田川原のあかぬ詠に

宮古鳥何ことゝはむ古郷も

忘るはかりのけふの船路に

六地藏河岸

淺草雷門の東に六地藏の石燈籠有年號見えわかす十月廿二日鎌田兵衛といへる文字かすかに見ゆ

隅田川浮橋

夫木集

康元々年鹿島の社に詣でけるに隅田川のわたりを見ればかのわたり今はうきはしを渡したりければ

すみだ川むかしは聞かす今こそは

光俊朝臣

身をうきはしのある世なりけり

橋場總泉寺鐘銘

享保六年の銘なり細かにして讀かたし文中に七橋の事あり江戸砂子にも七橋の銘といふ事ありし

古碑なり



越前福井陪臣 河田入道常觀

今一ツ

是はよほとあたらしく見へ申候



河田道次か娘良鐵か母とあり

鏡池

洞房語園山田其乙鏡池辭に云 淺茅か原のほとり心

月庵に隣り方丈の蓬蘆に住なす隠者あり姓は佐々木氏にて亂舞狂言に名の譽ありし人なり壯年の頃吉原へ通ひしものにて花かつらといひし遊女にあひなれ露霜をも厭はず略

かくて佐々木氏か家どうじはひたすら妬く憎しと思ふにはあらで世の勘怠り勝ちなるをいたく歎き略やまふに惱ふして今はの時佐々木氏にかきくといて曰主若し妾か言を容れ給は、妾はて、後早くかの里の思ひ人を迎へ給ひて通ひものし給ふ事を止給へといひ終て果ぬ略

又年頃かよひ馴れし花かつら先いつ頃急症にて果てしよしを揚や何かし許より知らせたり略

佐々木氏は髪を拂て道仲と改名し略鏡池のほとりに隠遁し略鏡か池は梅若少年の母妙喜尼鏡を抱き身を投し池なりと里人の語り傳へにて周百歩に足らぬ小池なるか芥に埋りて妾おほひ隠したるを芥を拂ひ茨を刈捨池中に辨天の神社を建立し妙喜山は法尼の古墳の跡なりしを一字の堂を建立したり又軒に一口のつりかねを鑄て其銘に古跡再興の意趣を誌す略

明曆戊戌七月廿七日古稀の齡を全ふして觀念の床の上に西面し正念して永く眠る云々略

享保庚子三月五日山田其乙淺茅か原碩傳菴に遊んで鏡か池辭を作る略道仲は鷲氏にて寛永年中花子の狂言より名をわけしものなり略享保何れの年を妙喜堂の總泉寺内新き鐘の貫目に足したり惜い哉

中田

山岡俊明後醍醐 ひと、せ淺草馬道に逃れ住みけるに寺町百菴名三智とふらひ來りて

陸奥紀行に

罪とかのくつる世もなき石枕

さこそは重き思ひなるらん

淺草妙音院の境内に山隱明阿先生住給ひけるを訪て姥石開帳の有りしを拜す此所を中谷と云ふ今は中田となむ唱へける

百庵

石枕おもき思ひの悲しみも

今は中田の里とこそ聞け

返し

世のさかを今は何ともいは枕

明佛

おもき思ひもなかにの里

橋場 梅花無盡藏僧寓 卷二云 江上春望詩後注隅田在武藏下總兩國之間路傍小塚有耕道灌公爲攻下總之千葉掃長橋三條其所號橋場

石濱 同書云 武州淺草石濱城主號壽田御所諱成高小田原記云 小田原方(天正元年ノ比ナリ)武州石濱城主千葉次郎殿黃色ノ陣羽織ヲ着テ一番ニカ、リ關宿城方ノ物頭菊間圖書ト云者ト組テ落千葉爰ニテ討死也中 此時石濱ノ千葉殿ニ女子アリテ男子ナシ氏政ノ御下知ヲ以テ北條常陸守氏繁ノ三男ヲ養子ニシテ彼息女ニ合セ千葉ノ一跡相續セリ然ドモ此千葉二郎幼少ナレハトテ與力ノ侍并石濱ノ城ヲ木内上野ニ預ケラル、上野討死ノ後ハ子息木内宮内少輔支配也彼與力衆ハ板橋肥後守板橋城主松戸越前守赤塚ノ城守犬塚等也以上石濱領ハ四千貫ノ取也然ニ千葉二郎成人ノ間石濱ヲ返シ給ハルヘキト度々申上ケルニ木内カ家老宇月内藏助ト申者申上ルハ宮内少輔モ已ニ石濱居住ノ後父ハ討死ス其後數ノ高名軍忠不勝計石濱ノ御改易アリカタキ事ナルヘシト頻リニ申ニ問此事延引シケル間千葉

二郎ノ内ニ須藤ト云者主ノ所望ムナシキ事ヲ無念ニ思ヒテ石濱へ忍ヒテ行彼宇月ト云者ヲチラヒケルカ石濱ノ總泉寺ト云會下ノ寺中ニテ行會サシチカヘテ死ニケル此ヨシ小田原へ聞ヘケル間千葉二郎ノ所行也トテ本領ヲハ終ニ返サレヌ

新案手簡云安瀆 石濱は只今淺草觀音堂の北金龍山石濱城の遺址のかたはかり残りたるにて御座候貴公御覽被成候迄も淺草砂利取場初は岡の様に有之候處陵谷の變は同前に御座候由仰の通り野拙なと若年の時見申候迄も岡の如くに御座候き其後谷に罷成候夫より前は猶以よ程の岡山にて御座候云々

法源寺 古き石塔多くあり石碑のうらに保元寺とあり大松のもとに五輪の塔あり齋藤別當實盛の墓といひ傳ふ

大同元丙戌三月十四日入寂

春秋七十九歳

大僧都智海法印

砂尾石濱道場開基初祖

此のうらに

由緒寶龜元庚戌春 古有如斯石碑……
 貳間四面建大日堂 元祿八乙亥十二月十一日
 延曆三甲子秋村里 五月雨夜開山……
 人民寺砂尾石濱 瑞夢相承料……
 號道子了海謹書 法譽元泰……

此碑のうらの文をみればこの碑は元祿八年にたてしものなり

仁壽三年癸酉三月十日

これのちに たてし也

齊衡元甲戌年

大僧都眞海法印

これのものに たてしなるべし

昌奉二

再興法譽上人

光明遍照

これはふるく見ゆ

十方世界

これのみその

念佛衆生

比のもの

撮取不捨

見へたり

大野修理亮子彌十郎人質として東に在しか父修理亮

叛しにより彌十郎淺草海禪寺にて切腹仰付られし也
 瀨名貞雄この石碑やあるとたつね行てみられしに公
 を憚り石碑はなした、過去帳に記し侍るとて寺僧の
 みせしは
 元和元年乙卯十二月廿七日
 華岳玄芳禪定門
 大坂大野修理亮殿子息大野彌十郎人質生年拾五歲
 千住
 羅山詩集林道卷五
 過千住河橋入間河下流爲千手川又流爲淺草川自千住僅一里計
 日暮里
 諏訪臺八景享保十八年癸丑國子祭酒林信充ノ詩アリ畧之
 筑波茂陰 黒髮晴雪 前畦落雁 後岳夜鹿
 隅田秋月 利根歸帆 暮莊烟雨 神祠老杉
 道灌丘碑 日暮里本行寺にあり寛延三年庚午主僧日
 忠懸河侯太田備後守 臣古屋孝長四宮成煥と圖り碑をたて
 筑波山人石正翁仲に文をつゝらしむ惜らくば碑半
 截にして文を半せるせり
 延文中の碑 駒込富士にあり坂の上り口右の方に
 梵字ありて延文二年七月廿日とあり

下田畑村八幡に石の金剛神あり古貌はなはたし
 施主道如宗海上人東岳寺賢盛代寛永十八辛巳天八月
 廿一日とあり
 大覺山淨心寺法華宗 門に大覺山の三字の額本堂に淨
 心寺の三大字の額赤陣無香とあり印に赤林と
 於七墓
 白山指谷圓常寺にあり墓に

天和三年三月廿九日

妙榮禪定尼

此碑近き頃まで墓場に有しを寺僧とりすて、
 門内に別に八百屋お七の墓といへる碑を立り

行年十六歳

弘安年中の碑 小石川三百坂光圓寺にあり近頃ほり
 出せり青石に梵字ありて下に弘安十年丁亥七月日と
 あり

白山御殿跡

近藤義休隨筆に云 白山御殿は元館林公の御座敷な
 りしを元祿年中白山御殿をたてさせられ御矢倉大
 手御門は寄合衆五七千石の者皆々大手御門番を相
 勤惣堀へは玉川の水をかけられ堀幅は拾間ほどつ
 い四方に有之坂の内五段の瀑布ありて石垣より落
 る有様絶景なり大手は極樂水町の出はなれなり御

堀の端には櫻の大木ありて春は花盛りなり氷川明
 神の鳥居邊まで残らす白壁の塀惣堀にて内に御殿
 敷多あり御殿番兩人五百石程の高の者勤めて泊番
 あり其役人の下番同心等多也 御成度々ありて御
 番衆的 上覽も此御殿にて有りし也其後正徳の頃
 御用これなきよしにて右の御殿残らすた、まれ跡
 は御屋敷になり御旗本の屋敷大小多なり其後又御
 薬園となりて施薬所など出來たる時分屋敷は、は
 駒込土井大炊頭上ヶ地へ所替仰付られしなり御殿
 の御庭に唐船の松といふ名木有し也御殿跡の外に
 居候屋敷は今にあり御裏御門の事なりもと坂の上
 大道通りなりといふなり

根津

江戸圖鑑石川流云 不寝權現千駄木村 元祿二年己巳の板な
 り身延の道の記僧元政

谷中の本法寺といふ寺にてある人大乗寺の鐘の銘
 を所望せしに辭みかたきことにてやかて翌日はれ
 を草して遣はすその銘ならひに序原本銘ナシ
 私加多咄云 むかし、江戸の浮れ女は葭原と云ふ
 所に住む也此所へはよる行事ならねはさるもの、

いふこゝの屋敷わりの時日なみの吉凶によりて夜
ゆく事はならぬは如何にといへば曆によるゆかす
といふ日がある此所の遊君は雨降る時あるは道あ
しきにはろくろなわなどを帯にしたる奴のせなか
に負はれて行かよふ有様いと興あれば見んとせし
まにはや宿の門に入りぬればたれやらむ讀み侍る
つゝ井筒のつゝにかけしろくろ繩

負にけらしな身もみさるまに
あとよりかふる肩くるまにて来るなり至盛近く見
ゆる子なればこれかれに基つきて遊女かへし
くらへこしふりわけ髪の肩くまも
君ならずしてたれかあくへき

となんよみしとあり 私加多咄五巻本に萬治二己
亥年秋季吉日とあり
續みなし栗云

遊大音寺

其角

梅かかや乞食の家ものそかるゝ
妻戀

兵家茶話に云 武江妻戀岡は信田小太郎小山判官を
殺したる所と云傳ふ妻戀稻荷の攝社に小山判官か

靈祠有又妻戀の坂下酒井小平次殿 是は今黒田氏藤枝
屋敷となる
若狹守殿屋敷境の所に小山判官か塚有少しはかり
竹藪残りて元祿の頃までは有りしか年々崩れて今
はなくなり侍る

按るに信田小太郎の事慥かならず相馬系圖を考
るに將門の子に小次郎持國其子小太郎文國常州
信田に住する故信田小太郎と云其子も信田に住
し小太郎頼望と云て有然れとも小山判官に追出
されし事は見えす繁高往年妻戀の稻荷に參詣せ
しに彼神前に縁起の略と覺しき事ともを記して
あるを見侍るにむかし日本武尊此所に來り宮簀
姫を思ひて妻こひしと宣ふ故妻戀とは申すなり
と書きたり日本紀を考ふるに吾妻とのたまひし
は碓日嶺に至り給ふ時尊碓日嶺にのほり歎して
曰はく吾婦耶と有然るに妻戀と云名によりて日
本武を附會す笑ふへきの甚しきなり

新橋 寛文六年書圖に勸進橋とあり
本郷の城 小田原記云 岩付ノ家ニ三人ノ武者大將
アリ一人ハ三戸駿河守一人ハ太田下野守トテ武州
本郷ノ城主一人ハ太田新六入道無安トテ此三人道

武江披砂 外編卷一

南 畝 子 輯

神田大明神御由緒書 月岡主計

神田明神舊地祭禮の記 中根正峽

三十三間堂舊記

緑毛遺文 地理部 瀨名龜文

武藏國名所 下總國府臺邊寺制札

麻布十番馬工郎 國境の事

鷓鴣長者の墓 市谷長龍寺古過去帳

麻布白金とこ梅和歌 淺草寺碑文

牛島築築義嘴塚

養源院棟 兩尊牌谷中惣持院御安置記

了齋院棟 鐘淵由來 道灌山説

西ヶ原田畑

志村延命寺同城山 藤の木百姓

石神井三寶寺遊記

武州國分寺碑記

上野兩大師寶物

山鹿素行子墓 牛込忠左衛門墓附

譽ノ下ニ千餘騎ノ軍兵ヲ三ツニ分テ三百騎ツ、預
ツ一方ノ大將ト成テ道譽ノ名代ニ方々へ働人々也
戸田渡 小田原記云 岩附ノ太田源五郎ハ後ニ大和
守ト云武州戸田ノ渡ノ上長瀬ト云所ニテ討死アリ
下略

千善大橋

千住の大橋は文祿三年甲午伊奈備前守掛りにてかけ
られし事同所熊野權現別當圓藏院書留にあり
飛鳥山の碑自然石ゆへ高低ありて字形平ならず
鳴嶋道筑の書を一字宛きりて石にはりしとなむ深川
三井親和また九歳なりし時道筑のもとにありて手傳
てこれをはりしによりて字形正しく出来せしと鳴島
氏物語りしを春日部道保かたる 藤原飛鳥山碑は尾州の醫
山田宗純也堀口孫右衛
門貞信
之語也おなし碑出来しより年の春ことに金三十兩宛
潤筆として 公より道筑え賜りしとなむこれも同人
の話なり此碑の事は成島氏の飛鳥山始末に委くあり

高山龜玉子墓
 白巖稻垣禰明墓
 四谷潮干觀音之說
 本理山自證寺鐘銘
 小川町井戸之記
 白山御殿跡大前氏屋鋪守稻荷

○神田大明神

御由緒書

神田大明神は江戸惣鎮守の神にて天平或は延長年中の草創の由申傳候慶長八癸卯年迄神田橋御門の内芝崎村と申候て浮地に鎮座にて御座候
 權現様御八代の御先祖世良田次郎三郎親氏松平太郎左衛門後徳阿彌武州江戸神田御社の神前にて御開運の御祈禱願有之御通夜の節御靈夢に梅の折枝御授與有之此花の數程御子孫を経て後御開運可有之御靈夢御座候究て彌御子孫御長久御繁榮の御吉瑞にて御座候

一慶長五年

權現様會津景勝御退治として關東え御下向被遊江戸表え御着の上會津え御發向御勝利の御祈禱被仰

酉年天和と改元後水野右衛門太夫寺社御奉行的節被仰渡候者神田山王毎年御祭禮有之候ては練物差出し候町方の者太儀に候間隔年に御祭禮執行候様被仰渡候

一從 權現様御代御朱印被成下社領高三十石賦止仕候北條氏直の比迄社領千石餘と申傳候 臺徳院様別て當御社御崇敬被遊駿河臺より當所湯島え御遷座の時御社御造營被 仰付葵御紋御免 御代々當御社御造營御修復の儀末社且下水惣矢來神主團等に迄も悉金服仕候様被仰付慶長八癸卯年御城内平川に有之候山王權現を神田御社境内え御遷座被仰出其後

大猷院様御誕生被遊神田山王兩御社え御宮參被遊候其節先祖宮内少輔平勝吉と申者一人にて神田山王兩社神主兼帶被仰付相勤罷在御宮參の節も御目見被仰付獻上物も仕時服拜領仕候其以後元山王え山王御社御遷座御座候節 輔勝吉 遷座一式可取計旨被仰付相勤則弟日吉右と相名乘山王神主被 仰付候右衛門繼子無之候故宮内少輔勝吉梓相續爲致日吉大膳清房と申候依之初て山王御造營の節御神寶等

付其外上方にて石田以下の逆徒蜂起に付御退治として野州小山より江戸表へ御歸城被遊候節も御合戰御勝利の御祈禱精誠執行可仕旨被 仰付依之毎日於神前宗源行法御祈禱仕候不思議成哉九月十五日神田御社御祭禮日に相當り御合戰御勝利被遊天下一統御治依之御歸城以後格別の御信仰厚く御社御造營被仰付御神輿以下御祭器不殘御新調被成下彌九月十五日御祭禮賑々敷執行可仕旨 仰付候
 一ツ橋御屋敷近邊は不殘御境内御社の御舊地にて其以後駿河臺え遷座御座候又候元和二丙辰年當所湯嶋へ遷座以後一同神田と唱申候且御祭禮の儀權現様御入國の比迄は毎年舟祭りにて竹橋より御船にて小船町^{神田屋}と申者の宅前より神輿御揚り陸地通行にて御座候中古より御祭禮隔年に相成伺の上被仰渡爲御請御疊替等も毎度被仰付御祭禮の節神輿大手御橋え奉居奉幣仕并御舊跡え奉居奉幣仕候且御祭禮後神事能の儀大永年中より連綿仕候處御祭禮隔年に相成候より以來是又隔年に被仰付江戸御入國以來彌右先例の通無怠慢連綿仕來り候但往古より延寶の比迄毎年御祭禮御座候延寶九

に至る迄も當御社の形を以被仰付候義に御座候右格別の舊例を以山王え御宮參の度々神田神主も山王御社え出仕御目見へ仕御祝儀物差上申候右の譯にて元文二巳年

俊明院様山王え御宮參の節も山王舊古の儀難相知候間右御先格御尋御座候故

嚴有院様御宮參の節の御儀式委細相認大岡越前守寺社奉行の節書上申候尤同八月二十八日御宮參りの節も山王へ出仕 御目見え仕追て御城え獻上物仕候 寶曆十三癸未年九月六日

孝恭院様山王え御宮參の節も先格の通山王え出仕御目見仕追て御城え獻上物仕候御社 御代々御祈願所に御座候に付御祭禮の節御祝儀御神供獻上仕勿論正五九月歳暮御祈禱御祝儀獻上物仕年始御禮の節手助十掛つゝ獻上仕り候并從大奥女中衆御代參にて正五九月御湯立御神樂被 仰付其外 將軍宜下 御隱居 御轉任 御兼任 御代替 御誕生 御元服 御移徒等の節御祝儀時服拜領獻上物仕御能見物被仰付柳の間に於て御料理頂戴仕候且 御懷妊御安産前後御祈禱被仰付御初尾被下置將又御

厄年御麻疹御疱瘡等の節迄も御祈禱執行仕候て何れも御祝獻上仕候勿論年始歳暮御禮都て御目見御禮且又自家督繼目の御禮等も於御白書院申上候右の通に御座候寛政五丑年八月御由緒御尋にて神主より書上候通認差上候以上

九月

月岡主計

○神田明神舊地祭禮の記

神田橋御館の中に明神の舊地なりとて椎の古木一本あり其下に印ありしを神田橋御門の方に近く御其後寛政四壬子年正月二十五日社司芝崎美作なるものに仰こもあり其古跡へ新に社祠を勧請せられ神靈を遷座ましますまで年毎に正五九の月二十五日は美作まかりのぼりて奉幣を勤むる事と定めぬはた御手洗の跡は社の申西の方に小池の形残れり今も此池の魚を漁る事を禁せらる又往古の神木社より子丑の間に當りて根の壹本なるあり今は一樹の邊に在り老朽われと隔年祭禮の時御館より神馬貳匹も我拂ふ事なといひを奉せらる附添者禮服奉人烏帽子白旗を著す其外皆具奉神與渡らせ給ふ時獅子を被むるもの皆館門より振り舞ひ入て御玄關の庭道の際にて獅子を合す寛政七乙卯年迄は

中根正峽謹誌

御館の御式のうちにも加はりける程にみだりに他にひろめ申事なかれ

右得大澤侍従本寫之享和癸亥九月初三

杏花園

○三十三間堂舊記

一寛永十一年江都淺草之三十三間堂初て造立之舊記壹通 鹿鹽久右衛門家傳書是
一舊地淺草の三十三間堂は元祿十一年九月六日焼失にて同十四年に至り今の深川之當地御引替被下其頃より鹿鹽久右衛門堂守と罷成門前の地面追々町地と相成候間久右衛門儀夫より代々名主役をも兼今以致相續候趣に承及候依之諸事寺社懸りにては無之町奉行御支配の由に候事
八幡宮木像 深川三十三間堂安置
但三十三間堂本尊は千手觀世音の木像外に稻荷先矢稻荷と八幡是等皆初て堂造立の時天海大僧正南光坊の就寄附安置の由然處右八幡の御木像は異形先矢の神跡故古老の申傳には夢の八幡と稱し候由物語り承り候鹿鹽氏舊記には夢の八幡と唱へ候由來無之

北向の御門へ入る同九丁巳年の祭禮より東向の御門へ入るなり神輿の安置是に准す御門のかはりし時神主神慮へ奏して治定すと云 其時獅子より先達て社家なる者二人庭道の際に同候してかの獅子を合する時左右より扇をあげてこれをとむ御玄關の上は目付者座敷物に從目付獅子留若す 猪獅子に附屬せる者は太鼓を打ならし一同に發聲して御門外へ振舞つゝ出る神田橋の御館になら舞ひ入る事芝園の上登歩も舞入る事の時祭とし屋敷其跡にの主人獅子に向といふ今は禁せられて其事に不及 其跡に神輿安置の設けをなす御門より御芝園迄庭道を敷連先社家二人御門より入來て神輿安置の事を演説す付目に述之程なく神輿は御門地覆の際内の方へ向ひ兩輿共に安座ある時に神酒及び白銀等を備へらる大番持出し同く輿頭是に添ぬ社家出て請取之時に御代拜の神輿の棒にかけ渡の板をかけてその上に備ふ時に御代拜の案内として社家より目付へ申傳夫より御の御代拜として用人兩人是を勤む神主奉幣拍手す而して御代拜退座す神主庭道の中央まで出神慮平安に御差座ありし事を祝して目付に謁す其後社家御備の品物を引て納事始の如し 卒て社家二人進て神輿御立可有哉の旨を目付にとふ目付これを答へ終りて神輿立せ給ふ
寛政九丁巳年九月十五日

故歎尋候得とも夢の八幡と稱候事は鹿鹽家にて不存由答申候尤別段の由來は右久右衛門物語にて承り候由明和年中堂大風にて轉倒候後伊奈氏の家來何某の申聞候通記置申候
深川三十三間堂由來堂守鹿鹽久右衛門先祖より申傳の書付寫左の通

三十三間堂の儀寛永年中新兩替町弓屋備後と申者上野天海僧正南光坊之年久敷召仕候者に御座候處或時僧正様備後え被仰候は其方弓の儀に付可有願哉と被仰候に付備後申上候はいつれも御射手衆御望にも御座候諸士爲稽古當御地へ三十三間堂造營仕度相願申候處僧正様御取計にて御上え被仰上則於淺草先堂地面拜借仕候事
右の通に仕堂地拜領仕候得とも堂造立の儀何の手立も無御座候故段々僧正様え申上候處堂の儀は觀音堂にて候觀音は沙門方御通し矢と申せば武家に相懸り申間僧武動化致し可然候沙門方の勸化は僧正様御登人にて被遊可被下旨被仰金五百兩被下置是を以元立に右御武家方之勸化仕候様に被仰付候依之僧正様惣御武家様方え御添翰被下置御書付の

趣は御太平に被爲成武備に怠懈無之様にと上にも被思召て此度當地へ三十三間堂造立願申候者の地面は 上より被下置諸武家勅化仕候に付堂の儀は觀音の儀故御自身にて金五百兩被遊寄附候間大小の武家方思召次第寄附被成候様にと御座候御書付頂戴仕則御大名様方其外武家方相廻り不殘申上候處段々存之外勸金相集凡高五千兩餘と申候事に御座候事

右の通り拙者家え引取不申候以前の儀に御座候右書付の通儀は古き家筋の指矢御射手方より御尋被遊候得とも 此外の儀はと申相知不申候事 文盲落しか 三十三間堂名主同所に住居

緑毛遺文

地理部

武藏國名所

下總國國府臺總寧寺制札

麻布十番馬工郎

國境の事

鶴場長者墓

市谷長龍寺古過去帳

麻布白銀とこ梅和歌

淺草寺碑文

牛嶋築築えた塚

泰源院殿 兩尊牌當院御安置并事跡來由之記

武州豐嶋郡谷中邑廣隆山最勝寺惣持院 鐘淵由來 道灌山

右十二條は潮名龜文雄翁隨筆の中より抄書して龜文の號によりて緑毛遺文と名つくこれその地理の部なり

緑毛遺文

地理部

○武藏國名所

よこ野武藏野内

たち野同

むさし野

みよし野武藏野内

岡部の原むさし野

たち野の原

つゝきの原岡郡

むさし野の原

おほやか原

たち野の牧

かへての山

さやま

よこ山

むかひの岡池の

小山田の關

かすみの關安藝黒田屋敷の關なり

おほかるの社 かさ島矢口道左之方

いは崎本所

まつち山淺草聖天町

あらわの崎

さき玉の津 あらいらそ

あらわの磯

わ原川 ふたまた川

こほり川原

をさきの沼 萬葉集にさき玉のをさきの沼とあれば岩附より幸手までの右の方埼玉郡

あかすの沼 はこの池 をさきの池
さやまの池 はりかねの井 入間の里
はし田里

武藏國四十四社の事

○下總國葛飾郡國府臺

安國山總寧寺

門の左右有之制札之寫

禁制

一軍勢甲乙八等亂妨狼藉事

一放火之事

一戰地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令停止訖若於違犯輩者忽可被處嚴科者也

天正十八年五月二十日 御朱印

掟

一至于於于於之字疑當有衍字寺内門前竹木假初にも不可伐事

一寺中之堀内不可陣取候事

一惣て狼藉ヶ間敷儀毛頭不可致之事

右違犯之輩有之は不及用捨可承候可處嚴科候也仍如件

天正三乙亥年五月二十日 御朱印

武江披砂

○麻布十番新馬場井馬工郎之事 山岡氏右之馬工郎に尋求之趣

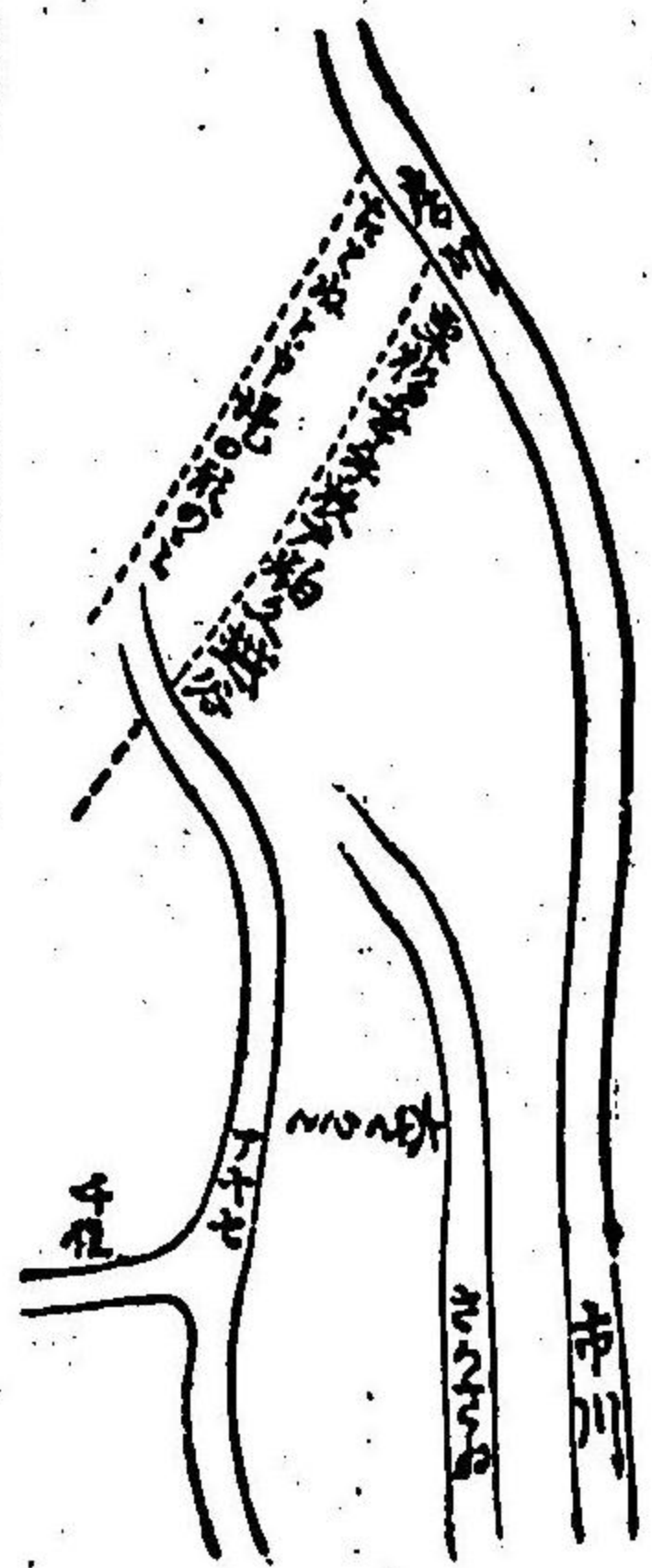
一麻布十番馬場馬工郎

天正十八年江戸御入國之節、信濃より來りし十三人之者、武州府中に居住して、寛文中迄も奥州馬御買上之御用之節乘馬いたし候由、其後江戸芝にて馬場井拜借地被仰付居住、仙臺馬之初見せ毎年其所に有之、其後竹姬君様薩州家え御入與御守殿建候節、此地松平薩摩守添屋敷に成、其節今之麻布十番にて代地被下、馬場井拜借地如元被下之、右昔之信濃より來りし十三人之子孫七人有之、所の者は馬場の七人衆と稱候由、今以毎年仙臺馬初見せ有之、當時六人に相成町奉行持にて、麻布永坂町名主次郎右衛門支配にて浪人馬工郎なり、
信濃より來りし子孫當時十番居住
浪人馬工郎家

長岡 郡次
小沼與次兵衛
後藤 半平
金子七十郎

國境之事

川井次郎兵衛
川口彌太郎



此古とねは武藏下總の境
相考候處荒川と一河と成しや、兩國橋の名も是
にもとづきける也、

三才圖繪
棒葉津の國かの郡へ入御座候、
山城の國かの郡へ入御座候、

今是は河内國交野郡にや、前後の道筋此國郡に
御座候事、

○鶴場長者墓

一三三年以前、本所多田樂師に弘智法印の開帳有之
候て、通かけに立より參詣いたし、茶みせに休み居
候處に、同じく休て居候兩三人の客申候、是より長

者の墓へまいらんと申出候ま茶屋に承りけれ
ば、大佛勸化所の地内に有之よし承候ま、昔を思
ひ出候へは、三十五年前本所所拾萬
坪に六十餘七十に近し千田庄兵衛、享保
年中錢座をいたし、大に利を得福人と成、年頃六十
餘也、又候錢座をいたし度權門を頼み振舞に參候
處に、拾萬坪一圓に領分之心持にて戌亥の隅に墓
所有之、堂之内に石像有之、四尺餘の座像、獵人頭
巾をかぶりて片膝立て候て久米の平内の像のごと
く是則庄兵衛が像也、外に甥に庄七と申者有之、夫
に姪を合せ申候處に、兩人ともに早く古人に成候
よし、仍て兩人の石像ともに三つ有之候、庄七は
上下、女房はかひ取にて居候像也、右の脇に庵有
之候て、羅漢の出家守り居候、
一其後打たえ尋もいたし不申内、庄兵衛古人に成候
て、後はだん／＼惡敷成候よし承申候、然る所に貳
拾年程にも可成哉、多田の樂師の南の川ふちの石
屋に、上下の石像と三人の石塔なかくならべ有之
候處に十四五年以來見え不申候ま、此前右最寄
にて承候へば、むかし番場の長者といふもの有之
候て、あつらへ其後沙汰なしに成申候よし、よつて

まかたなく大佛の勸化所へ納め候よし、庄兵衛の
像は本所大名の下屋敷守に賣申候よしの咄に御座
候、

甥に 千田 庄十郎
義太夫節淨るりすきにて後には太夫に成る、

同 豊竹伊勢太夫
是又二三ヶ所地面も持ものに候處、さん／＼に成
候、

○市ヶ谷左内坂上曹洞宗衆富山長龍寺古過
去帳

文祿二癸巳年四番町屋敷請取候、時之御地奉行荒川次
郎九郎御手洗五郎兵衛
元和二丙辰年市谷へ移請取候時、奉行永田權右衛門山
岡五郎作小澤瀬兵衛

如此有之候、申傳には長龍寺開山玄空和尚を、
河野勝左衛門通泰甲州より連來り、勝左衛門四
番町にて屋敷拜領いたし、屋敷の内に長龍寺を
建立と申傳候、

○麻布白銀とこ梅の和歌
麻布白銀氷川山之麓茶店の内に古木の梅あり、遊行

五十二世の上人歌をよみて、茶店のあるしにあたふ、
麻布白かねといへる邑に名ある香木の梅あり、
此花の色鮮明にして、また梅實とこしなへに梢に
みりて、年をこえ侍るゆへに世人これをとこ梅と
いへるとぞ、予去歲の秋より又のとしの彌生まで此
里に旅店せしに、かのあるじまば／＼來りて、此名
を告侍りぬ、この故に詩人墨客の笑をかへり見ず、
名木のおもはくふせもわすれ侍りてくた／＼しき
和歌一首をよすることまかり

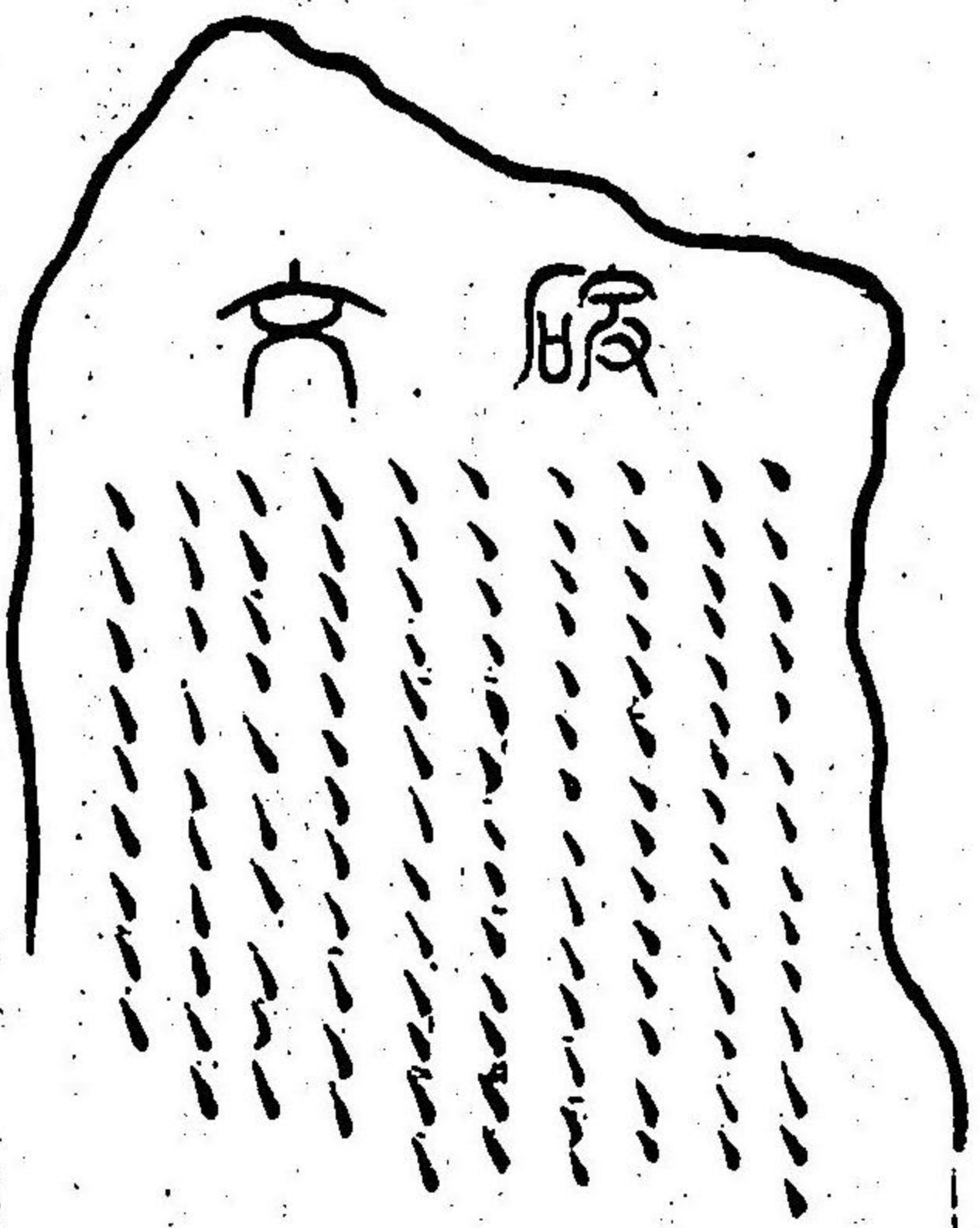
他 阿 一 海

この花の色は白かね名に高く
ちとせをこめてみのもとこ梅

○淺草寺碑文

推古帝三十六年春三月十八日、此地漁人槍熊濱成竹
成網得、薩埵瑞像、因安置焉、今此金龍山觀音大士是
也、後三子歿郷人崇其功、以爲鎮守之神、今此三社
權現是也、即以三士出現之日、祀之、大森村漁人出
船供祭儀、是爲常例、其來尙矣、蓋大士出現之後地
亦既爲禁漁捕之域、於是移漁人于大森村、故如
是矣、雖無徵之文獻、而其存乎口碑、了了于千歲之

後乃至平近世、貧富異志、痾有闕之者、信士飯山氏齋藤氏愛之、因有欲復之志、不果而歿、其子飯山廣齋藤季匹繼父之志、相與謀之大森村漁人、以償其費、使出船之義、永世不絕、嗚呼是事不廢、則二子之功與父之志、傳之無窮、而不朽哉、聊記鏤石以示後來云爾



明和八年卯年春三月
法眼伊葛誌
碑のうらに
天野榮卿善二子之志施良石

以鏤此文因併勒其名于碑陰云
○牛島長命寺筆築義嘴塚
蘆聲先生善筆築、有廢義嘴數石、弟子相與議將廢之、起家請予記其事、予曰、苟矣此舉也可、謂知報本矣、先生善筆築、最妙切故世不稱其名、曰蘆聲先生、因自爲號、嗚呼使先生、嗚者筆築使筆築、嗚者義嘴爲兩相待者、耶兩相成者、耶然則義嘴之敵焉、狗之哉、遂俱與起、家於牛嶋長命寺、是爲記先生姓神山氏名長廣字多仲寶曆二年壬申三月庚子長門津田泰之識龍岡源師道書

此井泉を長命水と申は

大猷院様寛永年中御遊覽之節、にはかに御不例に付、當寺へ被爲成、中根壹岐守殿此井水以て御樂を進め奉るに、忽御全快を得させ給ふ、依之寶樹山常泉寺と云文字を賜る、

○了蓋院殿兩尊牌當院御安置井事跡來由之記

武州豐嶋郡谷中邑廣隆山最勝寺惣持院者往昔慶長十六年癸亥二月十五日町御奉行島田治兵衛下官命始賜江戶神田寺町之地、於是建於惣持院爾若然慶安元年戊子十一月廿一日寺社御奉行安藤右京進地割方朝比奈源

之右衛門城 又下官命收公於伴之神田惣持院之地、而賜三代地於今之谷中邑內、此境內凡於是再建於惣持院之蘭若、素所持來之以釋迦牟尼佛爲本尊、以座像不動明王、延福則其長丈六尺是眞弁耆都之崇于護摩堂內、此院者屬于台幡東光院之末寺、來也然大久保侯之先祖相模守忠隣有、故得御勘氣、被沒收其領小田原城、石川日向守居于江州、其室、家成之女也潛居于小田原城下、忠隣之三男右京亮教隆、隆作教隆四男主膳正教方此室之所產者其父忠隣與慈眼大師、南光坊也嘗有惡遇、故憐其難事、招彼二子於東叡山、而令二子居于山下之明王院、歎訴不及終被配、教隆者南部教方者津輕後年此二子有官赦、出配所、來江府奉仕于幕府、教隆之子孫今對馬守之家於是教隆携其次男木工頭教博、後加賀守來于東叡山、頻拜謝舊時之恩遇、此時內心改宗爲天台宗、故拜授松慶院之法號、以此例故忠朝之主之法號切發起信心、追善祈念日夜不怠、因是正保年間當院之法祖以有明王院之法緣、故教隆之父相模守忠隣常所崇十一面觀世音像、尺八寸同母儀所持之圓鏡、其真八寸以是寄附于當院、永々祈念於菩提冥福、然寛文十年庚戌四月十九日加賀守忠職、忠職列傳

任作或忠隣之孫而忠常男也忠職雖有三子皆早世於忠秀、是七郎右衛門忠世以來嫡流之血統絕矣奇哉病卒而無繼嗣、故木工頭教博不計亦出自庶子家、而相續本家之統、偏是神佛加護、故尋補執政之重職、三蒙增秩、十一萬三千石餘終拜賜先祖舊領小田原城也、於是尙又尋思往事、本家之忠世與信康君御忌日、同年月而以九月十五日、而病歿、其子忠隣也其子忠常除歿傳子孫、以歎息恐謹請當山新奉、贈信康主築山婦君之御法號、奉稱信康主於法、源院殿築山婦君於正心安大姊、揭此兩尊牌奉安置當院、尊神各入厨子於而添之、此故奈何者七郎右衛門忠世奉神祖之嚴命、保護於信康主築山婦君、禁錮于忠世之守城、二股之館也先之婦君之養父今川義元爲織田信長公、被殺矣然信康主要於信長公女、是乃爲主雖爲仇家之女、依時勢不得已也、於是主之室與主甚以不和、故主築山婦君相共聞、有可討信長公之密謀、彼室以是內通之父、信長聞之大驚、招神祖之老臣酒井左衛門尉忠次於安土城、舉其罪狀、以告之、忠次頻誹責之、忠次無爲、奈何之、直歸來告神祖、々々令其臣服部半藏天方主馬主馬大成記道、二股城請出倡於信康主、時城主忠世出子濱

松城不居自城一忠世之妻近藤李右衛門之自携長刀一
 出迎此兩使於城門一謂之曰余夫忠世出于濱松而
 留守也無可出倡於信康主之一書謂之不能今
 出倡也然間彼妻相計令忠世從士十三人圍繞守護
 於信康主一浮船於天龍川一主乘之雖欲令遁于駿
 河今川家一彼兩使須火一書持來故不及是非彼主從
 相共自其下流揚陸地一而主忽生害矣于時天正七年
 己卯九月十五日也自天正於是送葬于尊骸於城下
 清瀧寺也先是築山婦君同年八月二十九日
 神祖之臣野中三五郎重政奉神祖之嚴命令築山婦
 君一生軍按三河歷代一岡本平左衛門石川太郎左衛于濱松近
 境小敷村之地以其害刀洗水之池重政歸來告神祖
 々々易色憤然曰何剃髮爲尼不追放一而殺害哉重
 政聞之不堪恐懼之至自是而引身居堀江之
 地重政子孫奉仕奉府祿俸賜年俸二百俵然加賀守忠職拜
 領唐津城之時或年四月十九日現夢怪異之事故欲
 修追善薦冥福自是而後每年正五九月自捧供
 物令僧讀經一城第番衛者皆々設食膳一而施與之
 且命從土木村兎角者自唐津經大坂兎角先到忠職
 宅謂此資川代參于遠州清瀧寺同西來院代忠職捧

香奠一而敬拜彼尊牌一奉報追善供養之萬乙一矣
 此以後忠職之男忠朝々々之男忠増爲例如此每年正
 五九月設爲日待之事於今有告朔然後元祿十五
 壬午年十二月三日忠朝自書願書一通寄附摩利支天
 并如意輪觀音之兩像於當院一每年正五九月自十六
 日迄廿二日一七日之間祈禱執行廿二日忠相同其
 男隱岐守忠増可拜授之御札守附與忠朝代參之者且
 忠増昇進四品一時亦忠朝自書願書寄當院此願書今
 傳云當院古來如神佛寄附正五九月祈禱執行其外有
 事故之時殊兩尊牌百五十回御忌辰有寄附金銀
 米苞當院之事然自當院始祖一至現々住侶讀經追
 善祈禱勤行日々無怠誠是陰德陽報積善餘慶天理當
 然可恐可謹者也云爾
 右谷中惣持院兩尊牌安置來由記得之瀨名文庫寫之
 鐘淵由來瀨名貞雄
 道瀧山說
 ○鐘淵
 瀨名貞雄云、江戸砂子を見るに淺草鐘が淵の鐘は、
 法瀧寺の鐘にして、いにしへ隅田川に沈没してよ

り其處の地名を鐘が淵といふとあり、此事疑論あ
 れば、予累年舊記を糺さん事を心にかけて尋侍る
 に、享保の末彼邊へ被爲成之刻、漁獵命せらるゝ
 の時、何かはしらす網にかゝり容易にあからず、
 是非に引あげよとの命下りて、御徒衆をはじめ水
 練のもの大勢打入て彼網の下りたるあたりの水底
 に寄つとひて見るに、何ともしれず水底に漂動す
 るさまおそろしくて、猥りに寄付かたければ、い
 ろくにして糺し見るに釣鐘水底に横に倒れ數年
 を經し故に鐘に苦むし水草生茂りたるが、浪に漂
 ひ動く有さま生あるもの、動くごとくに見えて、
 初の程は恐怖しけるか、漸く見届て言上せし事、
 予か近隣落合郷八源豊久其頃御小納戸勤仕せしか
 其日扈從し奉りて此事を見聞せしよし、予か幼稚
 の時物語ありし也、其所は隅田川の上木母寺の北
 のうしろにあたり、隅田川、荒川、綾瀨川、此三
 川の分る三つ眼の所なり、又其後予が多知れる
 人の物語に、彼三つ眼の邊へ船にて行けるに折し
 も、其日空晴風靜にして水底も能澄わたり、さす
 かに深き水底も少しは見え透けるが、釣鐘水底に

際にて成てある鐘の頭を正しくみたりといふ人あ
 り、彼ものかゝる事を心にかくる人にて、かりに
 も偽談なき人なれば疑ふによしなし、されども享
 保の末に、台命によつて、水練の御徒衆大勢込入
 見とけ言上せしことあれば是に疑ふべくもあら
 ず、件の物語は信用成かたけれど偽談なきもの、
 云し事ゆへ、猶更疑惑まさりて益糺明せん事を求
 るに、ことし安永庚子のとし兩鐘の由來を悉くせ
 んと、龜戸の普門院に行て、舊鐘且當時有所の鐘
 及び、鐘の銘、普門院安置の觀世音の緣起に至る
 までを糺し合て見るに、鐘が淵の鐘は全く橋場長
 昌寺の鐘にして、元享辛酉年以前のころ、水難に
 よりて堂樓漂流して、鐘も又沈没せし事、長昌寺
 にて後に鑄る所の鐘の銘に明白なり、地名鐘が淵
 の謂も此鐘による事疑なし、凡四百年に及ぶ舊鐘
 なり、爰にある人物語せし水底に豎に成て、沈居
 したる鐘も、或時晴天の靜なる日を撰て彼所に行
 て見侍るに、水底に鐘ある事相違なし、此鐘の謂は
 龜戸郷の普門院の鐘なる事疑なし、勿論普門院の
 新鐘の銘にも、此鐘の沈によりて鐘が淵といふと

あれど、普門院開山は大永の頃千葉中務大輔割處の地に於て、三眼の城中に身代觀世音を安置し、一字を構へて普門院と號すとあれば、年曆纔に二百六十年に及ぶ、彼地名兩寺の鐘の沈たるに據とあれは舊鐘によるときは誠に長昌寺の鐘を地名の證とすべし、兩寺の鐘銘觀世音の緣起を爰に載て後人の疑惑を糺すといふ事まかり、

橋場深榮山長昌寺の鐘銘、大日本國武州豐嶋郡橋場町深榮山長昌寺鐘銘并序開山寂海法印者本啓台宗之肆主金龍山也逢中山日常上人訂論宗義登于身延拜高祖大菩薩宿蒙成散悅擇投契易衣改名終呼曰寂上人歸構一字而居焉扁言長昌寺弘安九年丙戌十一月一日泊然化矣門弟子日增日可相次守之地接隅田川偶罹水難堂樓漂流鐘亦沈矣其地曰鐘淵今尚存也元亨辛酉年移于今地爾來三百八十九年也佛殿僧堂稍備而未有大鐘無由復收舊鐘於是乎寺之檀越議以募之今茲庚子秋新鑄而遂成也第二十代之住持權律師常攝院日津上人不堪歇娛介通圓上座請余爲銘々曰

維質淳朴 維聲浩然 槌拂苦樂 吼集聖賢

久成妙事 塔中別傳 以長以久 子昌子圓
佛法王法 幾萬々年
時享保第五戊子年長月吉日仙臺孝勝寺住持兼阪高第五十二代化主六牙院日潮謹誌
武州豐嶋郡橋場深榮山長昌寺常什廿世 日津江戶神田鍋町之住 小幡内匠作
武州葛飾郡龜井戸郷福聚山善應寺普門院銅鐘銘并序

蓋聞忍土之佛事音聲以爲最衆聲之中鐘也以爲先一音才發則塵刹之聖賢倏忽赴集劍輪鐵湯之苦器立消焰口鉞咽之類戴角被毛之屬應時解脫言隱言顯通徹無所不到其有聽者靡不警悟其心省其身惡以斷善以修而證圓通耳良惟雖似抽白帝之精就臆氏之手而實顯法惟之妙相發法爾之圓音者也宜矣神用無方豈易得而言哉若夫盡誦夜禪卯粥午飯不越其期者偏賴蒲牢之功凡僧伽益處不可無此器是以身毒天竺身毒國ト云フ史記ニ見ヘタリ支那而至本邦所有名山勝區無不有鐘所以其不可闕之者亦爲大焉粵有精舍勝曰普門推其權輿大永年間千葉平君自胤割據總州之日傾信釋教奉大悲像乃構梵宇於三股城中安置供養其像時有長賢上人

行潔德芳爲察林之望平君延師主之以爲始祖於茲殿塔爵鐘磬之響互和五部灌頂之流無絕英髦間出雖然遭於于戈載塗屢罹祝融之殃或與或廢難可備記於斯際乎鉅鐘沒隅川而失矣其處名曰鐘潭到今稱焉元和二年住持沙門榮真改卜勝地移院宇于龜戸郷慶安中住持沙門榮賢有博洽之譽爲 猷祖見禮遇因賜朕田若干永充香燭前住持法印榮詮專志紹興愛鯨鐘之缺將圖之縑素適有道人永智者見善勇爲憤然發誓募緣於遐邇不憚風雨之與炎寒振錫勸獎六年于茲今歲乙卯之春資緣方具廼命治人探若耶溪之寶鍊昆吾之珍虞倭施巧偉器乃就現住榮秀僧都使予爲之銘予素蕪陋不閑文辭而聞此勝事不任隨喜之到遂綴鄙詞式勒貞金銘曰

大哉健植 爲法器先 既成且美 奠奠高懸
匪石匪播 厚薄兼全 不柞不斲 修身無偏
休哉法器 梵音鏗鏘 霜天月夜 獅吼龍鳴
通徹霄壤 震動幽明 上延皇祚 下道蒼生
奇哉妙響 一經耳根 警覺長夢 獨除重昏
悉證種智 均入普門 芥石有竭 利濟無根
享保二十年太歲次乙卯閏三月二十八日

東都北郊靈雲輪下奉佛性戒菴菟光天謹識

權大僧都法印榮秀

願主見外永智

鑄物師西村和泉守藤原政時作

身代觀世音略緣起

當寺本尊聖觀世音は傳教大師の御作にして、往古下總國足立庄隅田川の邊に安置す、于時大永二年壬午年同郷三眼の城主千葉中務大輔貞胤の侍臣佐田善次實名盛光後藤氏して觀照と號す倭者の饒舌に縛らせられ、終に伏誅にのぞり、已に刀杖を加へんとするに、白刃段々國ト云フ史に折て斷る事不能、衆人大に仰天す、左右其故をとふ、盛光が曰臣罪なうして死地につく、是如何ともすべき道なし、偏に年來信心し奉る當郷の聖觀世音を念するの外他なしと、仍而貞胤寺僧に命して、花籠を開て是を拜するに尊容の遍身に血滴々然として湧出するが如し、貞胤等驚歎して姦人を糺明し盛光は危難を逃れぬ、年ありて貞胤の兒女疾病に犯され給ふ事有醫藥膏藥を振ひ咒術丹情を抽すといへども、其功聊もあらず、治計盡るに及て貞胤かの靈瑞を思ひ出て頓て此尊像を懇禱す、其夜父母の夢みに手に紅

の蓮華を持たる老翁尋來て、かの兒女の頂を摩給ふと見て覺るとひとしく、病苦忽に本復す、眞胤兩度の利生に渴仰頻にして俄に精舎を城内に移し奉り、長賢上人を導師として、新に開扉供養あつて、福聚山善應寺普門院と號す、其他は普門院廟と稱して今もつて隅田川の邊に存せり、向後天文三甲午年疫病國中に流行して、廢人數量を知らず、されども此觀世音を念じ奉る輩は病者と臥床を等すといへども、疫疾近付事なし、各未曾有の奇特とす、將長賢の弟子長榮睡眠の中に一老翁の形容枯槁して床邊に大息するあり、長榮いはく叟は何れより來ると、老翁のいはく、われは是施無畏大士也、衆人の疫疾に代るか故に、病苦一身にせまれり、あはれ上人我法千座を修して予か救世の加勢となるべしとの給ふと覺て、鶏鳴をきく、長榮夙に内陣に入て尊容を拜するに、佛體に熱氣有て其汗金蓮にみつ、上人感涙を潤し、速疾晝夜不臥して觀音法を修す、須臾に疫疾退散して老若の歡喜踊躍、前代未聞として身代觀世音と尊稱し奉る、其外靈驗不思議禿毫に揮ひがたし、其後元和六庚午年榮眞上人 公命によつて、精舎を龜戸の郷

に移す、法具運送の刻、鐘隅田川に沈没す今の鐘が淵これなり委曲は鐘の銘に彫るがごとし、その後榮賢法師法務の時に忝も 大猷大君當郷觀獵の砌、本尊の來由台聽に及んで當院に 入御あつて拜禮ましく、剎慶安二年八月廿四日朱印若干を寄附せしめ給ふ、夫より以來精舎日を追て煥々とし法燈月を越て赫々たる事ひとへに觀世音の利生嚴乎として、自他の利益廣大なる故なり、まことに一度舉手低頭の人は、種々の災害を免かれ、無量の福祥を得ん事、濁亂の末世豈疑惑あらんや、

○道灌山

江戸砂子には、日暮里にあり太田道灌の出城の跡といふ、いかさま所々に小土手ありて城地の形残れり、此山よりも眺望又よし、或はいはく道灌船つなきの松又は道灌物見塚等の事あり、江戸惣鹿子名所大全には、感應寺より八丁ほど戌亥にあり、太田道灌出城の跡と云、此山の入口崖上に船繫松とて大木の松二本あり、東都紀行には、此邊は感應寺の大旦那道觀坊といふ莊官の宅地なりといふを、一書にいはく、道觀坊か事實説なり

とも相傳る、持資入道にしてをく所名將の古跡なれば甚規模なるべし、深く穿鑿して是非匹夫の道觀坊になさは名跡を失ふに似たりといへり、此説心得がたし、東都紀行は前にもいふごとく大家の臣博學の老人にて、左ほどの心得なき人にあらず、證據なき胡亂の説をいふ、人にあらざる故に予も其説に従て、業平天神の條下に紀行を證とす道觀坊か事實説にもせよ、道灌か舊跡とする事規模也といふ事、一向心得がたし、江城開基の大なる規模あり、是等の小山など強て道灌の古跡とするとも、豈道灌の規模とするに足らんや、道觀坊の舊跡なりといふに何の煩かあらん、彼書の説笑ふへし、如斯侍り、此道觀坊か説是なるべし、大道寺の落穂集卷の十にいはく、問て云、只今本郷駒込の末に道灌山とて有之候、是も太田道灌齋江戸在城の節、山莊などの跡にて候や、答て曰我等もさやうに心得候處、右江戸大繪圖出來候て獻上前に至て、何も一覽いたし居候所、岩城伊豫守殿、福島傳兵衛に被申候は、本郷の末に道灌山とて在之由、太田屋敷の跡にても有之候

哉と被尋候を、側にて安房守殿被開候て、道灌山と申は太田にては無之、關の道灌と申者のやしき跡にて候と被申候下略件のごとく大道寺か落穂集に記し置侍りぬ、まかのみならず、予一とせある人の求に任せて、東叡山の後岳根岸の善性寺といへる寺を尋ける事あり、彼寺は往昔文昭公の御母堂長昌院殿御遺骸も納候後、東叡山に御改葬ありけれども、當時老中松平右近將監元武朝臣の檀越なるにいかでか江戸鹿子江戶砂子にも撰みのこしけるやと予善性寺に到て、住僧に面謁し始末を尋しに、住僧答て曰當時は日蓮宗身延の末にて關妙山善性寺と申、百石の 御朱印地也、抑上古關小次郎長耀といふ人ありて、此邊を領して居住す彼小次郎谷中長耀山感應寺を開基して、即實名を以て山號となしたり、其後長享元丁未八月感應寺二世の現住尊重院日嘉聖人亦かの關氏にちなみて、ふたゝび當寺を起立し、日嘉を以て開山とす、よつて件の苗字を山號に加へて關妙山と號すと也、よつてこゝを以て予按するに北條房州關の道灌と申されし事、又は東都紀行に感應寺の大旦那道觀

坊か宅地と書しも符合して長く忘説の疑惑をばらす、江戸砂子、江戸鹿子にも、編着する程の博才達江戸の故實根本の落穂集を見すして撰せし事、いかなる仔細にや、短智の愚のごときは、推考の及所にあらず、深きいはれある事にも、

右瀬名貞雄説

○勸學坂

瀬名貞雄、自書の江戸十二枚御曲輪 繪圖に昌平坂内東土手通り、松平隠岐守屋敷の前の坂を勸學坂あはち坂ともあり、

單按、觀學當作勸學淡路坂と云は松平隠岐守の屋敷、古繪圖に鈴木淡路守屋鋪なればなり、

○平塚明神

小野南山翁高尙武家雜記後篇云

平塚武常ノ子、豊嶋太郎近義、豊嶋の城主也、堀川院御宇、八幡太郎義家具足及守木尊十一面觀音を玉ふ、義家及義綱義光の遺像を造り崇め祭御具足を埋、平塚大明神と崇め、今武江平塚村城官守是也、

文政庚辰七月四日曬書の次に書入

瀬名氏自書、江戸圖五段長屋大隅町邊ノ古圖アリ、明和之年尾州御添池とあり、朱引之通り大草屋敷え引る、



○武州江府養源禪寺鐘銘

龜氏未制名不可名佛圖肇啓廣覽厥形空亟地府圖應天

經體靈常寂機扣則聲一時九乳萬類敷榮十然一器合亭和鳴弘韻程轉徹性起情鈞文顯德思武鍾餉禪林樂備衆凋心平圓通一啓沙界光明朝昏醒覺法令大成

萬治元年菊月

臨濟正傳隱元書

鑄塔之印 元

右行草の書をかこ字に鑄り付たり、一二字未詳

武州豊嶋郡江都駒籠白華山養源禪寺也者開祖秀嶽智禪師挿草之道場而稻葉氏越智姓正勝所鼎建也爾來緯歷星霜一百五十有餘年于茲矣夫叢林法器之設莫先於鏡書誦夜禪以之網起是故萬治元年戊戌天溪朗禪師新鑄洪鐘以應之享保三年戊戌羅丙子災稍生罅隙無山毀繕予愁之年尙矣與檀度仙石因州刺史源久任聞之發誓再鑄梵鐘以期得脫是以鯨音重新恭設金口之說鑄鐘功德不可思議於戲久任之功其偉哉銘曰

華山禪窟 江都靈場 樓觀巍々 禮樂章々 舊鐘聲 嗚 失宮失商 英檀有力 梟氏惟良 臺榭更奮 範 模相張 一團頑銅 百鍊成剛 大小考擊 聲韵悠揚 水際雲根 吼月吟霜 須彌鐵圍 圓通無方 法輪常 轉 檀門榮昌

明和八年辛卯冬十二月吉日

治工西村和泉守藤原政時

仙石因州刺史源朝臣久任施捨淨財再成大器白華山養源禪寺見住比丘陽溟禪喜誌旃

此の寺の本堂の前に白華櫻といふあり

○西ヶ原

西國五番

補陀山昌林寺

河内藤井寺寫觀世音

救世觀世音 六河彌陀本木觀世音

本堂の額華藏界萬丈 もとは八間四面の堂なりしと

云、堂の扉の彫物妙なり、桐に鳳凰、獅子に牡丹菊を鑄る左甚五郎が作なりと云ふ、

佛寶山無量寺

三番目六阿彌陀

西國三番紀伊國粉河寺寫觀世音

鐘の銘には西ヶ原とあり、寛文三年の石燈籠には中里村とあり、

門前並木の櫻あり、種樹家にて一葉と云、櫻品の江戸櫻なり、

光明山圓勝寺 淨土宗

聖至堂

什寶

阿彌陀春日

子安地藏六阿彌陀

不動明王弘法大師

三寶荒神同

大塔宮冠勢守附寄

比翼鳥

連理枝

境内に

東照宮御腰掛松あり、枯木の根あり、植添への松あり、江戸砂子にある五石松の事なり、

鐘銘略

武州豊島郡平塚縣中里郷光明山圓勝寺者淨業之古精藍也界自聖法和尙撥草之始星霜既四百有餘法水溶々而洗煩惱塵翳風颯々而拂无明雲翳

正徳二壬辰六月 照蓮社常舉

田畑仲臺寺

西國十番山城三寶堂寫觀世音

田畑光明院

西國二十番山城良峯寫觀世音

田畑早川

光山上臺寺 日蓮宗

門なし、庭の築山よし、門内にも築山あり、櫻もあり、楊貴妃櫻あり、石の井桁の井あり、

山上に山王三十番神稻荷の同社あり

田畑普門寺

西國十一番山城醍醐寺寫觀世音

洛陽西山西行庵の寫にて築山よし、山に西行の木像あり、山下の菴を木訥菴といふ、天神の社もあり、山の上に四阿あり、觀富亭香泉といふ額あり、聯あり、其詞云、

見え渡る街道に、とし經ぬら松か根に添うて、白髮のやしろをまうく又かたへに松か杉かと惟しむあらしひの松とて名木あり、圓西といへる修行者に、ゆき、の人道灌侯の御館のあとやあると言問ひければ、その答へに

ましませしあとはいつことあらしひの

すきしむかしは白髮の松

田畑東覺寺

西國二十九番丹後松尾寫馬頭觀

門前に堂あり、礎

世音

山上に八幡宮あり、門前に石の仁王あり、古貌甚し形左の如し

田畑寶珠山興樂寺

四番

六阿彌陀

西國

二十一番丹波國穴穗寺

此背

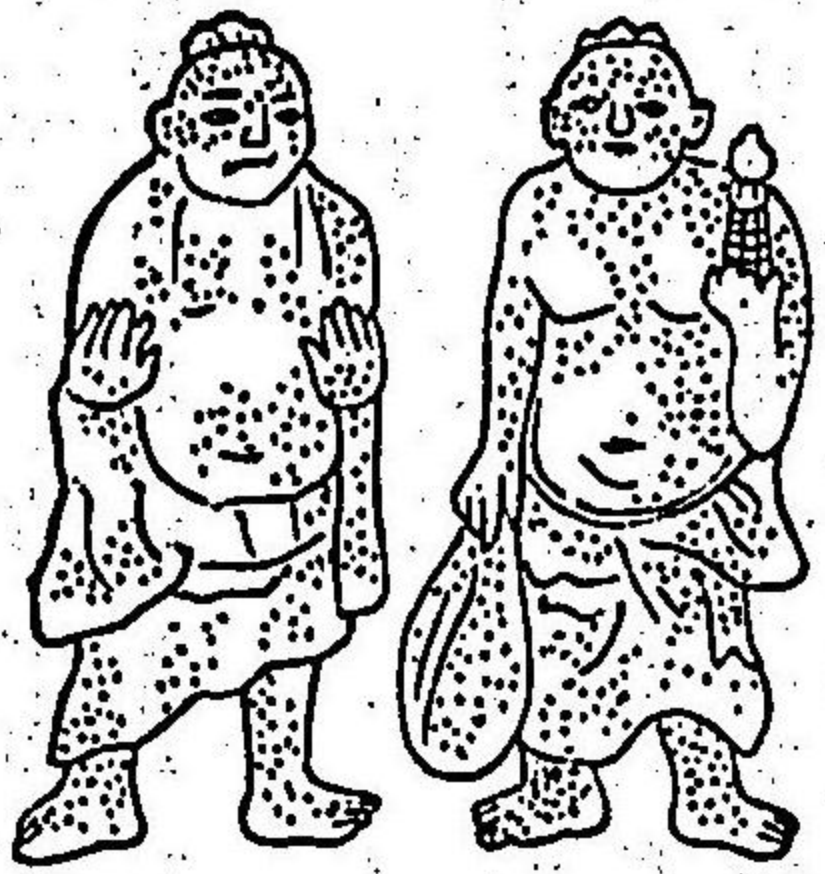
施主道如宗海上人東岳寺

賢盛代

寛永十八辛巳天

八月廿一日

山上八幡宮の右の方、林の中に左の如き石塔ならび立てり



奉造立石塔一基
湯殿山大橋現
奉參詣前山
供養阿彌修治海院上人
寛永十丙酉九月吉日

奉造立石塔一基
奉爲台徳院殿一品
大相國公御菩提也
右凡毎具建之
施主宗海院上人敬白
寛永十丙酉九月吉日

奉造立石塔一基
爲逆修念佛供養矣
施主江月住人宗海上人
模基右衛門
萬端是也
寛永十年丙酉九月吉日

志村延命寺
同城山
藤之木百姓

寛政九年丁巳四月十七日、伊東綱達兒倅と共に、

志村城山の下、中臺村といへる農家に大なる藤ありて、ならはしに藤の木百姓とよぶといへるを見むとて出立つ、巢鴨村を経て池袋村にいたる、道の右に少し入て

氷川明神あり、八幡の小 大きな杉の木たてり、圍九尺にあまれり、此木に釘うちてあり、執ねき女の打ちしにやとおそろし、道の左に

十羅刹あり、鳥居をたつ、左へ曲る道に榜示あり、右州道 としるせり、右は下板橋の方、左は上板橋の方なり、左の方へゆく道の角に

子易大明神あり、上板橋の石橋を越え、右へ曲り、坂を上りゆく、岐路多くして判りがたし、左の方

に壹町あまり松杉のたてる所あり、この林を目當に行けば

神明宮あり、長命寺の持なり、古松老杉枝を交えて大きな移もあり、宮居のさまも葉葺きにて、黒木の鳥居神さびたり、唯宮居に罅口といへるものかけしは、いか、ならむかし、神明の前を北へ行き、練馬の道に出て、庚申塚のわきの道より北さまに行は、前野村に至る、百姓半左衛門といへるもの、門を過て、北の方にゆけば、なだれたる畑に出て、むかひを見れば左右に高き松山あり、左は城山右は延命寺の松山なり、右の方に行けば、延命寺の松山のもとに至り、曲徑を上りて延命寺の門の左に出、大なる樺の木あり、圍二丈四尺、今まで斯かる大なる木を見ず、かの牛をかくすといひけむ、きのふの木も思ひ出らる、鐘の銘を寫す

鐘銘并序

延命寺神海來諭曰我寺不知何代之草創村有古城遺跡亦不知何人住其跡存而其姓名亡聞焉人世之無常如是孰不慨歎哉其傍有熊野社傳言當吃勸請之爲鎮護使家

當寺中興開山法印源慈

としるせり
寛永九年十年の頃の石塔多し、門内正保四年に刻める薬師佛あり、青石に鑄りし斷碑多し、文字さだかならず、

それより庚申塚の前に出て、西の方にゆけば石の鳥居あり、熊野三社の宮居なり、大門の長さ壹町餘、大きな松の圍一丈五六尺にあまれる多し、神明の宮居にて見し大木も中々及びがたし、柂椎の木など目馴れぬ大木多し、社の傍へに奥の院道と云へる碑あり、奥の院といへる三字、關其寧書の額、石の鳥居にかけてあり、奥の院は石もて作れる小社なり、

熊野三社

大権現

奥之院

別當見次山松壽院延命寺十六世法印祐海代武州豊島郡志村願主大野藤左衛門吉住と刻めり



大野氏の紋所なるべし

臣見次氏建我寺以供蘋蘩至今爲近郷七箇村總鎮守也寶永四年住持源慈始酌寶仙之法流因爲中興矣老師堂顯每嗟上人奔走利聲而不悟無常之理乃樂鑄梵鐘令驚覺之里長大野氏聞之同心戮力勸誘近村有年于茲逆續先師之志諫治工鐘既成敢請之銘其敦請巨辭卒爾爲銘且詠夷曲二章以贈之銘曰

捷稚一擊 響徹三千 奈梨息虎 長夜驚眠
聲々說法 利々締縁 功集賢衆 德成人天
攘災邀福 底事不圓

天明五乙巳春

明正山退休居士七旬五翁祐嚴敬誌

右鐘痛亡音依之

天明八戊申年春正月再鑄願主大野藤左衛門親

江戶神田橋内御屋敷御祈禱

境内に

見次權現社

稻荷社 あり

門を出て左の方にゆく、地藏堂あり、延命寺中興開山の墓あり、

享保廿一丙辰正月六日春秋八十九

奥の院のうしろの山は、古木松杉生ひ茂りて、見渡す田面の眺望かぎりなし、その中にわけて小高き所ありて、松の大きなるたてり、下に狐の穴あり、から堀の跡なども所々に見えて、げにも城跡と見ゆ、是いはゆる城山なり、何人の城にやありけむ未詳中臺村は城山の西にあり、田間の道を傳ひゆけば堤あり、名をすりはりといひて、公儀御普請のよし、土人語れり、小流あり、さかさ川といふ、川を渡りて左右にわかれる道の邊りに、小碑をたつ、

明和七庚寅二月日

奉三石橋建立二庚申待講中二世安樂處

武州豊島郡東叡山領中臺村

願主 向臺中

右ははやそみち

左はねりま道

今日なむ、新たに石橋掛けし供養ありとて、土人語る、明和にかけし石橋の、くつれしをかけかへたるなるべし、そのかけしものは、市右衛門と云へる百姓にや、彼の藤の木のあるじなり、道の左の方より小高き所に上る、門に大きな藤の蔓見ゆ、屈曲し

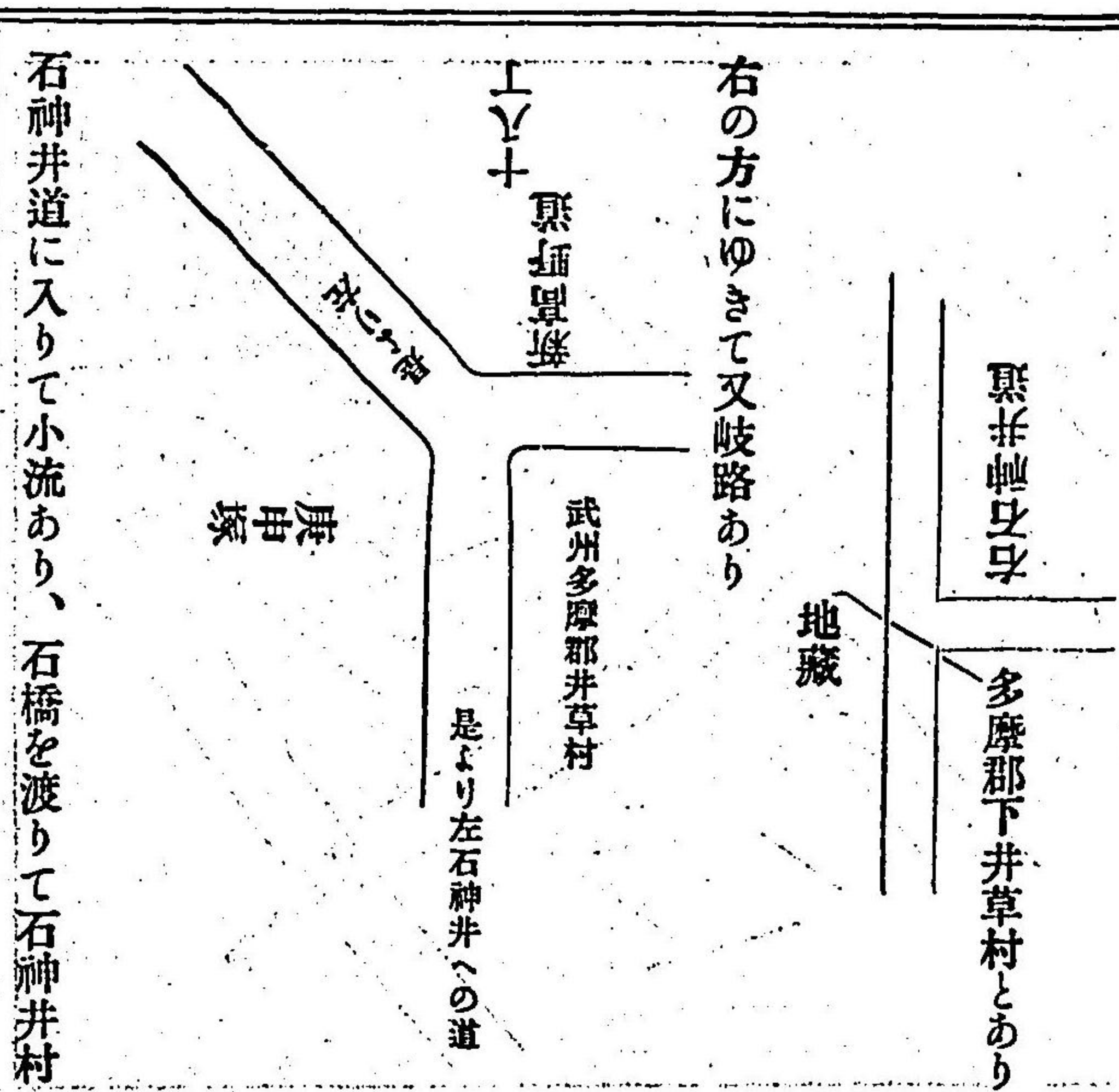


て蟠龍の如し、そろといへる木にからみて、高さ三丈にも近かるべし、仰いで見れば、藤花とこころくに見ゆ、棚などつくりしさまとは、やう變りて、賞づべき花とも見えす、たゞ年経る老木のさま珍らしと思ふのみなり、こゝにてさゝえなどかたぶけ、もと來し道もうるさければ、下板橋にかゝり、道の左より王子道に出、稻荷のやしろのうしろの山より、飛鳥山の麓を経て歸る、庚申塚の邊にて日暮れたり、文政四年辛巳春、俣子再び見に行きしが、藤はなし、近年不用の木として切捨てしといふ、惜しむべし

○石神井三寶寺遊記

大久保百人町の、西木戸を出て右へ行く事數町にして、上落合橋を渡り、西にゆけば、右に淺間塚ありゆき、右に寺あり、無縁山法界寺といふ、日蓮宗にして、馬場下妙泉寺の末寺なり、こゝは茶毘所なりといふ、左の方へ二曲りして新橋あり、左右打ち開きたる田間をゆけば、石橋あり、沼袋村を過左に庚申塚あり、鷲宮村を経て左に八幡宮、稻荷の社あり、別當を福藏院といふ、岐路あり、左へゆくに

石表あり、東高野道と交れり、上鷲宮を過ぎて又岐路あり、右は小徑なり、左は井草村道なり、この道をゆけば石の地藏たり、

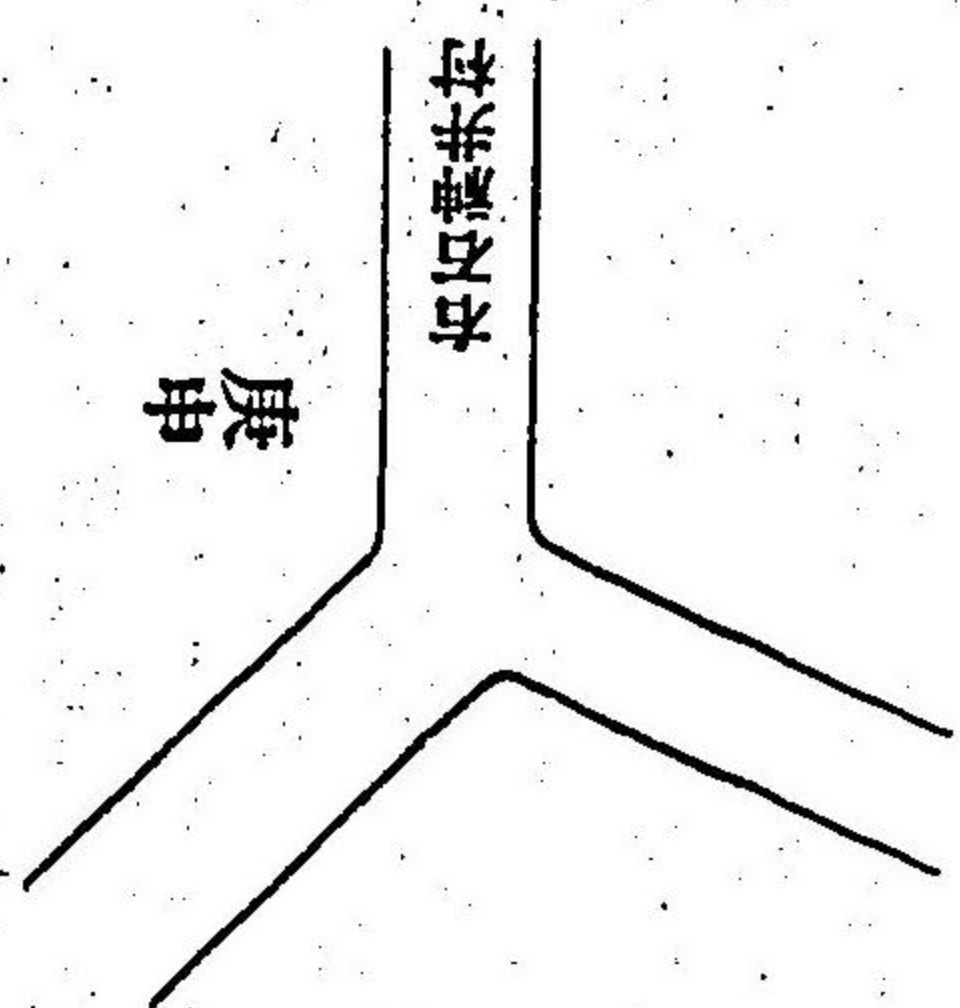


右の方にゆきて又岐路あり

上十
鷲宮塚
武州多摩郡井草村
是より左石神井への道

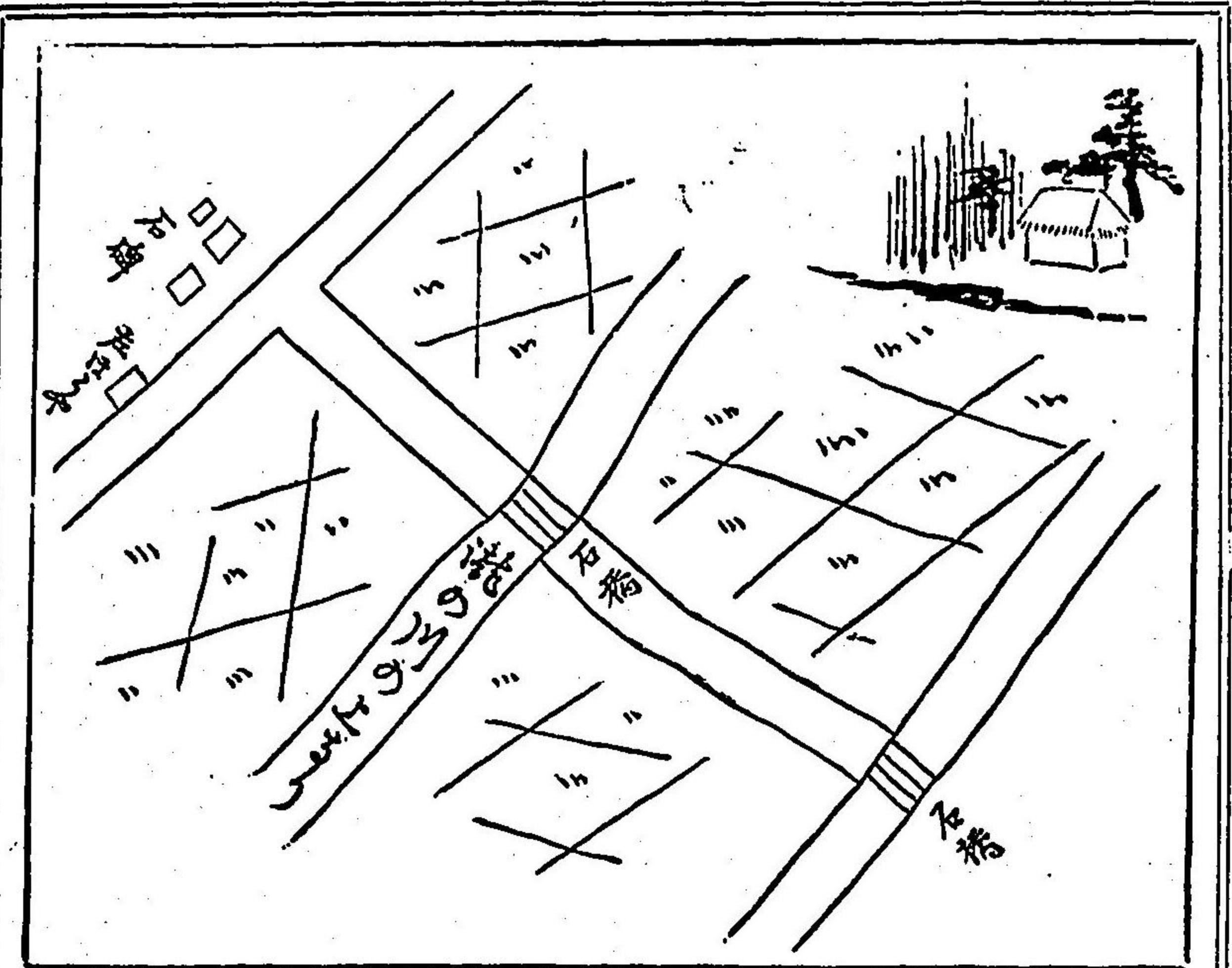
石神井道に入りて小流あり、石橋を渡りて石神井村

なり、又岐路あり、庚申塚あり、



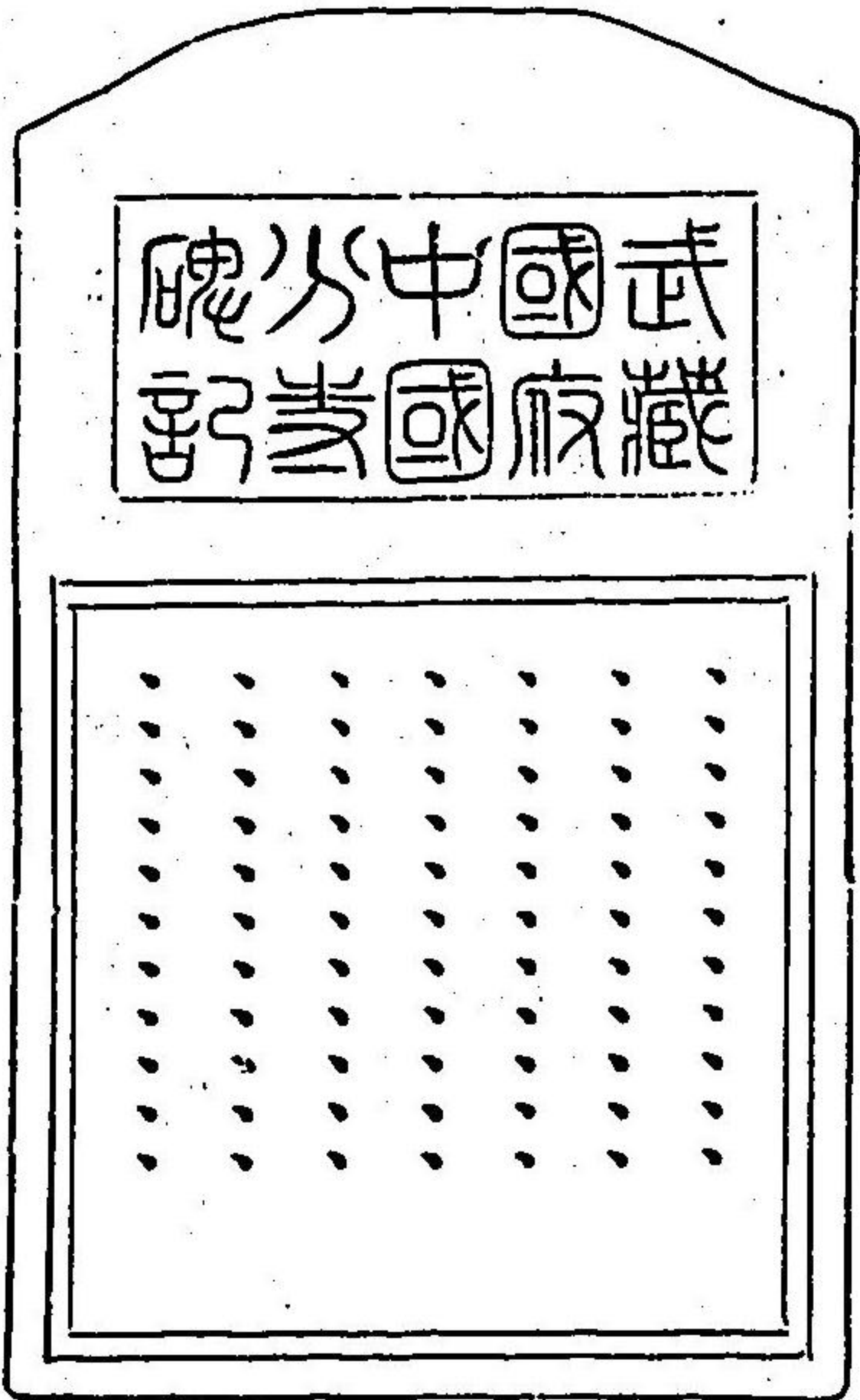
小き石橋を渡る、水なし、下石神井村を過て石橋を渡れば、左右ともに廣き田野なり、この左の方に、照光山禪定院道場寺あり、
上石神井村
龜頂山三寶寺 新義真言宗

守護不入の札を建
御朱印十名
三寶寺に歴代を記せる碑あり左の如し
當山中興法印幸尊 應永五戊寅年三月九日
第二世法印亮圓 應永三十四丁未年正月廿三日



- 同 第三世法印亮譽 寛正六乙子年八月廿七日
 - 同 第四世 亮助 永正元甲子年十月廿五日
 - 同 第五世 亮清 享祿四辛卯年七月廿八日
 - 同 第六世 定宥 天文十八己酉年十二月十九日
 - 同 第七世大僧正尊海 天正二甲戌年二月十一日
 - 同 第八世僧正賢珍 慶長四己亥年四月廿四日
 - 同 第九世 賢秀 慶長十二丁未年四月廿六日
 - 同 第十世法印頼融 元和四戊午年四月四日
 - 同 第十一世 俊譽 寛永六己巳年四月十七日
 - 同 第十二世 快有 寛永十一甲戌年四月十二日
 - 同 第十三世僧正俊賀 寛永十四丁丑年四月朔日
 - 同 第十八世法印長智 寶永二乙酉年十月十八日
- 貞享元年甲子三月廿一日相丁弘法大師八百五十年忌飲營立之
 三寶山三寶寺法印長智
 寺のうしろに(左の方なり)池あり、三寶寺池とはいへども、三寶寺の池にはあらず、地名なり、辨天社水川明神の社あり、別當を三寶院といふ、豊島左衛門某の古城跡あり、大なる池にして蘆葦茂れり、
 四月十七日同神原士立神尾氏遊

高六尺五寸



廣二尺一寸

○武藏國府中國分寺碑記
 在昔 聖武之朝。崇信釋教。下詔天下。每國肇造僧尼二寺。一曰金光明四天王護國之寺。僧員二十人。一曰法華滅罪之寺。尼員十人。總稱國分寺。各有封田。國司歲收其租。資給養之僧尼之員有闕。隨而補之。凡國有水旱之變。禱請救之。朝夕掌香火之事。誦讀仁王最勝王等經。彌裁兵。遠舉疾。祈國家福祥。曆朝因承不改其制。史籍有徵焉。爾來千有餘載。陵

谷變遷。諸國存其跡者。十無二三 先王郡縣之制。每有詔令太政官符。下諸國司。國司承而宣布之。國司所治。古稱國府。諸國往々至今猶有稱府中者。國分諸寺。縣官所置。壹受國司節制。故寺跡存于今者。多在其國府中之界云。武藏國多麻郡府中國分寺。相傳護國之寺。而滅罪之寺。今既不識其處。府中東距江戶城八十餘里。境壤所至。蓋歷世詞人所賞詠廬宇支野之地也。丙子之春。余遊府中主僧盛公曰。吾護國精舍。當法運之隆。堂觀壯麗。寔巍然一大刹也。成壤有時。元弘之亂。一旦焚蕩。新田氏再造之功雖成。兵革之世。終不復古。尋復消沈荒涼。四百餘載於茲。近募衆緣。新營營王閣。安所傳瑞像。以表靈跡。興復之任。某不敢當。抑夙志不可以已也。余歷訪舊址。想見往昔壯麗。遂陟彼高岡。觀望所謂武藏大野方八百餘里者。顧謂盛公曰。上人勉之哉斯野之廣莫。前世與羽之道所經。草莽際天。日月出入其間。虎狼從後。盜賊邀前。行旅白日莫不警戒畏懼。古今四海朝東。鯨波不揚卒土之內。戶口殷實。民力普存。無地不墾。無田不播。自古草莽廣莫稱廬宇支野之地。今盡爲良田數十萬頃。東偏數十里。犬牙緣界。半爲

文王之囿。邑落相比。雖狗之聲。聞于彼此。大道如砥。東通都城。往來絡繹。雖復先王盛世。不踰今日。至理。國分精舍本為護國立之。故尚法運與國運汚隆。當此至理隆興之世復之往昔壯麗者。不足為難。上人勉之哉。銘曰。

帝捧惠日。光被宇宙。渙汗其命。金玉其稱。法鼓四響。並軌靈鷲。百六有數。劫火為寇。威力若亡。壤空不救。千祀寥邈。草木鬱茂。茫々曠野。豺狼夜吼。紺苑淪沒。樵蘇因首。至誠必應。願言復舊。於戲諸佛。降我靈祐。

寶曆丙子春三月攝津服雄撰東都河保壽書。

法印權大僧都賢盛立

明和己丑孟夏書

○上野兩大師寶物

一兩大師御緣起

九卷

繪 住吉具慶筆

納三箱

一慈惠大師尊像

狩野洞雲筆

慈惠御筆

一大般若經百三十四之卷

大明院宮御筆
一普門品

同斷
一紺紙金泥心經
三日御真影

一御裏移尊像

崇保院宮

一紺紙金泥普門品

一滅金舍利塔大小舍利
書課安皇
中將姬

一稱讚淨土經

一慈惠大師七種之式

七卷

慈惠大師御筆

一紺紙金泥法華五之卷

一金五鈷杵

一廉賀作守刀

白鞘

一幻長作小脇指

一兼松作中脇指

一國次作小脇指

一兼定作中脇指

同

同

小石川極樂水宗慶寺淨土
お茶ノ局ノ墓アリ

朝覺寺殿貞譽宗慶大禪定殿



天和七年月日

ト記シテ

牛込宗參寺に牛込忠左衛門の墓あり

貞享四丁卯年

時樂院殿舊原重天心大居士

十二月九日 孤口高興立

又一碑あり 碑面に

月海院殿瑚光淨珊居士

碑陰に

先考名高祐藤姓山鹿氏別號素行子生元和壬戌載

八月庚戌歿貞享乙丑歲九月己未

孤子政實
高基泣血稽顙立

これ山鹿甚五左衛門素行子の墓なり

山鹿修玄菴 貞少居士碑 孤子 高興立

先考有生天正乙酉九月庚申沒寛文五乙巳年十二月

二十二甲寅日

寛文六年に立し碑なり

至德院殿活水真龍居士墓

先考諱高基、藤姓山鹿氏、別號山井堂、素行子之子、以寛文丙午年九月癸巳誕、以元文戊午歲三月辛未卒、

孝子

山鹿高道
佐々木一陳泣血稽顙立
山鹿高品

○白山心光寺商山處士龜玉翁碑

寶曆六年歲、在丙子六月辛酉、商山處士龜玉子卒、不娶無子、其父周玉翁、以告魏走位哭、且召滕益道田坂一道栢茂藤君及諸子會哭其家面識咸來哭予賻助以供葬事乃相謀徵銘於余魏曰嗚呼吾尚忍銘吾友也況余不閑文辭請與佗謀焉周玉翁切求不置余終不得辭乃序而銘之君先出自源氏八世祖彥十稱小里氏為參之善德公之臣其孤源八後流落甲府居黑川村因改黑川氏其子孫移事紀藩至君大父源右衛門去住東都父周玉翁始居其商山去君名安定字子保龜玉其號也以號行世館名松羅母稻垣氏以享保壬子歲冬十月廿又八日生子商山莊即翁第二子也幼異常兒屢有瑞祥後其誕日有異僧賜寶玉一夥者其玉徑二寸色如藍光彩射人謂是龜玉云翁喜而藏焉後以為號五歲過商山神祠視為朝神射服夷虜圖歸後記心畫之自是後遊戲坐臥丹青是耽無佗嗜好六歲

學草書於狩野休真十二歲學畫應於岡本善悅後盡舍一家之法好倣華人之跡直師造化鳥獸草木宛然逼真口歡書道之廢衰一有復古之志故能潛深湛之思竟於獨得之見精謹密慮衆莫能窺焉嘗於吉祥寺之寮舍一日書千紙人以爲神自八九歲時名日起王侯貴人逢迎如雲凡所謁見二百餘侯時人得一紙者相謂爲珍其書東至蝦夷西傳隅薩事同贖柳書蓋翁之家無餘業家人十餘口供給安如不乏其用者龜玉之力也屢語魏曰閑居山林真學書法固吾願矣然父母俱存二妹在室未能厭人間猶汲々於名利間者也然其平居日不視金錢口不言財利書學關于甫基師安仙角其餘樂技雖有神識不求甚解逍遙適意蓋謂文雅有隱趣者皆有助書事是所寓其意也而厭俗好雅之心其天性矣比歲母疾病口不言苦有病小差強忍應諸侯之招在家亦不懈書事偶家人問疾起坐強食示不困惟恐使父母之憂故人以爲不疾後及不起皆知其由勉強畫乃終日寫畫曉膏 繼晷已則傍母床側與二妹談笑就寢猶兒子之時廿有五年一日也其孝養槩如此其交世人也賢恐少長一是皆以敬愛故每得一相見無不心醉 其爲人者也然內實明而有識鑒幾皮裏陽秋哉及其病劇請余枕側曰頃日定之病非常也竟無起色然死生有命亡如功名

無遂微志中廢何已惟有父母二妹是定不愛死之身而所以愛其後也然翁丈夫也莫能所開悟哉其惟母氏乎豫願惠其慟絕之哀乃不能安其死也言畢吞聲再三魏不覺爲之失聲又曰定之在人爲雖天天壽時名過望恨未見赤羽夫子定何因圖不朽乎今所倚賴惟在君耳魏庸人何以當之欲暫寬其憂慰之曰凡天地間何物不滅卓然不朽者名乎而有顏子天有盜跖壽不然乃有老死溝壑墳土未乾身名並滅者於其得失如何哉今子弱冠而以妙畫着稱一時欲自朽可得耶家即有老少焉亦有門生如田英一道等者足以託後事也子勿爲念矣且子之於赤羽雖見許謁子以臥疾不果命哉然如其畫有見取夫子々々已不比常流屢稱難得之才所謂未見面已知其心者也夫凡事如此則足矣無爲費慮或損病也君聞之意少解沈吟而向東壁熟視李用雲墨竹嘆曰噫加我數年以學畫則亦如此君又輾轉盡評壁上諸畫曰羅續山水稍有佳趣呂挺振孫干峯之花鳥尙存古風衡齋南蘋氏者獨出先賢之法能以合真爲一家也然纖細過度賦彩鮮麗動足驚俗未足說上乘矣凡雖諸名家各具一長短亦惟天實生才不盡然約是吾師也靡々談論無異平生後三日而逝嗚呼命矣天已生龜玉之才亦何奪其齡之速哉近識哀悼遠士傷情俱泣其遺愛同懷

其餘風龜玉平生嘗稱知己者

朝則壺山老侯吐山勝君栢茂藤君野則益道田英一道士
 季等共助周玉翁之志樹碑表墓庶幾碑才名傳于無窮獨
 恨委文辭固陋不能盡其萬一死生異路有耻于地下矣而
 君與季愛過友于於乎冥契既逝發言莫實敢叙述其狀欲
 以志不朽魏遂作銘曰
 善價不岐龜玉安之千紙一掃丹青生知秀而不實卓爾成
 基千畫之才百世可師

懷士魏撰

右白山護念山心光寺門内にあり

龜玉子は、東都にて唐畫をはじめて畫し人なりと云ふ、それより諸葛監宋紫石など云ふ唐畫起れりといふ、

○谷中尊念寺四軒町南側靈驗石のある寺なりに古き石塔あり

慶長十九天六月十一日

南無阿彌陀佛 朝譽淨世

つの國住あけきや兵衛

此寺に塵積樓松本雁奴の墓あり、是は辻番請負と云ふ事をなして、元飯田町中坂に住す、松本半左衛門と云、狂歌を好みて大根の太木と云へり、

世の中のちりしつもありて山とならば

いでや此身は山こもりせむ

と云歌をきりつけてあり、東都にて狂歌をはじめて好みて、安永年中四谷忍原横町に、小島源之助田安小唐衣橋洲の家にて始て狂歌の會ありし時も、出席せしもしなり、

○白巖先生墓碑

稻垣茂左衛門、名長章、字稗明、號白巖、墓在小石川白山妙清禪寺、宮田子亮作碑銘并書

文長不見

押田當見辨誤拾遺云

武州四谷潮干觀音之說

武州江戸四谷錦敬山海榮寺真成院の本尊觀音也、潮干の觀音といふ、其近邊の地を潮干といふ、亦潮ふみの觀音共いふ、共に分明ならずといふ、古代は足の下より潮出たりともいふ、

按するに、いにしへは潮踏の觀音といふなり、越後村上氏代々の守佛なり村上義清の守本尊なり一尺計の石の上に、坐像の聖觀音なり、此石潮のさし引に濕り乾くの變あり、村上信濃守成清頼清は、上總

國久留利の城主なり、北條氏康の爲めに落城に及ぶ、成清自殺の期に、其子二人あり、五歳と三歳の男子なり、是をも刺殺さむとす折ふし、城に信濃守の僧清心法印來りて曰、大將の跡絶へからすといひて、其二子を衣にかゝへ、城を出て寺に歸り育けり、後に兄を村左衛門信清といひ弟を勝長門守といふ、長門守は里見義弘の家臣となり、老職となる、兄村左衛門は、未だ浪人たりしに、三州より里見へ被仰談度事有しに、未だ其便を求させ給はず、村上左衛門は、勝長門守が兄なるよしに付き、釣命を蒙りて義弘へ使す、此時村上左衛門召出されしとぞ、先年落城の頃にや有らん、彼守本尊を彼僧携へて、其寺にをく一説に村上義清、末流村上兵部入道道樂齋は、奥州米澤に在りしか、大坂御陣に立、其後江戸に歸る、當寺開山清心法印は、新の師たるにより、浪人の内當地に寓す、後水戸の御家に出動す、其頃此本尊は當寺に納むといふ、此觀音の石座、潮汐干満にしたかひ、乾濕の變有、此僧後に武州に來り、四ツ谷今の地に居す、此の佛をも安置す、此石に潮時のしるしを以て、諸人奇として、尊み稱して潮踏の觀音を名づく、後となへて汐干の觀音

といふは、潮の満干の觀音といふの略語なるへし、其の近邊の名をしほといふ、享保十年巳二月の火災に、其石座は焼失したりとなむ、此石座の事を按るに、伊澤長爲の説に潮石と云有、中に少く水溜り、潮の満干に増減すと、又土佐國足摺明神の社内に、潮干といふ有、此石潮の満干に隨ひて、水出るといへり、又洞夫清録曰宋趙希鶴曰紹興一云大夫家有異石起峰々之趾中有水應潮自生以之供研滴云々

これらの石にて作りたる石坐なるへし、

○武州江府本理山自證寺鐘銘
陶鑄巧洪鐘成
響韻亮迷夢清
筮膺錄刻縣鏗
講大乘黎州鳴
法得妙物感誠
節度備百順并
寬永壬午歲八月朔日

住持日順誌焉

自證院は、俗に節木堂として、門より本堂まで檜の節ある木にて建し堂なり、

○小川町井戸の記

慶安年中 御城外御近邊に、三ツ辻の井戸有之哉の儀、今大道路三様より、私先祖之御尋に付、則ち一ツ橋外、小川町通りに御座候儀、申上候得は、御見分可被成由に付き、私先祖儀、三ツ辻の井御案内申上候間、御見届被成、其後大奥御女中様方、右井戸へ御立願之候事御座候由にて、御越被成、其後御願齋のよしにて、又候右井へ御女中様方御參詣被成、御菓子井御茶を煎被供、御拜相濟、右供物品々、翌日御下り、私先祖え被下置候に付き、如何成御儀にて、如此御座候哉と、乍恐御付の御方様え奉伺候處、御幼君様久々御咳御夜啼不被爲止に付き、貴僧の御申上にて、此間被爲有御立願候處、不日御平愈被爲遊候に付、今日如斯爲御禮御參詣の事に候、誠に靈驗無類事に候得は、此後幼年の咳、夜啼止度願の者は此井戸え願を懸け、可預靈驗に事に候、且つ又其方此井を可相守旨被仰渡、奉畏候、其後右の趣共、時々御奉行様へも申上、右井朽損候得は、御公儀様御入用

にて出來、右井戸へ蓋を可仕、石を重りに戴せ置、尤蓋に錠をおろし、錠は私方に奉預置見廻り候處、追日人々承傳候と相見、所々より立願に參り、茶腕に茶を煎し、右井の蓋の上に不絶差置候舂相見申候、右の井戸、當時は松平伊豫守御屋敷辻番所前に相成有之候尤神田橋一ツ橋御筋御成の節は、其時々御奉行所様より、前夜被仰渡、私方より右井戸錠を明て差置、還御後又々罷越以前の通り取仕舞差置候儀に御座候、
安永八年九月

松屋町上納地

清兵衛店

茂十郎

右茂十郎先祖、玉川庄右衛門、同清右衛門、玉川上水堀割江戸懸り出來候由、由緒書の内有之候、堀割の年號は、承應元壬辰年の事、此以前は赤坂溜池の水、御堀の水、吞水に遣ひ申候よし也
○小石川白山御殿跡齋守稻荷の儀寶永年中和田倉御用屋敷に住居の節京都吉田家の雜掌屋敷え相越攝津國芥川斎守稻荷を屋敷の鎮守に勸請致す正徳年中右の御用屋敷一統引拂白山御殿跡にて替地拜領

致し候節右鎮守をも白山へ移候處奇瑞の義有之信
仰の者も有之候由の事大前氏屋敷
其後三崎の旦那寺へ移したるなり

武江披砂 外編卷二

南 畝 子 輯

一本所起立

一天和二年戊戌十月訴狀の寫

一本所深川抱屋敷寄帳

○本所起立

一本所御取立の儀去九拾九年以前明曆三年酉正月十八日十九日兩日江戸大火事にて 御城炎上仕候以後御普請下小屋場本所濕地の所地形築立御普請九十七年以前萬治二亥年徳山五兵衛山崎四郎左衛門初て右築立奉行被仰付候此節武州横山町通り下總西葛西左葛西船渡場の所にて煇番共焚此見通しを以堅川を上え二十間敷十四間深さ壹丈四尺に堀立其後横川十間川六間堀をも右深さに准し堀右の地を以一面の地形丈夫に築立被仰付候此節道役共祖父共に右御普請請負仕川を堀地形築立申候然る所右堀揚土計にては土不足にて築立候御普請運不申に付川端より跡へ三十四間餘の所は丈夫に築立其績には敷五間より七間迄の水除土手を築土手より

内の方は平均三尺高に地形可仕の旨被仰付候築立相濟候迄九十五年以前寛文元丑年兩國橋初て新規に相懸り候此節奉行芝山權左衛門堀内藤右衛門被仰付出来

一 地形築立相濟候場所へ 御城御普請下小屋相懸り切組被仰付候右小屋場え諸職人并人足共南御本城北御本城え出候と唱申候御普請御成就小屋取拂跡地武家屋敷又は町小屋等に段々相渡申候得共都て 御本城と唱へ候故城と申し候文字を除庄と申文字に書替候様に其節の本所奉行申渡候由

一 延寶年中

常憲院様御實母桂昌院様御兄本庄次郎左衛門後因幡守と大名被仰付候故庄の字も相除所と申文字書來り申候

右の通り本所御取立より道役共義祖父より相勤來親共より申傳承覺候よし尤兩國橋の義は本所御取立地形出来寄候節九十五年以前寛文元丑年右橋新規相掛り候由

右は寶曆五年亥六月本所見廻り書寫

深川起立

深川小名木川より南の方町々譯書

十七番組深川惣町數百拾町の内小名木川より南の方町數六拾九軒

但町續に所々の引ヶ地并代地有之候得共此分其下取寄續町々起立の節又は起立後より追々引ヶ地代地等に罷成候事に可有御座義右の内には名主組合違にも有之歟に付き引ヶ地代地起立は相調不申右の分町名下ヶ札仕り候

一 深川久右衛門町壹丁目貳丁目

右は築立地の内元祿十六未年買受正徳三巳年町支配に成

一 深川海邊大工町同斷裏町

右は元和年中より寛永年中まで海邊新田百姓地を町屋に御代官え相願正徳三巳年閏五月町支配に成其節より兩支配にて年貢其外百姓高役相勤町置屋敷に有之候

一 深川永代寺門前同所仲町同所東仲町同所山本町右は寛永四卯年霞沼の場所永代寺拜領承應二巳年四月門前町成天和二戌年十二月燒失致し家作御差留候處元祿十巳年山元町並に成延享二丑年閏十二月

町支配に成先年より地子金右寺え差出
一深川清住町富吉町相川町熊井町諸町黒江町大島町
佐賀町

右は寛永六巳年海手汐除堤干瀉の所獵師町に取立
度段御代官え相願元祿十五年九月願の通り町並
被仰付正徳三巳年町支配に成先年は年貢にて御榮
御着差上

御成先御船役御用等相勤候處寛文十戌年右御役の
外に年貢高入被仰付年貢相勤

一深川扇橋町同所蛤町の内

右慶安年中より天和年中までの内海邊新田并深川
村百姓地を町並に御代官え相願正徳三巳年町支配
其節より兩支配に年貢其外百姓高役相勤且元祿年
中より町名付候

但し右蛤町の内享保十四未年同十九寅年右兩度
壹ヶ所つゝ百姓地を町並に相願右蛤町の内に有
之候

一深川鶴歩町

右は元祿十一寅年中御築立の地所御代官懸りにて
買受地に成其後御用地に被召上享保八卯年猶又買

受地に成同二十一年年貢御高入に成り町並に鶴
歩町と名付

一深川奥川町

右は元祿十三辰年御堀井川々芥改役四人の者拜借
地に成り其節より町支配にて公役銀其外御役等不
致

一深川平野町一色町元加賀町此三ヶ町拜領地入交り
伊勢崎町此町拜借地材木町中川町富久町

右元祿十三年より十五年迄の内元木置場町屋割の
地所并水地菅野御築立地町屋割の所追々御代官被
買請地願古町同様町屋敷に成正徳三巳年支配公役
銀相勤拜領地に相成り候事と相見候

一深川冬木町此地地渡り等にて入交り買受代金不
知島崎町續町同所永代町西永代町今川町富田町堀
川町松賀町同所萬年町一丁目二丁目此二ヶ町拜領
地入交り同三丁目此町拜領地

一深川吉永町扇ヶ森町大和町宮川町龜久町木場町蛤
元祿十三辰年中元木置場町屋敷并御築立地町屋割
の所御代官より相願買受地古町同様町屋に成正徳
三巳年支配に成公役銀勤

丁の内同所山本町西永町三好町西平野町東平野町
東永代町小松町同所伊澤町此町拜領地面にて公役
相勤

右元祿十四巳年中元木置場町屋割の所并水堀菅野
の場所御築立町屋割の地所御代官え相願買請地古
町同様町並正徳三巳年町支配に成り公役銀勤右の
内拜領地は買請仕候節又々追々拜領に罷成候事と
相見候

一深川久永町一丁目二丁目島町同所島崎町此町代地
の分買請代金相除

右元祿十五午年中御築立地町屋割の地所御代官へ
願買請地古町同様町並に成正徳三巳年町支配に成
御役銀勤

一深川石崎町

右元祿年中御築立地十萬坪御園の内正徳元年相願
古町同様町並に成同三巳年支配公役銀勤

一深川入船町此町拜領地入更に付き拜領地は代金無之
右元祿十四年より寶永三年まで水地萱野の場所御
築立の地所御代官え願買受地正徳三巳年町支配公
役銀勤

一深川六萬坪

右元祿年中御築立地六萬坪御園の内正徳元年御代
官え願請地に成正徳三巳年町支配公役銀勤

一深川六人屋敷此町起立買受大和町の内には籠内譯金
高不知

右の大和町の内にて元祿十四巳年水地菅野の場所
御築立の所相願古町同様町並に成享保十三年御取
並地に成同十四年小間屋六人え拜領被仰付候町方
支配にて公役相勤

一深川築土新地買請代金無之

右享保十九年三河町善兵衛外登人海手出洲築立地
に仕拜領丁屋にて年々上金仕丁方懸り其後請負人
度々相替り尤起立より今以善生所御入用附町支配
上納地

一深川源左衛門屋敷

右は御代官支配百姓地の所延享四年町方支配町
並屋敷に相願兩支配に成り其後右町の内地代上納
仕家作
御免町並々仕度段天明三卯年願の通に成年貢其外
百姓高役

一同所定凌屋舖
 右は天明二寅年中川屋長兵衛本所割下水五ヶ凌御普請相勤永々定凌相勤年々上納金可致旨にて越中島町石置場の内明地の場所を拜借地に願古町同様町並に成割下水定凌屋敷と町名相唱度旨同五巳年五月相濟町支配

一 深川海福寺門前町
 右は寶曆十一巳年右寺年季町屋敷に相願當時年季中に御座候

一 深川定凌屋敷續上納地
 右は天明二寅年和泉屋文藏深川定凌屋敷續殘地波にて大荒地の場所を自分入用にて家作地に取立年々上納金致し拜借致度段願濟古町同様町並借地に成町名は天明五巳年五月願濟町方支配

一 深川入船町 但武家拜領地にて公役銀動

一 同所越中島町 但右同斷

一 同所富岡町 買受代金不知公役銀動

一 同所松賀町續拜借屋敷 拜借地に付き買受代金無之

一 同所富久町向三角屋敷 起立書留不相知

右町々一支配に有之候合七拾貳町
 凡四十ヶ町買受代金惣合二萬七千七百七十五匁銀九分五りん拜領地武士町人共町數十九町但町並屋敷百姓地にて取立地拾町起立不知三丁
 右の通有之候
 寛政四十年十二月樽與左衛門より調書上の寫

深川
 靈岸寺門前町
 三十三間堂町
 末廣町
 中島町
 北川町
 南松代町代地二ヶ所
 海邊大工町代地三ヶ所
 佐賀町代地三ヶ所
 清住町代地二ヶ所
 猿江代地町
 南本所石原代地十三ヶ所
 北本所代地町

深川坂本町代地
 同所細町
 本所茅場町代地

天明二年
 訴狀の寫
 戊十月

村松町
 花徳町
 徳右衛門町
 柳原六町分
 茅場町
 清水町
 入江町
 新坂町
 北横堀一丁目
 長崎町
 淺草町

二年以前御用地に被召上本所北ヶ輪御役町の口にて替地被下置候其内度々大風満水にて困窮仕候所御旗本衆御置不被成候は、彌商賣等可仕様も無御座及渴命申候自然筋違橋の前余町え被下置候は、拙者共本地にて御座候間御慈悲の上被召返被下候共又者何方にて成共宜所替地被爲 仰付被下候は、難有可奉存候以上

天和二年戊二月
 又兵衛
 町中

御奉行所
 乍恐書付を以御訴訟申上候

本所御旗本衆へ當春御屋敷替被仰出候本所町中の者共賣買可仕候屋敷等無御座候而は及渴命申候に付當春以書付本地え替地に奉願候處皆御旗本衆へ替地被爲仰付候に付又御訴訟申上候私共本地の義は先年筋違橋え近年松平加賀守殿前に罷在御役義相勤罷在候所二十二年以前御用地に被召上本所南

乍恐書付を以て御訴訟申上候
 一 當春本所御旗本衆御屋敷替被仰出候節書付差上替地御訴訟申上候此度御旗本衆彌御屋敷替被給仰付候に付き重て御訴訟申上候村松町三町目の儀は御代々御役儀相勤神田筋違橋の前河岸通りに罷在廿

本所村松町
 名主

ケ輪御役所之指口にて替地被下置候其内度々大風満水にて所々困窮仕永々難義仕候比日屋敷御改奉行衆右之本地を御捨地被遊其上近所の町旅籠町の者共を被召出様子御尋之上所々繪圖被仰付候様に及承申候若他所に被下候は、拙者共本地にて御座候間御慈悲の上被爲召返被下候共又は何所にても宜所替地被仰付被下候は、難有可奉存候 以上

天和二年戊十月

本所花町 名主 彌次右衛門

御奉行所

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候

一今度本所御旗本衆御扶持人衆方え御屋敷替被仰渡候に付き當春中より書付指上度々御訴訟申上候處此度又屋敷御改奉行方より神田佐久間町名主同淺草見付前の名主共え元柳原明地の繪圖被仰付候て御訴訟申上候神田徳右衛門町同柳原町八丁の所は前々より御役町にて御座候處二十二年以前御用地に被召上御替地本所の末にて拜領仕り罷在候其内

度々大風満水にて町中困窮仕渡世をも送兼罷在候處彌御旗本衆御扶持人衆御屋敷替被仰付候故諸商賣の儀者不及申上借屋店借是迄住所可仕様も無御座町人共難儀仕候神田柳原の明地御改に付若し他所之被下候は、我々とも本地にて御座候間御慈悲の上被召返被下候とも又は何方にても宜所を御替地に被爲仰付被下候は、難有可奉存候以上

天和二年戊十月

本所柳原徳右衛門町 名主 太郎兵衛

同 町 中

同 町 中

同 町 中

同 町 中

町 中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一本所新川通清水町の義は先年東叡山御門前分に罷在權現様御役等相勤申候處二十二年以前御宮爲御火除御用地に被召上本所川通場末にて御替地被下置其以後は江戸御町分に被仰付永々御役等相勤罷在候得共往還の通りも無御座殊に裏々人居疎らに御座候故一圓諸商賣等無御座難儀仕候其上度々大風満水に逢渡世送可申様も無御座候處此度本所中御旗本御扶持人衆方御屋敷替被成候得とも彌少々の諸商賣等可仕様無御座及渴命可申と奉存候當春も御訴訟申上候通り若御慈悲に川より内にて宜所を替地屋敷に被爲仰付被下置候は、難有可奉存候以上

天和二年戊十月

御奉行所

本所清水町 名主 權之助

同 町 中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一私共町内の儀は當春中書付を以御訴訟申上候通先年兩國橋詰にて商賣仕罷在候所廿二年以前御用地に被召上新川通四ツ目橋詰にて替地拜領仕り候得共場末に罷在商賣無御座候故困窮迷惑仕り候殊に御旗本御扶持人衆御屋敷替被成候得ば彌及渴命可申と奉存候然る所此度本地を御檢地被遊候よしに付き御訴訟申上候兩國橋前本地え被爲召返被下候様奉願上候前々より御役等相勤申者にて御座候御慈悲に右場所へ被爲仰付被下候は、難有可奉存候以上

天和二年戊十月

本所茅場町 名主 助左衛門

乍恐書付を以御訴訟申上候
一本所入江町の儀は先年は本靈岸島に罷在候處に二十二年以前御用地に被召上本所三の橋横河にて替地被下置御役等相勤罷在候然る所今度御旗本御扶持人衆御屋敷替被仰付候當町中の儀は不及申上借屋店借等迄商賣も難成及渴命可申と奉存候然夫靈岸島橋詰より南方御堀端に明地御座候此處方々より御望被成候よし及承申候自然外えも被爲仰付候は、此所は我々とも先地にて御座候に付我々替地に被仰付被下候やう當春中も御訴訟申上置候通り先地に御座候間御慈悲に被召返被下候は、難有可存候以上

本所入江町

名主

天和二年戌十月

庄兵衛

町中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一本所新坂町の義は先年市谷左内坂町にて御座候處二十一年ヶ年以前寅七月御火消御屋敷御用地に被召

上御替地本所五の橋にて間敷三十四間被給下置候然れども能き場所より場はつれへ被仰付候事迷惑に奉存候御許定迄度々罷出御訴訟申上候處上總下總の馬繼にも罷成繁昌可仕と被仰付候間達て不申上奉畏罷仕候遠方の儀に御座候得は曾て諸商賣も無御座殊に數年大風大水に逢困窮仕露命送兼罷在候處今度御旗本御扶持人方御屋敷替被遊候得は彌身命送り可申様も無御座迷惑仕候當春中も御訴訟申上候通御慈悲に間敷も少にて御座候間川より内にて宜所を御替地被給下置候は、難有可奉存候已上

本所新坂町

名主

天和二年戌十月

三右衛門

町中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一本所北横堀の儀は場末にて御座候處今度御旗本御役人衆御屋敷替被遊候得は彌商賣可仕便も無御座

候て迷惑仕候に付若し御慈悲に何方にても替地被給仰付被下候は難有可奉存候以上

本所北横堀並丁目

名主

天和二年戌十月

仁兵衛

町中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一今度元長崎町廣小路の儀屋敷御改御奉行方より所の者共に被仰付繪圖書付差上申候由及承候若屋敷にも罷城外えも相渡申儀に御座候は、當春も御訴訟申上置候通り私共先地にて御座候間御慈悲に私共え被給仰付被下候は、難有可奉存候以上

本所長崎町

天和二年戌十月

町中

御奉行所

乍恐書付を以御訴訟申上候

一當春も以書付御訴訟申上候通私共町の儀は淺草智樂院門前の内駒形廣小路小あけ衆屋敷の所に罷在

候廣小路に罷成候に付きて本所にて御替地被下候今度本所御旗本衆御扶持人衆御屋敷替被仰付候に付きて御訴訟申上候本所場末にて諸商賣も無御座迷惑仕候處又候哉御屋敷方替地被遊候得は彌及渴命申候間御慈悲に以前の所駒形廣小路え御返被給下候は、難有可奉存候以上

淺草智樂院門前本所淺草町

名主

天和二年戌十月

仁左衛門

町中

御奉行所

本所深川抱屋敷寄帳

本所深川御帳外抱屋敷寄帳

新規改場抱屋敷寄帳千住三丁目分牛田

本所深川町屋敷寄帳

本所御帳外町屋敷寄帳

本所新規改場寺社帳

印地典

三冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

長田甚左衛門

領地寺社帳
除地多
印地多
實寺社帳

土屋忠兵衛
同

元祿九丙子年御帳外

元祿十三年庚辰年十月

寺社帳 土屋忠兵衛

瀧川清右衛門

元祿十一戊寅寺社奉行より本所深川寺社の御帳借り
來候に付き阿部豊後守殿え申上御披見に入候處御
寫取被成候間翌卯年御返し被成候松平志摩守え借
遣候寺社奉行段々寫取候よし被申越候向後願出次
第帳に此帳と引合可懸吟味也
但し張紙は御帳え張可申候

○南本所

一五百八十一坪

國家作濟 勝子代名改

津輕出羽守

內四百九十一坪無年買地

御年買地

地子屋舖御帳の内九十坪の所地子借添と有之

一三千五百十坪

國家作濟 松平右京大夫

一十七坪

同斷 松平大學頭

一五百三十坪
同斷 小笠原頼母
一六六十六坪
同斷 最上辰十郎

同斷 最上辰十郎

一五三十三坪

同斷 德山五兵衛

一四四十二坪

同斷 鷹野嘉内

一七六十四坪

同斷 内藤能登守

北本所

一七三十八坪

同斷 酒井下野守

一三三十七坪

同斷 松平隠岐守

一三三十七坪

同斷 建部内膳

一四八十六坪

同斷 中山新八郎

一十拾坪

同斷 九兵衛

一四四十二坪

同斷 清太郎

一七千坪

同斷 松浦肥前守

中郷村

一四三十三坪

同斷 河原清兵衛

古来より有來家坪賣永四亥年植善九郎願三十坪

一貳千貳百四十二坪

安倍長徳院

一貳十一坪

妙縁寺

一百九十四坪

中郷町人 又右衛門

一二十九坪

惣兵衛

一三十六坪

定林院

一六十八坪

松壽

一六十一坪

大澤丹波守

一四十八坪

養禪

一萬坪餘

榮三

一四十八坪

西尾隠岐守

小梅村

弘福寺

一千二百六十坪

新右衛門

一千四拾六坪

梅林坊

洲崎村

水戸殿

一四五百五十九坪

權三郎

寺島村

南八丁堀五丁目人

一三千百坪

彦太郎

隅田村

一三百九十九坪

同斷 藤次郎

一五百九十五坪

同斷 太郎次郎

一三百二十七坪

同斷 弘福寺

大畑村

同斷 市右衛門

押上村

同斷 平右衛門

柳島村

同斷 治郎左衛門

一千五百二十六坪

同斷 土屋惣藏

二百七十七坪

同斷 佐野部

御帳の外

同斷 山尾半平

一七千七百七十七坪

同斷 山本七郎左衛門

一七千七百七十七坪

同斷 津輕出羽守

一七千八百七十七坪

同斷 山崎長三郎後家

妙源

同斷 源

一百七十六坪 地子屋敷御帳の内二水戸殿御家中
 百四十七坪餘と有
 古市甫庵
 一五千八百七十二坪 地子屋敷御帳の内
 三百九十三坪と有 岡替町々人
 勘四郎
 一千九百九十四坪 地子屋敷御帳の内
 千九百九十三坪と有 父山城守より讓受
 島津又兵衛
 國家作濟五百七十四坪家廻り狹園七間の積り
 檜物町々人
 傳右衛門
 一 二百八十坪 松平市之丞與力
 洲江元右衛門
 一 二百三十一坪 丹遊心院より讓受
 山崎吉之丞
 一 四百七坪 狹園三間の積り
 伯父吉田勘七死後讓請
 本所本町々人
 權左衛門
 兄助右衛門死後讓請
 中之郷村町人
 傳兵衛
 一 三千三百二十一坪 八郎右衛門
 松平左門
 一 三千八百四十五坪 國家作濟
 深江村廻り
 本所四目町人

一 六百八坪 右同斷
 太郎右衛門
 一 八百九十坪 國家作濟拜領
 屋敷仕濟
 小笠原佐渡守
 次郎左衛門
 一 五千九百十九坪 有來家坪
 百九十七坪
 松平伊豆守
 一 二千四百六十一坪 國家作濟
 地子屋敷帳之内一萬五千五百坪と有
 藤堂和泉守
 一 七千拾坪 同斷
 松平伊豆守
 秋元隼人
 一 三千六百八十坪 同斷
 地子御帳の内東百十八間餘四百十七
 間餘南三拾間餘北三十一間餘と有
 京極佐渡守
 一 二千四百八十九坪 同斷
 馬橋通り東の方へ八右衛門新田裏の方
 神保兵庫
 一 二千二百三十一坪
 地子屋敷御帳の内二千二百四十坪餘と有
 南新堀町
 一 三千四百五十八坪 國家作濟
 六人にて所持
 小四郎
 小綱町々人
 與右衛門
 茅場町々人
 北八町堀町人
 南茅場町々人
 南新堀町人
 次郎右衛門
 市郎兵衛
 酒井雅樂頭

一 三千六百八十八坪 國家作濟
 刑部卿殿
 一 二百四十一坪 本所法恩寺東の方
 天神通り
 坂本町々人
 源助
 一 二千八百八十七坪 地子屋敷御帳の内
 二千八百八十八坪と有 佐野右兵衛尉
 國家作濟
 松平加賀守
 一 二千二百三十七坪 國家作濟
 町屋御帳の内黒江町と有
 佐野秀丸
 一 三千三百五十一坪 同斷
 秋元但馬守
 一 六千四百四十三坪 同斷
 内四幅十四間餘長五十間餘求濟國家作濟
 同東裏三十九間長五十五間替添右同斷
 一 五千四百二十二坪 同斷
 地子屋敷御帳の内五千四百二十九坪と有
 松平丹波守
 一 三千二百二十一坪
 馬橋通り東の方八右衛門新田裏の方に有
 水野和泉守
 一 四百三十一坪 國家作濟
 松平加賀守
 八右衛門新田
 一 千六百九十九坪 國家作濟
 水野和泉守
 父肥後守讓受
 松平肥後守
 一 三千二百九十三坪 同斷
 松平玄蕃頭
 一 二千四百七坪 同斷
 地子屋敷御帳の内二千四百八十八坪餘と有
 高木主水頭
 一 二千二百八十九坪 五合同斷
 松平能登守
 一 二千三百五十坪 同斷
 地子屋敷御帳の内二千三百七十坪餘と有
 太田攝津守
 一 千二百三十二坪 同斷

一 三十坪 駿河町々人
 彌左衛門
 一 言地子屋敷御帳の内三十七坪と有
 久左衛門新田
 治兵衛新田
 取拂御帳に小名木川通にて半分取拂
 一 一萬八千四百九十三坪
 松平阿波守
 一 千四百坪
 福壽院
 萩新田
 又兵衛新田
 一 二千九百六十三坪
 地子屋敷御帳の内四千十坪と有り
 目付衆より請取御帳に四千十坪と有
 大塚新田
 彌兵衛
 砂村新田
 一 千八百二坪 地子屋敷御帳の内
 貳千二百八十八坪と有
 目付衆より引渡取拂帳に壹萬坪と有
 東御門跡
 八郎右衛門新田
 永代新田
 八郎右衛門
 一 一萬四千四百坪 餘
 水戸殿
 一 一萬五千七百十四坪 國家作濟
 是迄一冊以上二冊御帳元録十五壬午年
 水野和泉守
 猿江村
 茂左衛門

一 四百八十四坪 地子屋敷御帳の内四
 一 百九十四坪 地子屋敷御帳の内
 川端新田 三宅備後守
 一 千一百七十七坪 地子屋敷御帳の内千
 一 百十八坪 御帳外抱屋敷御帳
 後藤庄三郎
 小船町々人 長五郎
 内二十六坪川岸堅川通横江村裏通と有十九
 年以前百姓五郎兵衛方より乞受所持仕候
 大島村 権右衛門代
 龜戸村 喜平
 安右衛門 松平左門
 坂本小左衛門
 一 四十五坪 御帳外抱
 一 四十五坪 屋敷御帳
 町人 忠兵衛
 小名木村
 一 二千五百二十七坪 地子屋敷御帳の内二
 千五百廿八坪餘と有
 吳服町町人 縫殿助
 箱崎町 順海
 一 百六十二坪
 平方村

一 千一百坪 外二百五十坪川岸
 是迄一冊御帳三冊之内
 請地村
 御帳外抱屋敷寄
 一 四十八坪
 小村井村 中郷 彦左衛門 寺
 一 三十九坪 元禄十六未年淨念と申道心方
 國家作其儘取置
 町屋敷御帳 光念
 南本所 六郎左衛門 松下專助
 一 八百九坪 二合三勺
 一家作御免
 間口東十六間 四十三間四尺五寸
 裏行北十七間 南十八間二尺九寸
 一 六百坪
 龜戸村 建部兵庫
 新五左衛門 慶印寺
 一 間口五間
 一 裏行二十九間 町屋敷 平山彌左衛門
 一 間口二十九間 山崎吉三郎
 一 裏行二十四間半 次郎左衛門
 海邊町

一 間口三十一間
 一 裏行十六間二尺六寸
 一 間口五十二間三尺五寸
 一 裏行六十間一尺
 川岸地面
 一 間口五十二間三尺二寸
 一 裏行三間
 家作御免の町屋
 一 間口外二十三間五尺
 一 裏行南北十七間二尺
 一 間口五間一尺
 一 裏行二十八間四尺
 深川町 同 人
 一 間口五間五尺五寸
 一 裏行五十三間
 能勢權兵衛家來
 一 間口六間九尺
 一 裏行二十一間四尺
 同 人
 一 間口六間九寸
 獵師町清住町
 六萬坪町 堀田梅之丞
 一 查萬八千七十七坪
 是迄一冊本所御帳外町屋敷寄合
 中郷横川町 庄八

一 六十一坪餘 内十四坪八合河岸
 御城女中 丹 波
 一 八百七十坪 内二百十坪川岸
 米津周防守家來 大塚喜左衛門
 家作御免町屋敷
 一 南裏間口十七間七寸餘
 一 北裏間口十六間二尺五寸
 一 西裏行十九間三尺七寸餘
 一 東裏行二十一間四尺七寸
 一 西表間口二間東表間口二間
 一 南裏行十間二尺北十間二尺
 是迄以上一冊 御帳外抱屋敷の内先頃町屋敷地面に被
 仰付被武士彩地の町屋右の通御座候
 寶永四年五月
 拜領寺社帳長田甚左衛門 元禄十一年 寅年
 除地七屋忠兵衛
 大島村 本所方 新御帳外屋敷帳一冊
 別帳一冊 山野宗俊
 一 二百二十坪家坪十三坪七合五夕
 南本所
 一 千四百一十一坪起立寶永六乙丑年
 拜領 京都知恩院末淨土宗 重願寺
 一 表十二間餘
 一 裏三十五間餘 慶長十甲寅年
 京都知恩院末淨土宗 覺王寺

元幸院改覺玉院寶永六己丑年七月

寺社奉行相模 三宅 備前

一表二十六間餘 元和乙卯年 慈眼寺

一外四百坪寶永六己丑年仕濟年實地

一門前町屋四間表十二間裏行二間半先年餘地にて深川罷在候處

元祿六酉年御用地に被召上候由當住申候

一千二百坪 古野山 大徳院

一寛文六午年當土地始て拜領仕候其後右の地御

川被召上爲代地同所一ツ目にて受取申候

一二千四百二十四坪慶長元丙子年 泉 養寺

門前町屋表通西南折曲五十一間裏行各十間宛先年深川罷在候

處元祿六酉年御用地に被召上爲代地此所にて受取當子六月

拜領地に被仰付候當住寺并門前町屋の儀寺社奉行所より斷申

一五千四百六十六坪明暦三丁酉年 增上寺末浄土宗 同 向院

一東十三間半 起立不知 稻荷別當 東叡山末天台宗

一西十五間餘 裏行二十二間半 勝福寺

一六百十七坪 文明五癸巳年 普賢院地 普賢寺

一四百九坪 右同年 第六天神社地 淺草寺末天台宗

一三百二坪 文明三辛巳年 清光寺

一外五十七坪持添別塔場此度取免 平賀本土寺末法華宗

一二百四十四坪 慶長二丁酉年 寶相院

一五百十二坪 文明七己未年 淺草寺末天台宗 泉藏寺

先年谷中に罷在候處御用地に被召上爲代地此所にて受取り申候由住寺申候

一京師本國寺末法華宗 法恩寺

一本所一ツ目橋三島惣檢校屋敷 辨財天社地

一右の内門前町屋四百二十坪餘東二十一間西二十一間半南十三間北二十二間半

一千百一坪 寛文二辛寅年拜領仕候 深川水代寺地 八幡宮旅所

一寛文二辛寅年拜領仕候 由水代寺申候

本所新寺町

一六百五十坪餘寛永八辛未年 眞盛寺

一先年谷中に罷在候處御用地に付被召上爲代地此所にて受取申候當住寺申候 大法寺

中之郷 庄八

一七九十五坪餘 元和四戊子年 淺草寺末 南藏院

除地 門前町屋五軒表十八間餘裏行不同 東叡山中ノ口 成就寺

一五百五十六坪 起立不知 泉藏寺地 八幡社地

一二年八坪 起立不知 同所即現寺地 辨財天社地

一先年寺社奉行より本所筋改有之候節伊東牛十郎方より書上差上候由即現寺申候

一千七百七十九坪 天正十一癸未年 東叡山末 東江寺

一外百三十八坪御年實地先規より境内に住添 淺草新堀當山方山伏別當 大壽院

一四十三坪 北本所 京都知恩院末浄土宗 靈山寺

一七千坪 先年淺草罷在候處元祿二己巳年當所之所替被仰付候當住寺申候

一千九百四十五坪 文祿五申年 京都本國寺末法華宗 本法寺

一右門前町屋濱に付帳消に成 日蓮宗 永隆寺

一京師本國寺末浄土宗 日蓮宗 永隆寺

一京師本國寺末浄土宗 永隆寺

一八千二百二十七坪餘 天永四甲申年 ヒモンヤ法華寺末日蓮宗 本佛寺

一長勝寺

一長徳寺

一光徳寺

一如意輪寺

一長壽寺

一愛宕社

一横三間半

一横四間半

一古跡年實地 增上寺末 靈光寺

一境内二百二十五坪

一内百四十四坪半今度振替持添地に成

一外有來持添別塔場四十二坪今度相願添地

一外五百二十九坪内百四十四坪半今度振替古跡地に成 押上村

一拜領 二千五百坪 慶安元戊子年

身延久遠寺末法華宗 最教寺 先年上野池の端に罷在候處御用地に被召上巳年爲代地此所に
て受取申候由當住申候

- 同 五百一十坪 慶安年中 金性寺
- 外五十一坪寶永二丙戌年預々地所御塔場御免 京都知恩院末浄土宗
- 同 一千七百七十四坪餘元和六庚午年 大雲寺
- 外七百五十坪此度預々地
- 同 六百坪 元和乙卯年 春慶寺
- 先年淺草盛田町に罷在候處寛文七未年御用地に被召上巳年爲代地
此所にて受取申候由當住持申候外に六十坪寶永三丙戌年預地
- 除地 一百二十坪 慶長三辛丑年 榮泉寺
- 成就寺末天台宗
- 同 五百九十四坪 永正十癸酉年 德正寺
- 淺草寺末天台宗
- 外二百五十三坪 起立右同年 神明社地
- 先規より除地
- 柳島村
- 除地 七百五十四坪 天正元酉年 下總國弘經寺法華宗
- 同 一千三百四十坪 天文三甲午年 東光院末天台宗
- 同 三百七十坪 柳島始以來 龍眼寺
- 同 三百二十坪 東光院(に)坊末天台宗 神明社地
- 常照院 常照寺
- 同 二百三十八坪 稻荷社地

- 同 八千二百二十七坪餘 本國寺末 法恩寺
- 御朱印 龜戸村 寶持院末眞言宗
- 同 四千四百五十二坪 大永七丁亥年 普門院
- 同 拜領 一千五百坪 元祿八丁亥年 羅漢寺
- 除地 二千四百七十坪 起立不知 幸府天神
- 外四百九十五坪御年買地先規より境内之仕添別當 橋場總泉寺末眞言宗
- 同 一千四百二十五坪 天平九丁丑年 常光寺
- 同 一千四百二十五坪 弘治元乙卯年 蓮花寺門徒眞言宗
- 同 四百六十八坪 弘治三巳年 龍光寺
- 同 五百十三坪 天正十六戊子年 善龍寺末天台宗
- 同 五百七十坪 享保四辛戌年 蓮花寺門徒眞言宗
- 同 八百五十坪 慶長十五庚戌年 普門院門徒眞言宗
- 同 二百五十九坪 起立不知 寶性院
- 同 二百三十三坪 起立不知 熊野權現社地
- 同 四百三十坪 天正十八庚申年 淺草東光院末天台宗
- 同 三百二十八坪 元祿元乙辰年 淺草清光院末天台宗
- 同 三百二十坪 永祿六癸亥年 橋場總泉寺末眞言宗
- 同 一千三百二十坪 慈光院

- 同 五百九十八坪 元口二癸卯年 寶蓮寺
- 同 二十八坪 不知 寶蓮寺
- 同 五十一坪 不知 水神社地
- 同 三百二十三坪 不知 寶蓮寺
- 同 四百一十一坪 大永七丁亥年 吾妻森社地
- 同 一百三十坪 不知 兼門院
- 外百八十坪御年買地先規より社地之仕添 第六天社地
- 同 一千二百六坪 應安四辛亥年 香取明神社地
- 同 七十二坪 慶長十乙巳年 普門院門徒眞言宗
- 秀明院
- 同 五百坪 菅原信圓抱 幸府天神旅所
- 寛文三癸卯年本所奉行所より拜領仕置貞亨元午御代官大久
保平兵衛方より除地申付寺社奉行所より断相濟候旨別當信
圓申候
- 小梅村
- 同 一千八百四十二坪 元和元辰年 淺草寺末天台宗
- 有米門前町屋小間十五間三軒裏行三間此度取免門前町屋小間
二十六間二尺 延命寺
- 除地 一千三百七十八坪 慶長丙申年 駿州富士大石寺末日蓮宗
- 外三百十五坪御年買地先規より境内之仕添 常泉寺

- 御朱印地 寺島村 吉祥寺末曹洞宗
- 同 五千七百十八坪 内七百六十八坪境内にて地面下に有 法泉寺
- 同 四千九百坪 弘安三庚辰年 醍醐三寶院末眞言宗
- 除地 二百三十五坪 別當西院眞言宗 白髭明神社地
- 右白髭明神の宮古跡に紛無之段修覆申付候より元祿十一寅年
十一月寺社奉行より断申來
- 御朱印地 隅田村 彌次右衛門
- 一六千三百七十坪餘 貞享丙子年 東叡山佛口寺末天台宗
- 右境内先規不申候故大概を以知置候由 木母寺
- 同 二千五百二十坪餘 慶長十一丙午年 蓮華寺門徒眞言宗
- 多門寺
- 御朱印地 木下川村 六右衛門
- 一二町四方 貞觀二庚辰年 淺草寺末天台宗
- 右坪數の儀先規より定不申候 淨光寺
- 除地 一千二百四十八坪 大永七丁亥年 正福寺門徒眞言宗
- 同 四百八坪 慶長十巳酉年 萬福寺
- 同 二十四坪 同 蓮華寺門徒眞言宗
- 請地村 正覺寺
- 稻荷社地
- 彦左衛門

同 東光院門徒天台宗
 一六八十七坪 内百十六坪御年實地 正觀寺
 同 淺草寺末
 一千九百三十九坪 應仁元丁亥年 圓通寺
 同 稻荷社地
 同 阿彌陀堂
 同 一百六十八坪
 同 一百十七坪 講地村墓之下
 洲崎村
 一千二百七十一坪 不知 一樂院
 同 東叡山末天台宗 伊助
 同 長命寺
 同 右同地抱
 同 北木所最勝寺抱
 同 王子權現社地
 同 文右衛門
 同 寺島村蓮花寺門徒眞言宗
 同 善福院
 除地
 一五八十七坪 八幡社地寺内共
 永正十六卯年 外除地九十坪抱の羽塔場
 若宮村
 十一坪 八幡別當善福寺抱
 善左衛門村 稻荷社地
 洲崎村弘福寺抱 佐右衛門
 稻荷社地
 同 寺島村蓮花寺門徒眞言宗

一三三十五坪 慶長十九寅年 寶藏院
 同 一二十四坪 右同斷 山王社地
 同 葛西川村 九右衛門
 同 一四八十四坪 寶德二庚午年 東昌寺
 外百二十坪御年實地先規より境内之仕添
 同 一五十四坪 文安元甲子年 東漸寺
 外二百坪御年實地先規より境内之仕添
 同 一三二坪 起立不知 白髭明神社地
 東漸寺抱
 小村井村
 除地 一八九三坪 天文九庚子年 駒込吉祥寺末禪宗
 同 一六六坪 慶長十己巳年 明源寺
 同 一八三三六坪 寶蓮寺抱 香取明神社地
 一六六坪 諏訪明神社地
 二十坪 神明社地
 八郎右衛門
 御朱印地
 一萬坪 萬治元戌年 甲州身延山久遠
 寺弘通所法華宗 淨心寺
 拜領地九千四百八坪持添地三千三百七十七坪月番御長持に入
 本所深川寺社帳にあり
 一四五千五百坪 慶長十六辛亥年 京都智恩院末淨土宗
 雲光寺

一三三三十三坪 元祿四辛未年 京都妙心寺末禪宗
 古跡 門前町家五十間北三十間南十五間 要津寺
 一六六坪 文祿二癸巳年 京都智恩院淨土宗
 一八八坪 寛永十癸子年 法禪寺
 市谷月桂寺末禪宗
 同 一千七百六十坪 元和二丙辰年 惠然寺
 増上寺末淨土宗
 同 一千五十坪 寛永五戊年 駒込高林寺末曹洞宗
 同 一三萬五千五百六十七坪 起立寛永元甲子年 智恩院末
 表門町家十一軒表五十五間餘裏門前町家二十三軒東側表四
 十四間餘裏行十三間西側四十六間餘 靈巖寺
 除地
 一四九二十五坪 寛永六己巳年 永代寺末眞言宗
 同 一四九一坪 同年 萬德院
 同 一六八十七坪 慶長十一丙午年 西念寺
 山城國黃檗山末
 同 一五十六坪 寛永六己巳年 正源寺末淨土宗
 正覺寺
 同 二百十坪 右同年 東本願寺末
 同 一六七十坪 慶長十一丙午年 因速寺
 京智恩院末
 同 一千五百五十坪 寛永七庚午年 越後國村上耕雲寺末曹洞宗
 長慶寺末 長慶寺
 同 一百四十六坪 同年 中興寺
 葛西善養寺末眞言宗

一八三三五坪 寛永六己巳年 法乘院
 海邊新田
 一三三十五坪 慶長年中 京都智恩院末
 古跡 一七百坪 寛永十四五年 京都妙心寺末禪宗
 一六六十二坪 寛永六己巳年 智恩院末
 同 一四十八坪 寛永七年 南本所善養寺抱
 同 一千五百八十八坪 慶長元申年 右同寺抱
 門前町七軒表四十六間餘裏行南方八間北十一間餘 神明社地
 永代新田
 一六萬三千五百五十二坪 寛永四卯年 仁和寺末眞言宗八幡別當
 右の内門前町家大屋九十七軒 永代寺
 馬場通り南側二百九十六間餘 馬場通り御橋横町八十間
 南表町百八十四間半
 同 同四十町八十三間護持院兼帶深川
 同 同北側百五十六間半
 北表二百六十八間永代浦
 同 同北表百八十八間半
 右寺社奉行より斷申來
 一千七十坪 新義眞言宗
 同 門前町家南側表門より東之折廻り小間三十六間同西之小間十
 五間

猿江村 除地 一三百五十坪 寛永八辛未年 京都妙蓮寺末法華宗
外七百三坪 稻荷別當 妙壽寺

大嶋村 同 一千五百三坪 慶長元年 八右衛門新田 八右衛門
内七百六坪御年買地元禄五申年古跡並に被仰付候由
勝智 龜戸村普門院門徒眞言宗

同 八百五十五坪 寛永三丙寅年 小湊生寺末法華宗
同 一百六十八坪 同年 常山方別當 妙久寺
同 一百四坪 二百二十坪と有八間四方 海福(イ)益寺抱 觀音堂

萩新田 除地 一五十七坪 寛永三寅年 上妙七 勘七
同 一四十八坪六十坪 内三千六百坪御年 龜戸村普門院門徒眞言宗 持寶院

龜高村 又兵衛新田 羽黒山寶前院末古義眞言宗 永福寺
除地 一六三坪 長福寺と申候處永福寺と改候旨上野役備前居米石河近江守より申越候享保元丙申年七月御用番阿部豊後守殿之申上候

獵師町富吉町 助十郎

同 一四十二坪 寛永六己巳年 高野山金剛三昧院末眞言宗
内十二坪御年買地先規より境内之仕添稻荷別當 清光寺
同 一七三坪 同年 増上寺末淨土宗 正源寺

八郎右衛門新田 同 一六三坪 同年 南本所泉養寺抱 八郎右衛門
砂村新田 但年數新田 神明社地
同 一八三坪 寛文五己巳年 永代寺抱 彌兵衛助
南新田 年買地 長田甚左衛門
同 一四三坪 慶長元申年 駒込大圓寺末眞言宗 土屋忠兵衛
同 一七三坪 今花藏寺と成る 碩逆寺
同 一八七坪 元和七申年 淺草清水寺末天台宗 出山寺
同 一四二坪 元禄五申年 下谷福院末淨土宗 威應寺
同 一九五坪 元和八辛酉年 京都妙心寺末禪宗 即現寺
同 一九七坪 文禄元壬辰年 下總國佐野妙源寺末法華宗 妙源寺

中之郷

一六八八十九坪 寛永三丙寅年 京都妙心寺末禪宗 定林院
一二二十九坪 寛永六己巳年 淺草寺末天台宗本所中の郷 南院抱地
一三三坪 寛永八辛卯年 牛込光興寺末淨土宗 長立寺
一十七坪 慶安三庚亥年 元禄六四年古跡並被仰付 東本願寺末 源光寺
一二一七十一坪 寛永二乙丑年 京都妙心寺末禪宗 松嶺寺
一四四六坪 慶長二丁酉年 成願寺末天台宗 自性寺
右自性院境内坪數三百坪餘外河岸控地面百六十坪餘相極垣川 通家作の停止の旨申渡候段寺社奉行之申來 京都妙心寺末禪宗 嶺松院

一三三坪餘 外九十六坪餘御年買地日先規仕添 富士大名寺末法華宗 妙線寺
一六三二十八坪 寛永六己巳年 赤坂種徳寺禪宗 圓命寺
一四九十五坪 天文十九庚寅年 蓮花寺門徒眞言宗 眞光寺
一六三坪 慶長十九甲寅年 淺草門徒天台宗 正圓寺
一千四百十坪 内二百七十坪從先規除地 蓮花寺門徒眞言宗 西藏院
一千二百坪 大永元辛巳年

一二七五坪 慶長五庚子年 長福寺
同 一四三三坪 慶長十八癸巳年 吉祥寺末禪宗 圓徳寺
同 一三三坪 慶長七壬寅年 蓮花寺門徒眞言宗 正福寺
同 一三三四坪 寛文四丁卯年 山城國萬福寺末禪宗 弘福寺
同 一五二坪 寛永六己巳年 四谷龍昌寺末眞言宗 善徳寺
同 一六六十五坪 高野山大徳院末深川富岡町 松林寺
同 一七三坪 元禄六四年 京都妙心寺末禪宗 宜雲寺
同 一五五十一坪 慶長十五辛亥年 普門院末眞言宗 寶塔寺
同 一二千七百坪 古跡並被仰付 但百二十坪古跡寺地遺立礎千五百八十坪持添地内百坪明塔場 外に有 右寶塔寺除地の内角にて門前百姓家一棟八坪七合五勺有享保二酉年八月大風にて吹潰申候間差置候付先規の通再建仕度旨願出寺社奉行所吟味仕來に紛なく差免町家之間敷作事仕間敷旨 詔文 享保十巳年八月九日申上御紙紙 黒田左近將監殿之申上る

御帳對讀相濟

靈巖島横堀町とあり

拜領

高野山寶性院末寺

一社内 表十間二尺
裏にて九間一尺
裏にて二十四間二尺三寸

圓覺寺

當寺三十八年
延寶九年より常住入院仕候由延寶七己未年御帳吟味に付き
申來る

右本所深川抱屋鋪町屋敷并寺社共控得行瀬名氏所
藏而使印野澤生寫

寛政癸丑冬日

杏花園

明治四十年三月三十日印刷
明治四十年四月十日發行

新百家
說林家蜀山人全集卷一

編輯兼
發行者

合資
會社 吉川弘文館

代表者

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町一丁目三番地

印刷者

本間季男

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷所

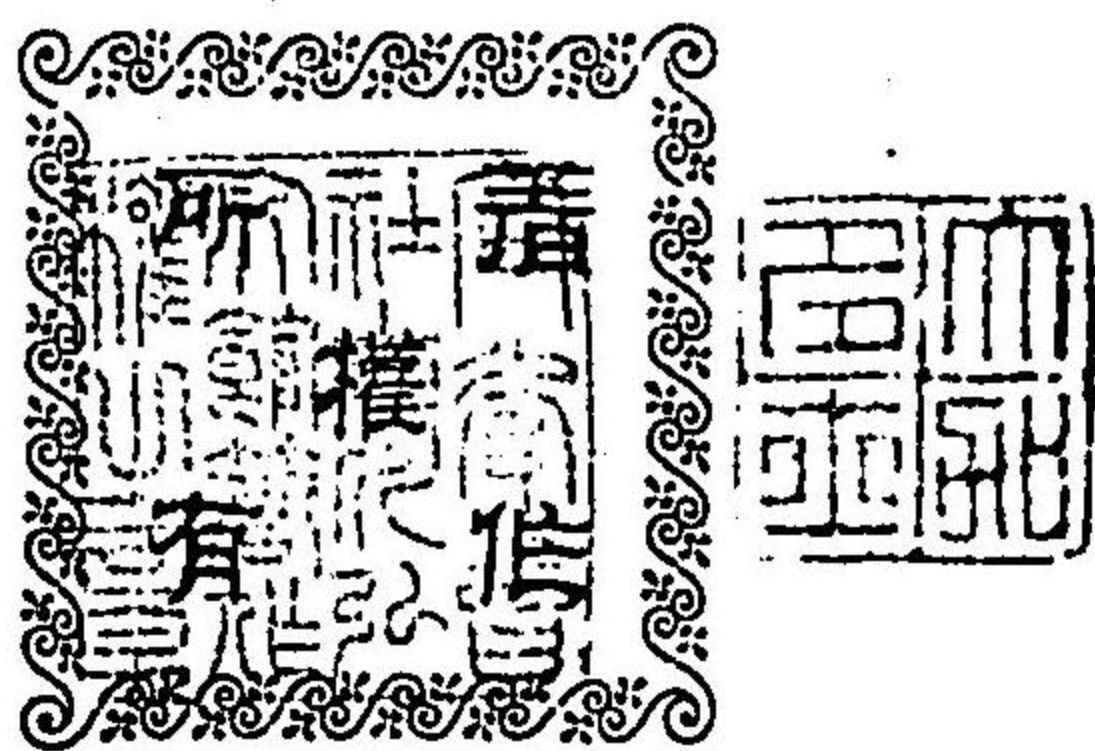
内外印刷株式會社分工場

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所

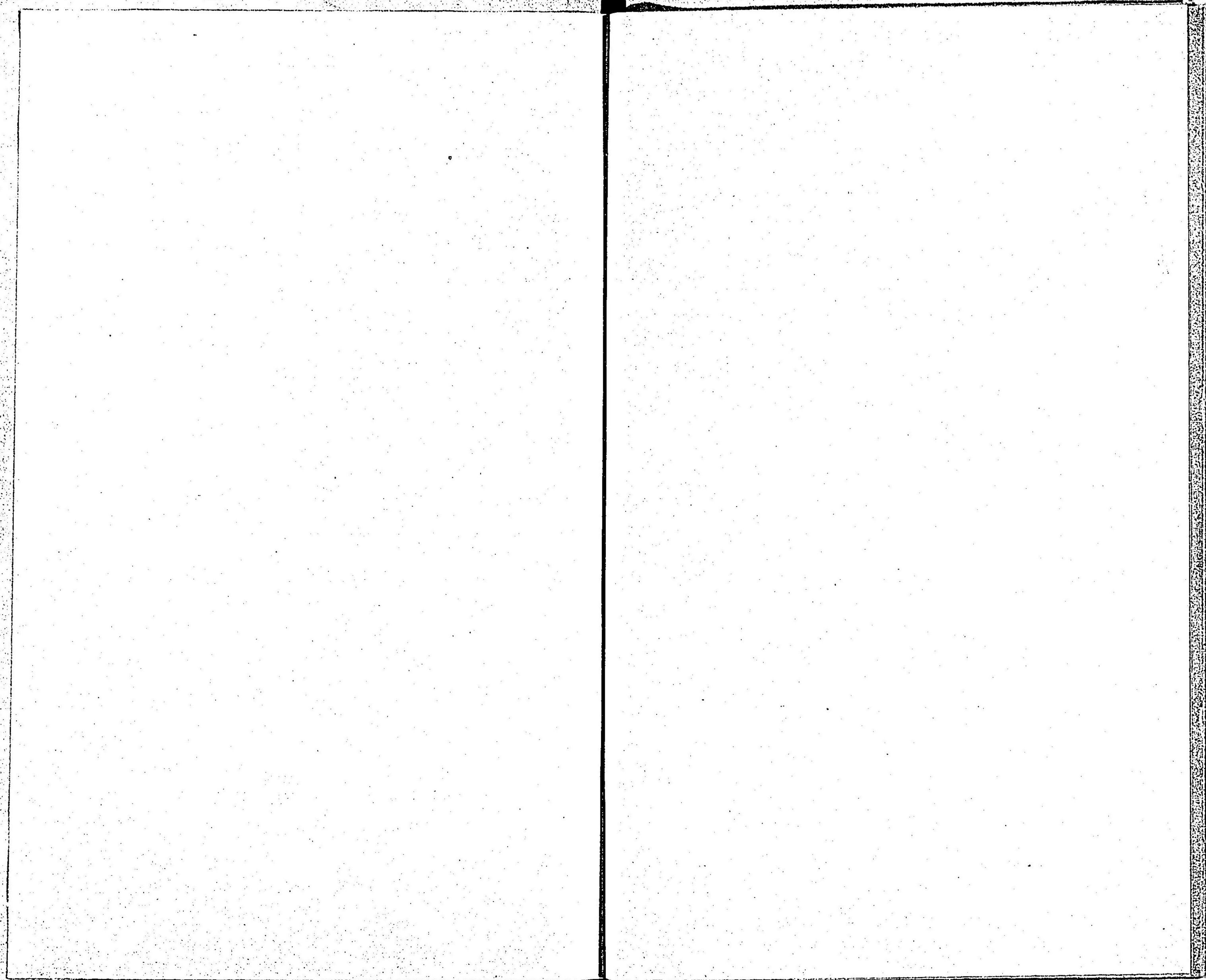
東京

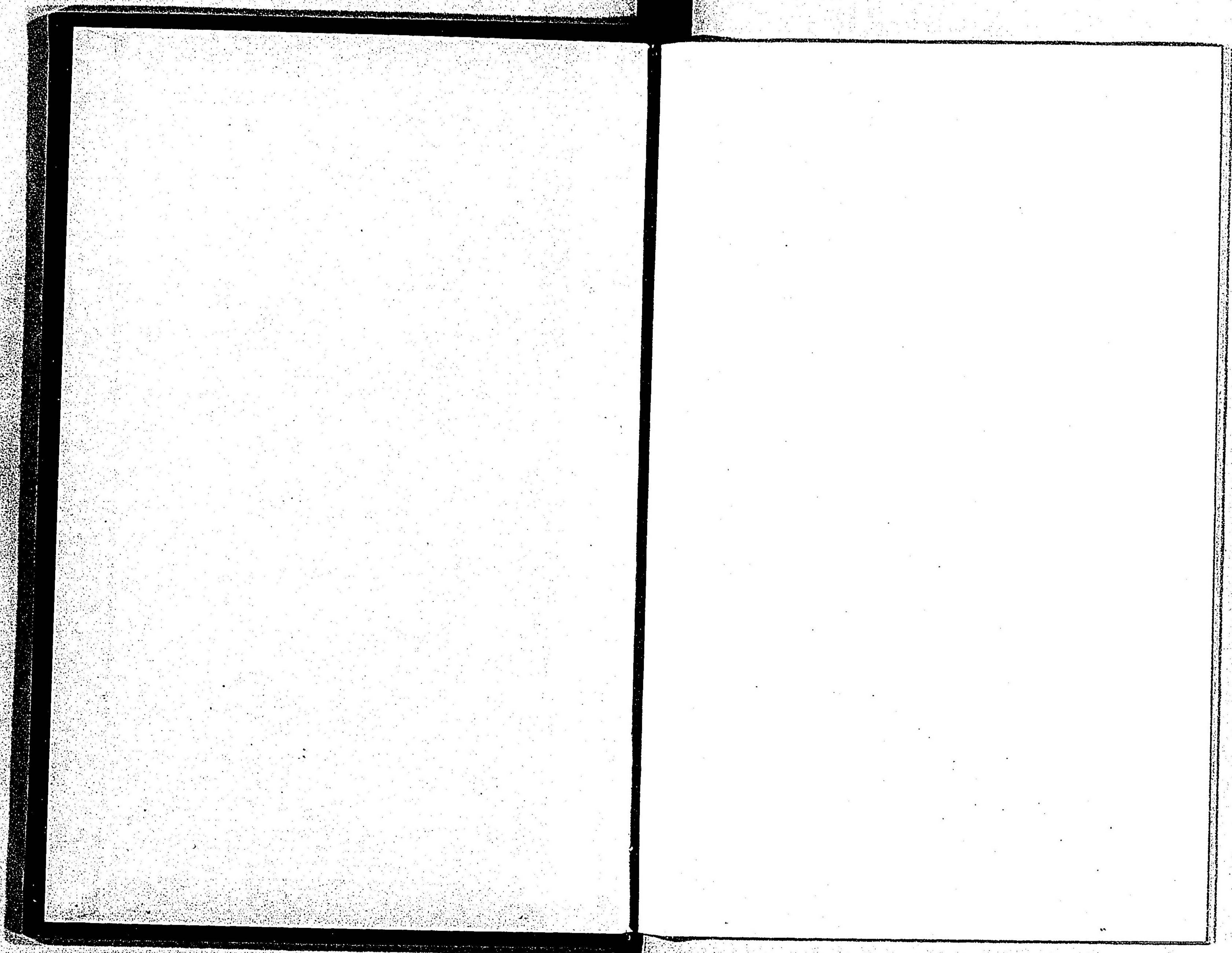
合資
會社 吉川弘文館

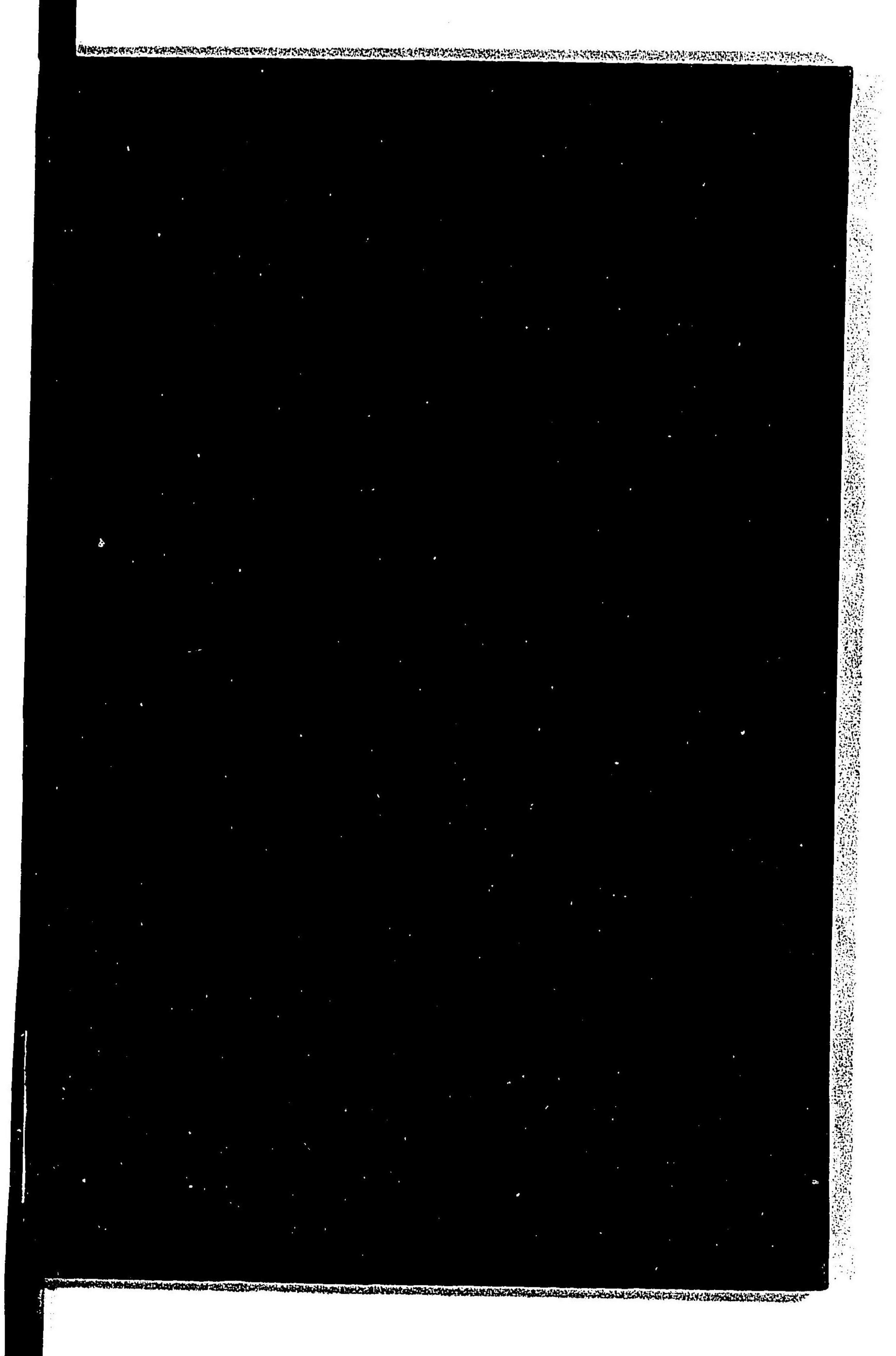


25C-69

製本由美







918.5

9846A

084913-001-8

918.5-0846s

蜀山人全集

吉川弘文館

M40-41

DBB-0188

